

郡山女子大学
自己評価報告書・本編

[日本高等教育評価機構]

平成 21 年 6 月
郡山女子大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	2
II. 郡山女子大学の沿革と現況（総務担当）	3
1. 本学の沿革	3
2. 本学の現況	4
III. 「基準」ごとの自己評価	5
基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	5
基準2 教育研究組織	7
基準3 教育課程	13
基準4 学生	35
基準5 教員	48
基準6 職員	53
基準7 管理運営	56
基準8 財務	60
基準9 教育研究環境	63
基準10 社会連携	70
基準11 社会的責務	75
IV. 特記事項	80
1. アドバイザー・リーダー制	80
2. 教養講座	81
3. 芸術鑑賞講座	83
4. エコアクション21	87
5. 屋上菜園での食と農と命の教育の実践	89
6. ネーチャードームとフーコー振り子	91
7. ノート型モバイルパソコンの無償貸与	92

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

(1) 教育理念と建学の精神

学校法人郡山開成学園は、昭和 22 年 4 月、郡山女子専門学院を創設した。戦後の荒廃した世相の中、学園長関口富左（教育学博士）は、「女性が一個の人間として自己を磨き、成長しうる場を創りたい」との願いを込め、女性の高等教育の普及と向上を目指したのである。現在でこそ女性の教育の機会は大変拡大したが、創立当時の社会情勢は全般的に見て教育水準も低く、女性の高等教育に対する理解も低かった。そのような中で、大学の目的は職業的な実力や資格を与えるだけでなく、広い知識を英知にかえ、生涯磨き続ける基礎的教育を行い、社会において活躍し、また家庭生活を主宰するなど、「私がいるとき、私が役立つことのできる人間を育てるべきである」という基本的な考えを貫き、謙虚な心情を育成する意味で創立以来「家政学」を必修としてきている。創立以来 62 年の歴史を刻んでいるが、その間、短期大学、大学、大学院、附属高等学校、附属幼稚園を擁し、女子の総合学園として互いの連携を高めながら「人間生活を学ぶ」という哲学的基盤を持った新しい家政学を世に広めてきた。

本学の教育目標は、建学精神の「尊敬」「責任」「自由」である。それは、互いの個性を尊重し、敬愛できる豊かな人間性を創ること。そして他者においてそれを認めること。人間として存在するためには責任ある行動で社会への自覚をもちうるということをも基盤として、学園の規則を守りながら、個人の求める、あらゆる自由な発想と研究とで個性豊かな人格を創るということである。つまり、個性を重視し、互いを理解する「個の確立と他との協調」をもって、自主、自立できる女性としての人間育成を図るのが目的であり、確かな学問研究と教養を備えた創造性豊かな女性を社会に送り出すことを教育目標としている。

(2) 郡山女子大学と家政学

本学は、女子大学の中でも家政学系で有数の伝統ある私学である。昭和 41 年、東北地方では初めて、生活経営学科、被服学科、食物栄養学科の三学科による家政学部 4 年制大学を開校した。以来、“女性はどうあるべきか”という課題についての研究に取り組んできた。家政学の価値は、家庭内で営まれる衣・食・住を中心としたものから、人間を取り巻くあらゆる環境との関連という大きな命題を背負うことに移ってきた。その流れの中で本学独自の家政哲学として『人間守護』の理念を持って家政学の独自性、方法論をまとめ、「学」としての家政学を樹立した。哲学的基盤をもった新しい家政学の誕生である。その後、昭和 61 年には家政学の総合化と専門化を図るため、家政学部を「人間生活学科」と「食物栄養学科」に改組した。「人間生活」を科名にしたのは本学が日本で初めてである。

人間生活学科は生活重視、生活優先の時代に即した生活福祉、生活経営、生活情報、住生活、衣生活、食生活、人間環境、建築デザイン等々を学ぶ学科である。一方、食物栄養学科は、管理栄養士の養成機関としての役割をもち、昭和 41 年に国から最初に指定を受けた養成施設の一つとして実績を積み上げてきている。

Ⅱ. 郡山女子大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

学校法人開成学園は、戦後の荒廃した世相の中で、女性の高等教育の普及と向上を図り社会の安定に寄与するため、「尊敬」「責任」「自由」を建学の精神として昭和22年4月教養教育を重視した郡山女子専門学院を創設し平成21年度に創立63周年を迎えた。

- 昭和22年 4月 郡山女子専門学院創設
- 昭和24年 11月 財団法人郡山開成学園創立認可
- 昭和25年 4月 郡山女子短期大学家政科を開設
- 昭和26年 3月 財団法人を学校法人に組織変更、学校法人郡山開成学園に改組
- 昭和30年 4月 郡山女子短期大学に保育科及び生活芸術科を増設
保育科の実習園たる附属幼稚園を付設
- 昭和32年 4月 附属高等学校を新設
- 昭和40年 4月 附属高等学校に音楽科、デザイン科、食物科を新設
- 昭和41年 4月 郡山女子大学家政学部を開設
大学開設により郡山女子大学短期大学を郡山女子大学短期大学部に改称
- 昭和41年 4月 創立20周年を迎え種々の記念行事を行う
- 昭和43年 4月 郡山女子大学短期大学部に音楽科を増設、家政科を家政専攻・食物栄養専攻に分離
- 昭和48年 4月 附属高等学校デザイン科を美術科に改称
- 昭和51年 4月 創立30周年を迎え種々の記念行事を行う
- 昭和56年 4月 郡山女子大学短期大学部に文化学科を増設
- 昭和60年 4月 附属高等学校普通科に英語コース新設
- 昭和61年 10月 創立40周年記念式典挙行。他各種の記念行事を行う
- 昭和61年 12月 大学家政学部の既設学科（生活経営学科、被服学科、食物栄養学科食物栄養学専攻）を改編し、人間生活学科を設置認可。
同じくカリキュラム変更による食物栄養学科を更新。
- 平成4年 4月 郡山女子大学大学院開設・人間生活学研究科修士課程を設置
- 平成5年 12月 郡山女子大学・同短期大学部、放送大学学園と単位互換に関する協定書締結。
- 平成7年 6月 ハワイ州立大学機構と姉妹校締結。学術相互交流を推進
- 平成8年 4月 大学院博士（後期）課程開設
- 平成8年 10月 学園創立50周年記念式典挙行
- 平成9年 6月 放送大学福島学習センターの母体校となる。
- 平成12年 4月 郡山女子大学短期大学部に専攻科（文化学専攻）を開設
- 平成13年 4月 附属高等学校英語コースを英語コミュニケーションコースに改称
- 平成14年 4月 大学院に昼夜開講制導入
短期大学部家政科に福祉情報専攻開設

郡山女子大学

- 平成 15 年 3 月 大学院で初の学位記授与。家政学博士 5 名誕生
- 平成 15 年 4 月 附属高等学校全日制普通科を、総合学芸・スポーツ健康系・外国語系・自然科学系・人文学系の五コース制に改称
- 平成 17 年 3 月 大学院学位記授与。家政学博士 1 名誕生。
- 平成 18 年 4 月 郡山女子大学家政学部人間生活学科にコース制を新設（生活総合コース、福祉コース、建築デザインコース）
- 平成 18 年 4 月 学園創立 60 周年学内記念式典挙行
- 平成 18 年 4 月 屋上菜園開設
- 平成 18 年 10 月 食生活・栄養研究所開設
- 平成 18 年 10 月 学園創立 60 周年記念式典挙行
- 平成 19 年 4 月 郡山女子大学短期大学部保育科を幼児教育学科に名称変更
- 平成 20 年 4 月 大学院学位記授与。家政学博士 2 名誕生【現在迄 8 名が授与】

2. 本学の現況

・大学名

郡山女子大学大学院
郡山女子大学

・所在地

福島県郡山市開成三丁目 25 番 2 号

・学部の構成

大学院

◇人間生活学研究科→人間生活学専攻 博士後期課程・修士課程

・大学家政学部

◇人間生活学科
◇食物栄養学科

・学生数【平成 21 年 5 月 1 日】

大学院 計 6 名

◇修士課程 6 名（収容定員 20 名）

大学 計 462 名

◇人間生活学科 127 名（収容定員 220 名）

◇食物栄養学科 335 名（収容定員 340 名）

・教員数【平成 21 年 5 月 1 日】

◇教授 16 名、准教授 7 名、講師 12 名、助教 2 名、助手 5 名

計 42 名

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 1-1の事実の説明(現状)

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

入学案内、入学者選抜要項、学園ホームページ、入学式での学長告示、学生手帳(開成)、学内外のオリエンテーション、学園報「開成の杜」の他、あらゆる機会を捉え、建学の精神を基軸とした人間形成の重要性を教育している。また、教職員に対しては、年度初めの全体職員会、年度末全体職員会、教授会、学園教育充実研究会(FD, SDを含む)に於いてその徹底を図っている。

(2) 1-1の自己評価

各学科の授業内容に於いても教科の特性に応じ、建学の精神が盛り込まれると同時に毎週一コマの集会時に更なる徹底が図られている他、学園報「開成の杜」(ホームページを含む)により適切に周知されていると考える。また、本学園家族会(保護者の会)も積極的な理解を示し、地域社会への普及を進めている。

(3) 1-1の改善・向上方策

建学の精神は不易なものであり、民主主義社会に生活する人間としての原点と考える。従って、建学の精神を見直す必要もなく、建学の精神による教育の向上と充実を更に深めてゆくべきものとする。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 1-2の事実の説明(現状)

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

本学は学則第一条に「家政学に関する高度の学芸を教授研究し、生活文化の向上と社会開発に寄与する専門職業人としての教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い、女性の特質をもって世界平和と人類の福祉とに貢献しようとする人物を育成することを目的とする」と、その使命・目的を定め、前述、各項目で記した如く、建学の精神を基盤とした教育内容は人間守護の理念に基づく家政哲学の実践であり、広く社会に受け入れられている。その結果として、多くの卒業生が夫々に立場を得て社会の発展に貢献しており、多様な機会を捉え、常に学外への周知に努めている。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

郡山女子大学家政学部の使命・目的は人間守護の理念を普及・向上させることにあり、各教科の教育の根幹を形成する理念である。従って、全ての教職員は人間守護の理念を理解しており、その実践にあたっている。各教員は担当する教科に於いて、その理念を旨として授業を進めている。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

入学案内、入学者選抜要項、学園ホームページ、学園報「開成の杜」には、使命・目的が盛り込まれて入る他、『家政哲学』『人間守護の家政学』『人間生活学論考』等の著書により、広く公表されている。

(2) 1-2の自己評価

近年の高等教育は概ね経済活動に直結する分野、即ち、職業を意識した教育内容が主流を形成しているが、人間は心身ともに安定した生活の基盤が不可欠で、それが崩れることにより、様々な齟齬を生み、多様な社会問題を惹起せしめる原因とも云えるもので、本学教育の理念である人間守護の家政学は現代社会に不可欠な位置を占めていると考える。従って、本学教育の使命・目的を達成するため、更なる研究と教育の充実を図る必要があると考えている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

種々混迷を深める現代社会には、多様な人間疎外や差別化が進行しており、人間守護の家政哲学が家庭のみならず、あらゆる分野に求められようとしている状況に鑑み、家政哲学が果たすべき役割は大きい。従って、家政哲学の更なる探求を継続・向上させることにより、様々な分野の発展に貢献が期待されることから、多領域を組み込んだ研究を深め、人類の福祉と平和に寄与する努力を継続したい。

基準1全体の自己評価

本学の建学の精神や教育の使命・目的は着実に推進されていると評価している。特に昨今はシラバスに使命・目的を記す教員が多く見られるようになってきたことは喜ばしい。

基準1全体の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神や教育の使命・目的に齟齬はなく、現代社会に不可欠な内容と思料している。この命題を如何に普及し向上せしめるかは、挙学一致の課題であり、同窓生、在学生、保護者、教職員が一致協力して理解し、実践できる体制の整備が必要であると考えている。その為には、前記(3)1-2に記した将来計画の実施を推進すべく、方策を模索しているところである。

基準2 教育研究組織

2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

（1）2-1の事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関の教育研究組織が、適切な規模を有しているか。

本学の教育研究は、人間生活の基本である「尊敬・責任・自由」を建学の精神として、家政学に関する高度な教育研究を行い、生活文化の向上と社会開発に寄与する豊かな教養と専門的な知識と技術を有する専門職業人としての教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を養い、女性としての特質をもって世界平和と人類の福祉とに貢献する人物の育成を目的として行っている。

関口富左学長が家政哲学による人間守護の理念を持った家政学の独自性、方法論を研究し「学」としての新しい家政学を構築した。本学はその理論を発展させるための家政学部とし、人間生活学科と食物栄養学科の2学科と大学院人間生活学研究科に修士課程と博士課程を設置している。

①人間生活学科

昭和62年4月、全国にさきがけて開設された人間生活学科は、関口富左学長が日本で初めて構築した「家政哲学」による人間守護に基づき、人と物とのかかわりにおいて、人間を中心とし、人間の生活を守り向上させ、よりよい生活を実現するために学ぶことを目的とする。この教育目的を一層達成するために、平成18年4月、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースの3コース制を導入し、それぞれのコースにおいて家政学関係基礎科目による教養教育に加え、専門科目による専門教育を通して、生活及び福祉、建築関連の専門性を有する、社会に有為な人材の育成を進めている。それぞれのコースは、少人数制を基本とし、本学のアドバイザー制の下で、入学から卒業まで、学生一人一人に対する生活上及び勉学上、進路上の助言を行っている。取得できる主な免許及び資格については、3コース共通に中学校・高等学校教諭一種免許状（家庭）が取得でき、福祉コースはその他に、高等学校教諭一種免許状（福祉）が得られる。資格として、生活総合コースは、二級衣料管理士認定受験資格、社会福祉主事任用資格が取得でき、福祉コースでは、社会福祉主事任用資格、平成19年4月より介護福祉士国家資格、社会福祉士国家試験受験資格が得られる。建築デザインコースは、一級建築士受験資格（実務経験2年）、二級建築士受験資格（実務経験0年）、商業施設士補を取得できる。人間生活学科の教員構成は、学科の教育目的の達成が期待しうる適切な数の教員を確保している。教授7名、准教授4名、講師6名である。

②食物栄養学科

食物栄養学科の教育目標の第1は、「管理栄養士」の養成であるので、本学科ではコースに分けず、全員が管理栄養士を目指したカリキュラムで学んでいる。オープンキャンパス

における食物栄養学科の模擬授業への参加者のアンケートや入学試験の面接の際の志望動機の説明から、本学科への入学者のほとんどが管理栄養士を目指していることが明らかである。

1年次に開講される基礎専門科目の主要なものは、クラス別（1クラスの定員は40名）で開講しており、また、3年次の実習は、3年次編入学生が加わって定員90名となるので、3編成で実施しており、行き届いた指導がしやすい規模で実施している。しかし、2年次から開講される専門科目の中には、A、B両クラスを合同して開講している授業がある。

平成21年度の本学科の教員構成は、教授9名、准教授3名、講師6名、助教・助手5名からなっており、専門科目を担当するとともに、教養科目も分担している。管理栄養士養成課程としての基準に照らしてみると、助手については、いずれも管理栄養士の資格を保有しており、厚生労働省の基準を満たしている。

平成18年度に開設された食生活・健康研究所は、食物栄養学科と密接な関連の元に運営されている。すなわち、本研究所は、食物栄養学科教員を主体とした本学教員の食物・栄養に関する研究成果を地域住民に還元するとともに、食物栄養学科に所属している管理栄養士の免許を保有している若手教員の管理栄養士としての実践の場として活用することを意図している。

③大学院

本学大学院は、人間生活学研究科人間生活学専攻の一研究科、一専攻である。人間生活学研究科には修士課程及び博士（後期）課程が設けられ、11名の専任教員が指導にあっている。その他に、13名の兼任講師が講義、演習、実験を担当している。人間生活学研究科は、大学人間生活学科及び食物栄養学科を基礎としている。修士課程は、本学が日本で初めて確立した家政哲学による「人間守護」の理念に基づき、人間生活について、総合性という新しい学問としての捉え方を究めることをねらいとし、研究者及び高度の専門的職業人の育成を目指している。博士（後期）課程は、修士課程と連動し、家政学及び生活学の原理論の確立をはかるとともに、家庭及び生活学の本質を究明し、広く、地域、国及び世界における生活の安定のための方途を樹立することを目的としている。

大学における家政学原論の担当者・研究者及び生活関連領域の高度な専門職業人の輩出を意図している。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれに相互に適切な関連性を保っているか。

本学では、大学の教育研究の目的を達成するために、各組織が有機的に連携できるように工夫している。まず、学部レベルでは、人間生活学科と食物栄養学科の特色はそれぞれ異なるが、学科間の縦割りの弊害を避け、それぞれの学科が家政学部を共に構成する学科であるようにするために、両学科が家政学原論Ⅰ・Ⅱの4単位を必修化し、それゆえ、両学科とも、本学独自の「人間守護の家政学」を共通基盤にもち、根本的な連携を有している。また、本学の研究機関である「食生活・栄養学研究所」は、主に、食物栄養学科の専任教員が主宰し、その研究成果は、本学全体の学生の教育研究に還元されている。さらに、大学と大学院との連携を図るために、大学院人間生活学研究科の教員は、人間生活学科及

び食物栄養学科の専任教員が兼務しており、その意味で、大学院と大学との関係は密接な連携の下にある。また、特に、人間生活学科のカリキュラム上の区分である、人間学系、生活学系、生活科学系と修士課程のカリキュラム上の領域である、人間学系、生活学系、生活科学系、博士（後期）課程の領域である、人間学系、生活学系が対応関係にあり、学科と研究科のカリキュラムが連携的、発展的構成となっている。

大学は1学部、2学科から構成されており、教授会には大学の専任講師以上の全教員が参加しているので、学部としての意思疎通は十分果たされている。また、大学院人間生活学研究科についても食物栄養学科の教員が講義、実習を分担しており、食物栄養学科の卒業生からも人間生活学研究科に進学して、大学での研究を発展させている。

また、平成18年度には、本学に新たに食生活・栄養研究所を設立したが、学科内に多数の管理栄養士の免許を有する教員がいることから、地域住民に対する栄養相談をはじめ、栄養教育の実践の場となっている。

（2）2-1の自己評価

大学各学科、大学院の教育研究は、建学の精神を基本とし、人間守護の理念を持つ独自の家政学・人間生活学を中心に新しい学問を確立し、規模は小さいが常に教育の本質を求め展開されているため評価できる。

大学での教育研究の使命である人格の形成、個性の発掘・発展、高度で広範囲な知識や技術、知の創造と人間社会への還元を実施するため、大学、大学院、附属研究施設が同敷地に設置され総合的に連携できる教育環境にあることで教育研究は効率的に行われている。

教職員の連携もとれ、大学の家政哲学研究会の教員がそれぞれの専門分野を執筆、「人間守護の家政学」を家政教育社から出版し、本学の中心学問としての教育研究を実施している。このような例は少ないと考えられ、また、大学、大学院、短期大学、附属高等学校、附属幼稚園の全教職員とそれぞれの事務職員により『時代と教育－われらの学園－』を出版し、学園全体で教育の本質を追い求めていることも高く評価できる。

「時代と教育」は、平成14年に本法人が設置する各学校(大学、短期大学、高等学校、幼稚園)に在職する全教職員233人が、「時代と教育」というテーマで執筆し、学園創立55年記念として出版したものであり、学園全体が建学の精神の高揚に努め、常に教育の本質を追い求めている事実と確信し、評価に値するものである。

大学、大学院、同じ敷地に設置している短期大学、附属高等学校、附属幼稚園、附属研究施設が組織体としては、全体として融和され、本大学の教育研究上の活動を展開する上で望ましい体制である。

（3）2-1の改善・向上方策

本大学の教育研究は、建学の精神である尊敬・責任・自由を基本とし、本学独自の人間守護の家政学を確立し、その中心学問とし大学、大学院、附属研究機関の連携を密に行われていることは評価できる。今後の課題として、第一に、人間生活学科においては教育目的を達成するために、学生や社会のニーズに対応して、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースの3コース制を導入し、それぞれのコースにおいてカリキュラムの充実を図ってきたが、定員が充足していないので、コース制の特色等について周知徹底を図

るべく学科教職員が一丸となって社会に有為な人材を育成するとともに定員の充足に努力している。第二に、食物栄養学科の教育目標は、人間生活の基本は健康のための食と栄養であることを理解させ、管理栄養士の養成を行う。その目的を達成するためには管理栄養士国家試験合格率の向上が必須なものであり、学科教職員が一致協力し、わかる授業のための研究が必要であり改善への努力が進行している。第三に、大学院の活性化を図るため研究活動の活性化、特に本大学の独自性である人間守護の家政学を基として、人間生活の向上発展に寄与する総合的研究が必要である。大学の人間生活学科や食物栄養学科のカリキュラムは改組されているので大学院のカリキュラムの検討が必要である。また、大学院の定員確保のため、大学において本学独自の人間生活学を学ぶ意欲、研究の意欲を駆り立てる指導や修了後の就職についての支援を行いたい。第四に、本学では食物栄養学で得た知見を社会に還元することを目的として、食生活・栄養研究所が開設されたが、利用者が少ないので運営委員会を中心に全学的に活性化を促進する。

2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 2-2の事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

平成20年度学校法人郡山開成学園附属機関の研究会として、「教養教育研究会」がある。8名の委員（学務部部長を含む）と1名の係（学務部教務課員）で構成されている。この研究会は「教育研究所」のもと、「学園教育充実研究会」と並列して組織化されている（学園組織図参照）。また、別組織として、芸術文化教育としての「芸術鑑賞講座委員会」と「教養講座委員会」がある。教養教育の更なる充実を図るためには、担当教員の密なる連携による体系的な教育内容の確立が求められる。カリキュラム上での教養教育科目には、大学における家政学関係基礎科目として、人間関係科目に6科目、生活関係科目に5科目、生活科学関係科目に3科目、語学関係科目に7科目、健康関係科目に1科目、特殊科目（芸術鑑賞講座・教養講座）に4科目、計26科目がある。その他、短大における生活基礎科目（単位互換）として、16科目がある。専門科目に至るこれらの履修が編成されている。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

教養教育科目としての家政学関係基礎科目（大学）や生活基礎科目（短大）の授業を通して、また、各学科が行っている日常の学生指導を通して、更に、芸術鑑賞講座や教養講座の実施を通して、教職員一人ひとりが常に責任ある立場に立ち、きめ細かく学生一人ひとりに対して人間形成教育を遂行している。

(2) 2-2の自己評価

人間形成のための取り組みは、教養課程における教育科目、外国語科目、健康科目、特殊な科目としての教養講座、芸術鑑賞講座が実施され、人間形成の面で大きな成果を発揮しているといえる。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

改善・向上方策が必要とされる事は、職業人を養成する前に人間としての教養教育の重要性を強化する研究会の設置とそれによる学長の指導の下、教職員が一貫した考えによって教育研究がなされるべきである。また、学問は段階的に学ぶことによって発展することから、基礎教養科目に関する教育内容が充実することを周知徹底したい。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 2-3の事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

教育方針等を形成する組織と意思決定の組織は、理事会、評議委員会、大学院研究科委員会、大学・短期大学部合同の主任教授会、大学教授会がある。

教授会は、専任の教授、准教授、講師から構成され、学長を中心に教育研究に関わる基本の重要事項を審議・決定する。なお、教授会において審議する事項は、教育課程に関する事項、教員の昇任及び資格審査に関する事項、学則及び諸規則に関する事項、学生の学業成績及び卒業に関する事項、学生の入学、退学、休学、復学、転科、転学、留学、再入学及び除籍等に関する事項、学生の賞罰に関する事項、その他学長が諮問する事項または教授上重要な事項である。

全学的な委員会は、学長を委員長とし、学園教育充実研究会、人間生活論考普及研究会、教育機器研究会、国際交流推進委員会、生涯学習開発連携委員会、芸術鑑賞講座委員会、教養講座委員会、環境委員会等が設置され相互が連携して、教育研究を実施している。また、教育事務関係の機関として、横の連携を強化して的確に教育研究を行うため学園全体連絡会を設置している。学園全体連絡会は学園長、学長、理事長、副学長と学園内各部署の長から構成されている。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

大学の使命・目的に基づく教育研究上の機能を遂行するために重要な役割を果たしているのは理事会、評議委員会などで、学園長、学長、のリーダーシップのもと計画立案され、意思統一が図られた上で教授会に提案された後に審議決定され教育研究が実施される。

学生からの要求に対する対応は、学務部の教務課と学生生活課、就職部などの部署と各アドバイザー、各学科主任などが連携し対応している。本学の学生指導はアドバイザー制をとり、アドバイザーと各部署や保護者との連携を図り、学生の学習面、学友会、各クラブ活動、同好会活動、奨学金、アルバイト等の学生生活全般の指導を行い、学生の要求に対して適切な指導を行っている。

アドバイザー制は、少人数の学生を1グループとし教員が担当し、多様な学生の学習、生活の両面からの様々な要求・悩みに対応し適切な教育を実施している。

(2) 2-3の自己評価

本学の教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は、学長を中心とした全体的組織構成

として整っており、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるような組織が設定され、十分に機能している。

教授会は、学長を議長として専任講師以上の教員から構成され月1回開催され、学則に定めた事項が審議されている。各学科においても教授、准教授、専任講師、助教、助手から成る学科会を設け、学科の教育研究についての協議や学習者の要求に対応しており評価できる。各学科会で協議された事項は会議録として学長に報告されるなど、学長を中心とし教員間の意思統一を図るという点で有効に働いており、その点も評価できるものと考えている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神を基本とした大学の使命・目的を遂行するため、所期の目的は概ね達成していると思料されるが、小規模大学の特徴を一層発揮すべくFD（Faculty Development）やSD（Staff Development）の観点を踏まえ、教職員各自が積極的に自己研鑽を盛んにする取り組みについて新たな方策を模索しているところである。特に、教員の教育能力の向上は必須の課題であり、学問の領域を超えた相互扶助が不可欠である。

また、18歳人口の減少、高校生の進学率の向上により多様な学生の指導が求められる時代である。このような学習者に対応するため本学でのアドバイザー制による教育が重要であり、今後もアドバイザーとしての資質向上を図り、建学の精神による人間教育を一層発展させたい。

基準2の全体の自己評価

本学は、家政学部2学科と大学院から構成され、規模は小さいが家政哲学を基にした独自の新しい家政学を確立し設置され教育研究を実施している。大学の使命である人間形成と個性の発掘・発展、家政学の知識・技術の伝授、家政学の真理の探究、家政学による人間生活の発展・向上などの教育研究を行うための組織が設置され、学長を中心とし、意思統一を図り各組織相互の適切な関連を持って教育研究がなされているものと評価している。

基準2の全体の改善・向上方策（将来計画）

今後もより良い教育研究を遂行するために、より積極的な組織運営が必要とされ、本学の特徴である融和、一致協力した教育研究を重視しながら大学の使命である人間形成のための教育を基本として高度で専門的知識・技術を有する職業人の養成に関する一層の充実を図るべく、FDとSDを多様な観点から充実させるべく検討を進めていきたい。

基準3 教育課程

3-1 教育目標が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

(1) 3-1の事実の説明(現状)

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

本学の教育研究は、「尊敬・責任・自由」を建学の精神として、家政学に関する高度な教育研究を行い、生活文化の向上と社会発展に寄与する豊かな教養と高度な専門的知識と技術を有する専門職業人の養成を目的としての教育を施し、人間性の高揚を図り、自主独立の精神を培い、女性としての特質をもって世界平和と人類の福祉とに貢献しようとする人物の育成を目的として行っている。大学院は人間生活学研究科、大学家政学部は人間生活学科と食物栄養学科の2学科、附属施設として図書館、日本風俗美術館、食品・栄養研究所、屋上菜園、ネーチャードームなどを同一キャンパス内に設置している。

本学は、人間生活学科及び食物栄養学科の二学科より編成される。建学の精神に基づき、上記の教育目的を実現するために、人間生活学科は、人間守護の理念に基づき、人と物とのかかわりにおいて、人間を中心とし、人間の生活を守り一層向上させ、よりよい生活を実現するために人間生活に関して総合的かつ専門的に学ぶことを教育の目的とする。

人間生活学科は、平成18年度より人間守護理念を社会において実現するとともに、学生のニーズ及び高度な専門性に対する社会の要請に応えるために、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースの3コース制とした。生活総合コースは、人間守護の理念に基づき、よりよい人間生活の実現をめざし、人と物とのかかわりにおいて、人間生活を総合的かつ専門的に学び、今日の多様な生活問題の解決に対応できる能力を身につける。福祉コースは、人間守護の理念に基づき、福祉の充実のために、福祉の本質を究め、福祉の理論と実践を学ぶ。建築デザインコースは、人間守護の理念に基づき、人間生活の基本である住むことについて、その本質を究め、高度の専門的理論と技術を学ぶ。以上が三コースの教育目標である。3コースはそれぞれ、人間守護及び人間生活の充実、発展という、学科の教育目的を共有し、学科という全体を統合的に構成する部分となっている。

食物栄養学科は、管理栄養士養成を目標としている。管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受け、「傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導」、「個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導」、「特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等」を行うことを業とする者をいう。このように、管理栄養士は、「栄養の指導に従事することを業務とする」とされている栄養士と比較して、著しく専門性の高い知識や能力を要求される業務であることが分かる。管理栄養士は国家で認定した資格であり、本学科のように管理栄養士養成課程に認定されていても、得られるのは国家試験受験資格であり、国家試験に合格して初めて資格が得られる。そのため、食物栄養学科では、国家試験の合格を目指したカリキュラムの編成、年6回におよぶ模擬試験の実施とその結果に基づく学習指導、課外の演習などを行っており、合格率は向上しつつあり、成果

を挙げている。

優れた管理栄養士を育てるためには、国家試験合格は必要条件であるが、それだけでは十分ではない。管理栄養士は、疾病患者、学童・生徒などを対象に栄養指導を行うが、十分な成果を挙げるためには、専門知識だけでは不十分で、相談相手から信頼を得ることが必要である。そこで、食物栄養学科では、専門知識を有するだけでなく、「責任、尊敬、自由」の建学の精神に基づき、患者や学童・生徒の立場が理解できる人間性に優れた管理栄養士の養成を目指して、教育を行っている。

食物栄養学科に入学した学生の志望動機をたずねるとほとんどすべての学生は、管理栄養士となることを志望しており、また、食物栄養学科の卒業生も80%を超える学生が管理栄養士・栄養士の資格を活かした職場に就職している。このことから、管理栄養士養成に特化した教育は、学生ニーズおよび社会的需要に適合していると考えられる。

大学院は建学の精神及び人間守護の理念に基づき、新しい時代の人間生活の充実、発展に寄与することを目的とする。修士課程では、人間学系、生活学系、生活科学系を統合性を持って人間生活について理論的研究を続ける研究者や、社会の要請に応える、中学校・高等学校家庭科専修免許状取得者をはじめとした高度専門職業人の育成を図り、博士（後期）課程では、家政学及び生活学の学問的理論の究明を目的とし、大学における家政学原論担当者や、生活関連領域の総合的専門家の輩出を意図する。

本学の建学の精神や基本理念及び学生のニーズや社会的要請に基づく大学院人間生活学研究科、大学の人間生活学科の生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースの3コース、食物栄養学科それぞれの教育目標、教育内容（カリキュラム）は学則に定め成文化している。学則は「開成」という冊子にし、全教職員、全院生、全学生に配布し、建学の精神、教育目標、大学院研究科、大学の各科、コースの教育内容を周知徹底を図り具現化のため公表し日々教育活動を行っている。

本学の建学の精神、大学院研究科と大学の各科、コースの教育理念や教育目標、教育内容及び、アドミッションポリシーの周知徹底を図るため、本学のホームページ、大学案内、各学科のリーフレット、「開成の杜」を作成している。

大学の教育内容を記した大学案内、各学科のリーフレット、「開成の杜」は東北・北海道、関東の高等学校に送付、各地で開催されている進学相談会に持参し、参加した高校生、ご父兄、高等学校の先生に配布し本学の建学の精神、教育理念、教育内容をいろいろな機会において公表に努力している。

今後も、学生のニーズや社会的要請の変化に応じて教育内容を常時検討し、ホームページで速やかに発信し公表していきたいと考えている。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

人間生活学科は、学科の教育目的、つまり人間守護理念及び人間生活の充実、発展を達成するために、人間生活について総合的かつ専門的に学ぶという目的に向けて、まず、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースのそれぞれに、人間学系、生活学系、生活科学系という区分を置き、人間学系として宗教学的人間学、哲学的人間学、人間発達学等計8単位、生活学系として家政学原論、生活学原論（福祉コースを除く）、生活経営学等

計 10 単位、生活科学系として衣生活概論、食生活概論、住生活概論等計 6 単位、を必修科目として設定し、人間生活について総合的に学ぶことをカリキュラム編成の基本方針としている。

次に、3 コースの専門性を高めるために、生活総合コースでは、家政学原論を中心として、生活経営学、家族関係学、保育学、消費生活論、社会福祉関連、人間環境学、衣生活、食生活、住生活、等と広く生活を学ぶとともに、特に、家政学原論を中心として、生活経営学、衣生活、食生活、住生活に関する専門科目を多く設置している。福祉コースでは、「社会福祉概論」、「社会保障論」、「高齢者福祉論」、「児童福祉論」、「障害者福祉論」、「社会福祉援助技術論」、「介護概論」、「介護技術」、「社会福祉実習」、その他など、86 単位の福祉関連の専門科目を設定している。

建築デザインコースでは、「住生活概論」、「福祉住環境」、「環境工学」、「建築設計製図」、「インテリア計画」、「建築計画」、「インテリア・デザイン」、「構造力学」、「建築施工」、「建築法規」、「建築材料学」、その他等、66 単位の建築デザイン関連の専門科目を置いている。

人間生活学科は、開設時に新しい時代を見据えた先駆的なカリキュラムを設定したが、平成 18 年度の 3 コース制の導入に伴い大幅なカリキュラム改正を行った。教養教育の面においては、家政学関係基礎科目という名称の下に、「宗教学的人間論」を初めとして人間関係科目 6 科目 12 単位、「生活学的政治論」その他の生活関係科目 5 科目 10 単位、「生活物理学」その他の生活科学関係科目 3 科目 6 単位、「国語表現法」その他の語学関係科目 7 科目 14 単位、健康関係科目として、「運動健康論」1 科目 2 単位、特殊科目として全学的な「芸術鑑賞講座」・「教養講座」4 単位などが設定されている。このように、不断の努力により、人間生活学科は、学生や社会の要請に適切に対応すべく、教育目的の実現に努めてきている。

食物栄養学科は、課程別の編成を取っておらず、卒業すれば栄養士の資格が得られるカリキュラムになっている。これは、3-1-①で述べたように、管理栄養士・栄養士への社会的ニーズが高いことへの対応である。さらに、大部分の学生は、管理栄養士国家試験受験資格を得て卒業しているが、これは必ずしも卒業要件とは一致していない。これは、学生の中には、少数ではあるが、入学後の学習の中で、管理栄養士の資格を求めている者もあるためである。管理栄養士国家試験受験資格を得るためには、臨地実習（保健所等および病院等）や臨床系の学科目の履修が必須であり、こうした知識を必要としない分野を志望している学生には他の科目の履修を奨めている。

また、食物栄養学科では、平成 19 年度入学生から新たに栄養教諭の資格を得ることが可能になった。栄養教諭は、近年、学童・生徒の食生活に関し、肥満、個食、朝食の欠食などの問題点が指摘され、成人になったときの生活習慣病の予防を年少時から実践する必要性が指摘されたことから、小学校、中学校で食育を担当する教員として発足したものである。入学試験における面接でも、栄養教諭を志望する受験生も多いことから、本学科にとっては今後、重要な分野になるものと考えられる。

教育の目的を達成するため、日頃の大学院研究科委員会、教授会、各学科会等において検討を行っている。また、社会の要請、学生のニーズに対応して教育課程の改定も随時なされている。

大学院は建学の精神及び人間守護の理念に基づき、新しい時代の人間生活の充実、発展

に寄与することを目的とする。修士課程では、人間学系、生活学系、生活科学系を統合性をもって人間生活について理論的研究を続ける研究者や、社会の要請に応える、中学校・高等学校家庭科専修免許状取得者をはじめとした高度専門職業人の育成を図り、博士（後期）課程では、家政学及び生活学の学問的理論の究明を目的とし、大学における家政学原論担当者や、生活関連領域の総合的専門家の輩出を意図する。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

人間生活学科では、教育のあり方として授業の充実、「分かる授業」を特に重視している。こうした方針をうけて、多人数の授業はきわめて少なく、少人数の受講生による密度の濃い授業を行っている。受講生の受講態度は真摯で、理解度は高水準を維持している。また、本学の最大の特色は、短期大学部及び学部の全学生が入学時に、携帯型パーソナルコンピュータを無償貸与されており、パソコン研修を経て、全科目においてではないが、パソコンを活用した授業が展開されていることである。授業内容の事前理解・予習、レポート提出、印刷資料の配布、パワーポイントの利用、授業に関する質問など、授業について、多面的にパソコンが活用されている。各教室はパソコンが使用可能であるように整備されている。本学は、教員と学生間の人間的な関係に充分配慮しつつ授業の充実に向けてIT教育を推進していく方針である。

数は少ないが、複数の教員が一つの科目を交代して授業を行うオムニバス型の授業も行っている。この種の授業においては、専門を異にする複数の教員がそれぞれの専門的視点から深い内容の講義を行うことによって、学生が自ら多面的かつ総合的に問題を考察できるようになることを意図している。

食物栄養学科については、前述のようにその教育目的は優れた管理栄養士の養成である。食物栄養学科のカリキュラムは、卒業要件を満たせば栄養士が、定められた選択科目を受講すれば管理栄養士国家試験の受験資格を取得できるように組み立てられている。

食物栄養学科に入学する1年生は、高校においては多様なカリキュラムで学習してきた。近年、とくに食物科、調理科、商業科、総合学科など、普通科以外の課程で学んだ学生が増加した。管理栄養士となるためには、化学と生物学を基礎とする科目の履修が不可欠であるが、こうした科目を高校で履修してきていない学生が少なからずいる。理科科目の履修十分でない学生の中には、大学の授業が理解できず、従って単位の取得ができない学生が増えてきた。そこで、本学科では、とくに学生の高校での学習に差の大きかった化学について、1年次にクラス毎に課外の補習授業を実施している。これは、化学を高校で履修しなかった学生を対象に、できるだけ分かりやすい内容で実施しており、学生からも好評を得ている。

4年次の卒業研究は、管理栄養士受験資格とは直接は関係のない選択単位ではあるが、大学生としてオリジナリティのある研究ができる貴重な機会なのでできるだけ選択するよう奨めている。また、主として4年生を対象として開講される「演習」が、国家試験受験準備として、重要な役割を果たしており、各教員が創意と工夫で資料を用意し、受験準備を支援している。また、4年生には、アドバイザー以外に国家試験へ向けての準備に助言をする教員を充てている。

大学院の修士課程については、修士課程の前述した教育目的を達成するために、本学が

日本で初めて構築した家政哲学及び、家政哲学による「人間守護」を理念とする本学独自の家政学原論を基盤として、授業及び研究指導を行っている。

授業は、少人数、セミナー形式の講義・演習及び実験を行っている。研究指導は、本学の家政学のパラダイムすなわち①人間を理念とし、人間生活の充実・発展を目的とする、②対象領域として家を中心として地域、国、世界を考える、③研究方法として無記性的研究方法・使用価値的研究方法・人間価値創出的研究方法の三層とする、④人文・社会・自然の三分野の諸科学を総合的に活用する、⑤研究成果を社会への還元するなどを基本として、分野の異なる文系及び自然系の複数の教員が当たる。こうした文理融合の研究指導体制は、多領域を有する人間生活を研究対象とする限り当然であると同時に、今日の環境問題をはじめとして複雑な生活問題に対する、課題解決能力を育成するためには、不可欠な体制であると考ええる。

博士論文作成を中心とする大学院の博士（後期）課程は、前述のように家政学及び生活学の学問的原理論を究明することを目的として、先ず、本学の家政哲学及び家政学原論を深く理論的に捉えること、また、この理論的観点に立って、衣・食・住、その他の生活領域の研究をすることとしている。こうしたことによって、家政学という学問が真に人間及び人間生活に役立つ重要な学問であることを明示できると考える。研究指導は、主指導教員を中心として専門の異なる複数の教員の下で行っている。このことによって、研究が総合性をもつとともに、新たな研究方法及び知見を見出す機会になることを意図している。

（２） ３－１の自己評価

本大学の教育目標を達成するため、建学の精神、教育目的を明示し大学院、学部の両学科、附属施設を設置し、相互の関連性を持ち教育課程の編成方針を組織的に行っており全体的に教育課程と教育方針は評価できる。

教育内容も学生や社会のニーズに対応し十分な成果に至っている。しかし、大学の第一の使命であり目的である人格形成・豊かな人間性涵養、建学の精神である尊敬・責任・自由を具現化のための幅広い人間学関係の教育が必要である。

そのため、教育課程を人間として、人間生活の基本である倫理関係科目、外国語を含む教養基礎科目、専門教育科目を設け、1年生全学生に対して倫理学や宗教学を必須科目とし、人間としての教育、人間生活の基本を学習できる教育の検討が求められる。また、1年生や2年生に対しては倫理関係科目や教養基礎科目を中心とし学習し、豊かな人間性の涵養、幅広い教養を培い、その後高度な専門的な知識や技術を学習する教育を構築する教育課程や教育方法の検討が求められる。

アドバイザー制による学習面、生活面、進路面等を総合的に且つきめ細かい指導方法は、教育目的達成のための基盤であり、このような教育方法により、少数での授業、シラバスを中心とした授業、情報機器を活用した授業等が着実に実施され教育目標に向けての取り組みが漸次効果を挙げていることは評価できる。

（３） ３－１の改善・向上方策（将来計画）

教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されており、本学の目的でもある人間形成のための教育として教養講座、芸術鑑賞講座等を必須単位として全学生に課している。

教養教育全般を俯瞰すれば、カリキュラムの関連性を明確にし、意義・目的について全学的相互理解の深まりが求められる。また、当然ではあるが、社会や個人のニーズの変化に対応した大学院、学部の教育課程の連携や、教育方法について恒常的な検討が継続されることである。

3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 3-2の事実の説明（現状）

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

①人間生活学科

人間生活学科の教育課程は、教養教育としての家政学関係基礎科目と人間生活に関する総合的な専門科目の両軸に立脚している。家政学関係基礎科目は、人文・社会・自然の三分野にわたる科目と、本学が創立以来教育の基本方針として進めてきた感動の教育を構成する、芸術鑑賞講座及び教養講座(必修科目)から成る。両講座の意図は、国内外の一流の芸術及び講演による感動を通して、豊かな感性と知性を涵養することである。

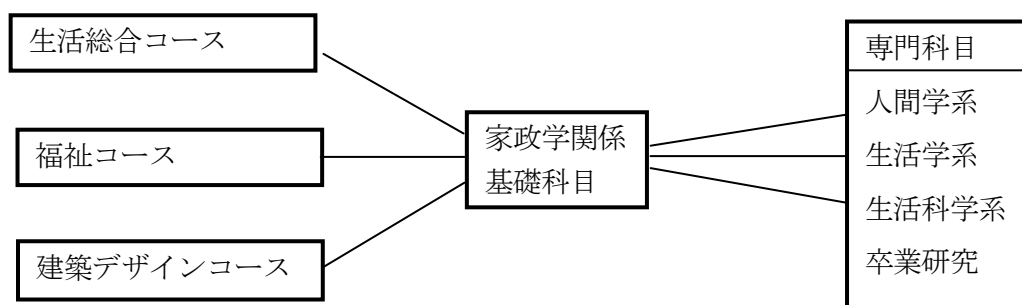
専門科目は、いかなる学問も目指すべき人間守護を理念とし、生活の充実、発展を目的に、本学独自の家政哲学及び家政学原論を中心として、人間生活を総合的かつ専門的に学ぶようにするために、人間学系、生活学系、生活科学系の三区分別を設け、人間生活について総合的かつ専門的に理解することを意図している。このような人間生活に関する総合的なカリキュラムの構成は、我が国の家政学部における一学科のカリキュラムとしては、本学人間生活学科が最初である。

さらに、前述のように、平成18年度4月より、人間守護の理念を社会において展開し社会の充実、発展に寄与するために、専門職業人としての専門的知識と技術を有する人材の育成をめざして、人間生活学科を、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースの3コース制とし、建築デザインコースにおいて一級建築士受験資格(実務経験2年)、二級建築士受験資格(実務経験ゼロ年)、その他の建築関連受験資格、などが取得できるよう教育課程の編成を行った。

また、同様の趣旨と、特にわが国の高齢社会に対応するために、平成19年度4月より、福祉コースにおいて社会福祉士国家試験受験資格、介護福祉士国家資格、などが取得できるよう教育課程の編成を行った。

人間生活学科のカリキュラム全体の枠組み及び科目区分・単位数は次の通りである。

カリキュラム全体の枠組み



郡山女子大学

コース別科目区分・単位数

科目群名	コース名	生活総合 コース	福祉 コース	建築デザイン コー ス
家政学関係基礎科目				
	人間関係科目	1 2	1 2	1 2
	生活関係科目	1 0	1 0	1 0
	生活科学関係科目	6	6	6
	語学関係科目	1 4	1 4	1 4
	健康関係科目	2	2	2
	特殊科目 (芸術鑑賞講座 ・教養講座)	4	4	4
専門科目				
	人間学系	1 0	8	8
	生活学系	4 3	1 0 8	3 1
	生活科学系	5 3	3 0	8 2
	卒業研究	6	6	6
合 計		1 6 0	2 0 0	1 7 5

上記の表に記載の通り、専門科目については、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースの三コースともに、人間学系、生活学系、生活科学系の三区画を共有しており、このことは、いずれのコースも、「人間守護」を理念とし、人間生活の充実、発展を目的として、それぞれのコースの特色を發揮しつつも、総体性を有する人間生活について体系的、総合的かつ専門的に学ぶことを意図してのことである。人間学系には人間に関する科目群、生活学系には家庭生活及び社会生活に関する科目群、生活科学系には主に生活に関する自然科学系科目群が含まれている。ちなみに、建築デザインコースを例にあげると、人間学系科目必修8単位（「宗教学的人間学」、「哲学的人間学」、「人間発達学Ⅰ」、「人間発達学Ⅱ」各2単位、計8単位）を1～2年次に修得しなければならない。また、生活学系必修科目として、1年次に「生活学原論」（2単位）、2年次に「家政学原論Ⅰ」（2単位）、「家政学原論Ⅱ」（2単位）、「生活経営学Ⅰ」（2単位）、「生活経営学Ⅱ」（2単位）、3年次に「消費生活論」（2単位）の計12単位、その他選択科目19単位が設定されている。さらに、生活科学系必修科目として、1年次に「衣生活概論」（2単位）、「食生活概論」（2単位）、「住生活概論」（2単位）の計6単位、1年次後期～4年次までに建築デザイン関係の必修科目56単位、選択科目8単位の計64単位が設定されている。生活総合コースおよび福祉コースも基本的には同様に設定されており、各コースの特色を生かした教育課程が編成されている。

家政学関係基礎科目は、人間関係科目から特殊科目までの六区分にわたり、それは、専

門科目における人間学系、生活学系、生活科学系の三区分別に対応するとともに、人文・社会・自然の三分野とも対応しており、この意味で教養教育課程であるといえる。とりわけ、本学全体の取組みである、「芸術鑑賞講座」および「教養講座」が1年次から4年次までの各学年における必修科目1単位として設定されていることは、前述したように、感動の教育による豊かな感性と知性の涵養を意図してのことであり、またこうしたカリキュラムの設定は他に類例がないと考える。

このように人間生活学科は、豊かな感性と教養の育成を図る家政学関係基礎科目と、人間生活に関する総合性と専門性の育成を図る専門科目との体系的な教育課程を編成し、同時に、専門科目における人間学系、生活学系、生活科学系の三区分別間の体系的な教育課程を編成してきた。

②食物栄養学科

食物栄養学科の学年別履修科目単位数を表3-2-①に示した。まず1年において、基礎専門分野科目を重点的に学ぶ。これは、専門分野について詳しく学ぶための基礎学力を付けるために必要な段階である。語学については、学習は1年で終わらず、3年まで継続する。専門科目の中でも、基礎専門分野の科目は1年で修了するのではなく、2年になっても引き続き行われる。また、専門分野科目の中で講義科目は2年からの開講が主で、実習は2年から一部始まるが、主に3年で履修する。管理栄養士の受験資格に必要な臨地実習科目は3年次に行われるが、これらの実習を行うにはそれぞれ特定の単位を取得していることが必要であり、これは校外実習を安全かつ有意義に行うためには極めて重要である。4年次は、講義科目は少数であり、主として卒業研究と国家試験の準備に重点的に取り組むことになる。これらの編成は、学生の学力を上げ、実習を通して目標とする管理栄養士の仕事内容を理解し、国家試験へ向けての最終準備に入るという一貫した流れに基づいている。しかし、現在は3年時の授業が極めて過密であり、6講時(19時20分)まで授業が行われる日が多いことから、「微生物学」を3年前期から4年前期に移行することで、3年次の負担を軽減した。

食物栄養学科の学年別履修科目単位数

学年	基礎専門分野			専門分野					家政学関連科目		
	講義	演習	実験・実習	講義	演習	実験・実習	臨地実習	卒業研究	講義	演習	実験・実習
1年	1 2	0	3	4	0	0	0	0	0	0	0
2年	1 2	0	4	1 2	0	2	0	0	1 2	0	0
3年	2	0	3	1 0	2	7	4	0	4	0	0
4年	4	0	0	4	6	0	0	4	6	0	0
合計	3 0	0	1 0	3 0	8	9	4	4	2 2	0	0

③大学院

修士課程：修士課程は、本学の家政哲学による人間守護の理念を基に、人間学系、生活

学系、生活科学系が関係しつつ、総体としての人間生活について総合的に研究することを目的とし、この目的を達成するために、教育課程は、人間学系Ⅰ、人間学系Ⅱ、生活学系Ⅰ、生活科学系の各系の科目群が体系的に編成され、体系的に修得するように設定されている。体系的に修得するために、各学系において以下のような科目が必修科目として設定されている。

人間学系Ⅰで、「哲学的人間学特論Ⅰ」、「教育学的人間学特論」、「宗教学的人間学特論」の各2単位、計6単位が必修として設定され、生活学系Ⅰで「家政学原論」、「生活学原論」の各2単位、計4単位を必修とし、生活科学系で「科学的衣生活特論」、「科学的食生活特論」、「科学的住生活特論」の各2単位、計6単位を必修として設定し、こうした人間生活に関する体系的教育課程の履修によって、修士課程の教育目的の達成を図っている。修士論文を提出するとともに、上記の必修16単位に加えて選択14単位、計30単位の修得が修了の要件となっている。

博士（後期）課程：本課程の教育課程は、修士課程と連動し、人間学系Ⅰ、人間学系Ⅱ、生活学系Ⅰ、生活学系Ⅱ合わせて14科目28単位が体系的、構造的に編成されている。人間学系Ⅰで「哲学的人間学特論Ⅱ」の2単位、人間学系Ⅱで「人間生体特論Ⅱ」の2単位、生活学系Ⅰで「家政学原論Ⅱ」、「家族生活学論Ⅰ」（「家族関係学特論」）、「家族生活学論Ⅱ」（「生活経営学特論」）の各2単位、計6単位、生活学系Ⅱで「生活行為特論」、「生活技術特論」の各2単位、計4単位、が必修として設定されている。家政学原論を中心として、人間生活を体系的に研究することを基とし、博士論文研究を行うこととしている。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

①人間生活学科

教育課程の編成方針に即して以下のように体系的に科目が設定されている。

(1) 家政学関係基礎科目

家政学関係基礎科目は、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースの三コースに共通する科目であり、一部を除いて殆どが1年次に設定されている。その区分及び科目は以下の通りである。

- 1) 人間関係科目：「宗教学的人間論」、「哲学的人間論」、「倫理学的人間論」、「心理学的人間論」、「生物学的人間論」、「人間論ゼミナール」があり、「宗教学的人間論」と「哲学的人間論」の2科目、計4単位が必修である。
- 2) 生活関係科目：「生活学的政治論」、「生活学的法律論」、「生活学的社会論」、「生活学的経済論」、「日本国憲法」があり、「生活学的政治論」2単位が必修である。
- 3) 生活科学関係科目：「生活生物学」、「生活化学」、「生活物理学」があり、いずれも選択科目である。
- 4) 語学関係科目：「国語表現法」、「総合英語Ⅰ・Ⅱ」、「英語特別演習Ⅰ・Ⅱ」、「ドイツ語Ⅰ・Ⅱ」があり、「国語表現法」2単位のみが必修である。
- 5) 健康関係科目：「運動健康論」2単位のみが選択科目としてある。
- 6) 特殊科目：「芸術鑑賞講座・教養講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の各演習1単位が1年次～4年次において必修科目として設けられており、国内外の一流の芸術及び講演による感動の教育をとおして学生の豊かな感性と知性を涵養することを意図している。本学

教育の最大の特色である。

家政学関係基礎科目の中から36単位修得することを卒業要件としている。

(2) 専門科目

前述のように、専門科目は、人間守護を理念とし、生活の充実、発展を目的に、本学独自の家政哲学及び家政学原論を中心として、人間生活を総合的かつ専門的に学ぶようにするために、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースの三コースともに人間学系・生活学系・生活科学系、卒業研究の区分を共有し、三コース共通の科目をかなり設定するとともに、各コース特有の専門科目を多く配置する編成となっている。こうした編成の結果の一つとして、三コースにおいて、中学・高校教諭一種免許状（家庭）が取得できるようになっている。

- 1) 人間学系科目：人間学系科目は、三コースの基盤をなすものであり、生活総合コース、福祉コースにおいて、「宗教学的人間学」、「哲学的人間学」、「人間発達学Ⅰ・Ⅱ」、「人間関係学」の5科目各2単位（「人間関係学」を除く4科目必修）が置かれているが、建築デザインコースでは、「人間関係学」を除いて他の4科目が設けられている。
- 2) 生活学系科目：三コース共通の科目として次のものが設定されている。「家政学原論Ⅰ・Ⅱ」、「生活学原論」（福祉コースは除く）、「生活経営学Ⅰ・Ⅱ」、の5科目を必修とし、「生活経済学」、「家族関係学」、「社会調査法」（福祉コースは除く）、「保育学Ⅰ・Ⅱ」、「社会福祉概論Ⅰ・Ⅱ」、「生活情報」、「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」、「海外生活実習」、などがある。また、生活総合コースと福祉コースに共通する科目として次のものがある。「社会保障論」、「社会福祉法制」、「高齢者福祉論Ⅰ」、「児童福祉論」、「障害者福祉論Ⅰ」などである。生活総合コースと建築デザインコースに共通する科目として「消費生活論」1科目がある。

それぞれのコースに特有の科目として次のものがある。生活総合コースにおいて、「日米比較生活論」、福祉コースにおいて、「社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ」、「社会保障論Ⅱ」、「高齢者福祉論Ⅱ」、「児童福祉論Ⅱ」、「障害者福祉論Ⅱ」、「介護概論Ⅰ・Ⅱ」、「介護技術Ⅰ・Ⅱ」、「社会福祉実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「社会福祉援助技術論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「リハビリテーション論」、「レクリエーション活動援助法」、「老人・障害者の心理Ⅰ・Ⅱ」、「形態別介護技術Ⅰ・Ⅱ」、「介護実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「介護実習指導Ⅰ・Ⅱ」、「社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ」、「公的扶助論」、「地域福祉論」、「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、などがある。建築デザインコースには、生活科学系の専門科目が多いため、生活学系の独自の科目はない。

- 3) 生活科学系科目：三コース共通の科目として次のものが設けられている。「衣生活概論」、「食生活概論」、「住生活概論」の3科目を必修とし、「被服材料学」、「被服整理学」、「被服構成実習Ⅰ・Ⅱ」、「食品栄養学」、「調理学」、「調理実習Ⅰ・Ⅱ」、「基礎製図」、「家庭電器・機械」などがある。また、生活総合コースと建築デザインコースに共通する科目として、「福祉住環境」、「住環境」、「インテリア・デザイン」、「人間環境学」、「人間環境学実験」、などがある。

それぞれのコースに特有の科目として次のものが設定されている。生活総合コースにおいて、「衣生活文化論」、「被服デザイン論」、「被服構成実習Ⅲ」、「食品衛生学」、「加工食品学」、「食品・栄養学実験」、「人間工学」、「被服繊維学」、「染色学」、「衣環境学」、

「被服学実験Ⅰ・Ⅱ」、などがある。

福祉コースにおいては、「精神保健」、「医学一般Ⅰ・Ⅱ」、などがある。建築デザインコースにおいて、「環境工学」、「建築設計製図Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「建築計画Ⅰ・Ⅱ」、「建築設備」、「インテリア計画」、「構造力学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「構造力学Ⅰ・Ⅱ演習」、「一般構造」、「建築施工」、「建築積算」、「建築法規Ⅰ・Ⅱ」、「建築材料学Ⅰ・Ⅱ」、「色彩学」、「建築史」、「基礎デザイン」、などが設けられている。建築デザインコースに特有のこれらの科目は、一級建築士受験資格（実務経験2年）および二級建築士受験資格（実務経験ゼロ年）を取得するために必要な科目として設けられている。

4) 卒業研究：三コースに共通する科目として、「卒業研究」が3年次にⅠの2単位、4年次にⅡの4単位が必修として設けられている。「卒業研究」はそれぞれのコースで学ぶ学生の専門性を一層高めることを意図している。

なお、平成20年度、学科として、社会福祉士及び介護福祉士法が平成19年12月改正されたことに伴い、福祉コースのカリキュラムの改訂を行った。この新カリキュラムは平成21年4月より施行される。また、改正建築士法が平成20年11月28日に施行されたことにより、建築デザインコースのカリキュラムの改訂を行った。この新しいカリキュラムは平成21年4月より施行される。

②食物栄養学科

本学科の授業科目の編成は3-2-①で記したとおりであり、基礎的な科目から、より専門性の高い科目、実習という流れになっており、学生が学びながら、知識とともに職業意識を育てられるように工夫がなされている。専門基礎分野では、1年次の前期に「情報処理実習」「解剖学」、「生化学」および「調理学」を履修し、後期には「生理学」「病理学」「食物学概論」とともに実験・実習が始まり、「生化学実験」「調理学実習」を学ぶ。1年後期には、専門分野の授業も始まり、「基礎栄養学」「経営管理学」を履修する。2年次には、引き続いて多くの専門基礎分野、専門分野の講義および実験・実習を学ぶ。また、3年には3回の臨地実習を行う。このうち、給食管理実習は小学校、学校給食センターおよび大規模事業所で実習を行っているが、これは栄養士の資格認定および卒業に必須な科目である。一方、「保健所実習」および「病院実習」は、管理栄養士国家試験受験資格を得るためには必須だが、卒業に対しては必須科目ではない。3年次のカリキュラムは最も科目数が多く、とくに3年に編入した学生では、1,2年次に履修した科目にもよるが、厳しい日程となっている。

4年次では、授業科目としては前期に「人間環境学」「微生物学」「食文化・食行動論」と「栄養管理学」があるだけで、演習科目として「特別演習」と「総合演習」その他では卒業研究があるだけである。3年次に開講される「特別演習」は臨地実習に関連した管理栄養士の実際的な業務についての学習を行っているが、4年次の演習はいずれも今まで学んだ内容を反芻し、国家試験へ向けての学力を向上させることを目的としている。卒業研究は選択科目であるが、いずれかの研究室に配属して個別の研究テーマに取り組むのは、大学生活の意義を高めるものとして、できるだけ選択するよう指導している。平成18年度では33名、平成19年度および平成20年度はいずれも51名の学生が、卒業研究を実施した。卒業研究を選択しなかった学生に対しては、アドバイザーが個別に学習および生活指

導に当たっており、孤立することなく、国家試験の準備ができるよう配慮している。

なお、本カリキュラムは、厚生労働省の定めた栄養士ならびに管理栄養士養成課程における栄養士あるいは管理栄養士国家試験受験資格を得るための基準に基づいて設定されている。したがって、食物栄養学科の卒業に必要な単位を取得すると、自動的に栄養士の資格を得ることができる。一方、管理栄養士国家試験受験資格と卒業認定に要する単位とは異なっており、国家試験受験資格を取得するためには、卒業に必須な科目に加えて、さらに指定された科目の単位を取得することが必要である。

③大学院

修士課程：学部人間生活学科の人間学系、生活学系、生活科学系という3区分と連動し、その高度化として、人間生活学研究科修士課程において、人間学系Ⅰとして「哲学的人間学特論Ⅰ」を含めて3科目（必修）、計6単位、人間学系Ⅱとして「健康生活特論Ⅰ」を含めて4科目（選択）、計6単位、生活学系Ⅰとして6科目（そのうち2科目必修）、計12単位、生活科学系として「科学的衣生活特論・演習・実験」を含めて13科目（そのうち3科目必修）、計22単位が開設されており、人間を中軸として人間生活について人文・社会・自然の三分野の諸科学を駆使して、総合的かつ専門的に研究し、教育する、本学大学院独自の教育内容となっている。

博士（後期）課程：修士課程と連動して、人間学系Ⅰとして「哲学的人間学特論Ⅱ」1科目（必修）、人間学系Ⅱとして「健康生活特論」を含めて2科目（そのうち1科目必修）、生活学系Ⅰとして「家政学原論Ⅱ」を含めて6科目（そのうち3科目必修）、計12単位、生活学系Ⅱとして5科目（そのうち2科目必修）計10単位が開設されており、博士論文に関する研究・指導を中心的なねらいとしつつも、各学系におかれている2～6単位の必修科目とその他の選択科目を含めて計14単位以上を修得することを修了の条件としている。このことは、人間及び人間生活に対する幅広くかつ深い認識、つまり、本学の家政哲学による家政学原論に基づいて、博士論文研究を進めることを博士（後期）課程のねらいとしていることによる。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

年間の諸行事、授業及び定期試験等の期間については、年度ごとの「本学園行事予定表」に明示し、当予定表に従って学事を進めている。

なお、毎学期のはじめには当該学期の行事予定表をプリントして学生に配布するなどして学内周知に努め、適切に運用している。しかし、国民の祝日に関し、月曜日の授業時間の確保が困難であることや、学内行事の関係もあり、授業時間を確保するため土曜日を補講日とすることが多くなってきている。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

年次別の進級要件は現時点では定められておらず検討中である。卒業及び修了要件については、大学設置基準に基づき学則第11条第1項に規定している。また、大学院についても大学院設置基準に基づき大学院学則第18条・第19条に規定している。

卒業・終了要件の一つである大学の「学納金」は、学則第32条（別表4）に規定している。これらの卒業要件については、「単位履修の手引き」、「開成」（学生手帳）に記載し、入学生全員に配布するとともに、オリエンテーション、集会等で周知を図っている。

大学院の「学納金」については、大学院学則第37条（別表2）に修士課程及び博士課程のものが記載されている。

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

①人間生活学科

本大学は、学則第十一条において、卒業要件について、家政学関係基礎科目36単位以上、専門科目88単位以上、計124単位以上を修得しなければならない、と規定している。同時に人間生活学科における専門科目の履修について、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースのそれぞれの学生は、それぞれのコースの専門科目の中から規定単位を修得しなければならない、と定めている。このように本大学及び人間生活学科において、卒業は、家政学関係基礎科目36単位以上、専門科目88単位以上、計124単位以上の履修によって認定される。また、各コースの専門科目の中に、各コースの資格取得に要する科目が含まれている。生活総合コースにおける二級衣料管理士認定試験受験資格、社会福祉主事任用資格、福祉コースにおける社会福祉士受験資格、介護福祉士資格（平成19年度及び20年度入学生に限る）、介護福祉士受験資格（平成21年度入学生以降）、社会福祉主事任用資格、建築デザインコースにおける一級建築士受験資格（実務経験2年）、二級建築士受験資格、などの資格取得に要する科目は、各コースの専門科目として編成されている。ただし、3コースともに取得できる中学校・高等学校教諭一種免許状（家庭）及び福祉コースのみで取得できる高等学校教諭一種免許状（福祉）については、教職に関する科目及び各コースの専門科目の規定単位を修得しなければならない。

学則第十一条の規定が示すように、本大学は卒業要件にかかる履修科目及び履修登録単位数を定めている。しかし、上限は設定していない。むしろ卒業要件以上の履修は学生の自主的判断、選択に任せている。殆どすべての学生は勉学に意欲的であり、124単位を超える単位を修得している。

学年と履修科目との関係については、1年において、主に家政学関係基礎科目、生活全般に関する科目を履修し、2年、3年、4年において、主に専門科目、各種資格関連科目をより専門的に、系統的に履修する。本大学及び人間生活学科においては、現在、学年毎に履修登録単位数の上限を設けてはいない。上限は設定していないが、単位制の実質を保つために、3コースのいずれにおいても、学年間の履修科目数・単位数に大きな偏りがないように、配分の均衡に配慮してきた。しかし、平成19年度より、福祉コースにおいて社会福祉士受験資格、介護福祉士資格が取得できるようにしたことにより、福祉コース1年、2年に偏りが生じ、一方、各コースの4年の履修科目数・単位数が若干少ない。ただ、学生の勉学の専門性を一層深めるために、卒業研究指導を実施しており、このことによって、4年の学生における専門的勉学がかなりの程度確保されていると考える。4年の履修科目数・単位数を少し増やす方向で改善を図りたいと考える。同時に、今後の課題として、一定の履修科目数・単位数を進級の要件とすることを検討する必要があると考える。

郡山女子大学

ちなみに、参考資料として、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースにおける、家政学関係基礎科目及び専門科目にかかる学年別開講期別授業コマ数（週当たり）を以下に示す。

平成 18 年度		1 年		2 年		3 年		4 年	
		前	後	前	後	前	後	前	後
生活総合コース	家政学関係基礎科目	14	9	2	2	2	2		
	専門科目	7	11	13	10	12	12	10	4
	計	21	20	15	12	14	14	10	4
福祉コース	家政学関係基礎科目	14	9	2	2	2	2		
	専門科目	6	8	15	12	8	7	5	4
	計	20	17	17	14	10	9	5	4
建築デザインコース	家政学関係基礎科目	14	9	2	2	2	2		
	専門科目	7	13	14	13	11	13	10	6
	計	21	22	16	15	13	15	10	6

備考：前は前期、後は後期を意味する。

平成 19 年度		1 年		2 年		3 年		4 年	
		前	後	前	後	前	後	前	後
生活総合コース	家政学関係基礎科目	14	9	2	2	2	2		
	専門科目	7	11	13	10	12	12	10	4
	計	21	20	15	12	14	14	10	4
福祉コース	家政学関係基礎科目	14	9	2	2	2	2		
	専門科目	9	18	20	18	14	14	10	5
	計	23	27	22	20	16	16	10	5
建築デザインコース	家政学関係基礎科目	14	9	2	2	2	2		
	専門科目	8	12	14	13	11	13	10	6
	計	22	21	16	15	13	15	10	6

備考：前は前期、後は後期を意味する。

平成 20 年度		1 年		2 年		3 年		4 年	
		前	後	前	後	前	後	前	後
生活総合コース	家政学関係基礎科目	14	9	2	2	2	2		
	専門科目	7	10	13	11	12	12	10	4
	計	21	19	15	13	14	14	10	4
福祉コース	家政学関係基礎科目	14	9	2	2	2	2		
	専門科目	8	19	20	18	14	14	10	5
	計	22	28	22	20	16	16	10	5
建築デザインコース	家政学関係基礎科目	14	9	2	2	2	2		
	専門科目	8	12	14	13	11	13	10	6
	計	22	21	16	15	13	15	10	6

備考：前は前期、後は後期を意味する。

②食物栄養学科

本学科では、履修登録単位数の上限は設定していない。しかし、本学科は管理栄養士養成課程であり、卒業（栄養士）および管理栄養士国家試験受験資格を得るためには、多数の実習・実験を履修する必要がある。実習・実験は 30 コマで 2 単位と講義科目よりも授業回数が多く必要なため、著しく多くの単位を取得するような履修登録を行うことは不可能であり、上限を設定していない現在でも、問題になるほど多くの科目を履修する学生は見当たらない。また、本学科の学生のほとんどは管理栄養士国家試験を受験するので、その準備のため、卒業あるいは管理栄養士国家試験受験資格の取得に直接関係ない科目の履修を控えている。

例えば、平成 20 年度食物栄養学科卒業生の取得単位数を調べてみると、A クラス：教職課程履修者、189±1.4（3 名、最高 192 単位、最低 188 単位）； 教職課程非履修者、136±1.4（44 名、最高 141 単位、最低 131 単位）、B クラス：教職課程履修者、190±2.8（6 名、最高 194 単位、最低 188 単位）； 教職課程非履修者、134±1.4（40 名、最高 141 単位、最低 127 単位）と、学生の間で取得単位数には大きな差は見られず、現状において是正が必要な問題点は認められなかった。

また、時間割の作成においては、卒業年度の 3 月に管理栄養士国家試験を受験することを踏まえ、それまでに知識・技能をより習得しやすく単位をより着実に取得できるよう科目が配置されるよう配慮している。これより時間割上では、第一学年では基礎となる学問分野の科目が、第二学年では実習と実習の基礎となる科目が、第三学年では実習と演習が、第四学年では卒業研究と演習が、それぞれ中心に配置されている。この配置には、単位取得が困難であった場合の再履修についても考慮されており、単位取得のために必要な知識・技能レベルが確保されるための配慮がなされている。時間割の作成は毎年見直され、知識・技能の習得しやすさに対して細心の注意が払われている。なお、第一学年時の履修

科目のうち、特定の基礎科目については補習による単位取得の支援も行われている。

③大学院

郡山女子大学大学院学則第十八条において、修士課程の修了要件について、本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格すること、と規定している。ただし、修士課程の在学期間については、修士課程に昼夜開講制（昼間の時間帯のほかに、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う。）を設けており、この昼夜開講制においては、「一年制コース」「二年制コース」「長期在学コース」の3コースが置かれている。

また、同第十九条は、博士課程の修了要件について、本大学院に5年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、44単位（修士課程を修了した者にあつては、当該課程において修得した単位を含む。）以上を修得し、かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要する、と規定している。

さらに、同第二十二条において、修士課程の修了要件又は博士課程の修了要件を満たした者について、研究科委員会の議を経て学長が修了を認定する、と定めている。

本大学は平成14年4月、郡山女子大学大学院人間生活学研究科人間生活学専攻修士課程を開学し、平成8年4月、同博士課程を開設し、以来、本大学院は一貫して修了要件として単位の修得を重視してきている。修士課程において26科目46単位を開講し、そのうち10科目19単位を必修科目としている。また、博士課程においては14科目28単位を開講し、そのうち7科目14単位を必修科目としている。博士課程の院生は、平成18年度、平成19年度、平成20年度、在学者が無しであるが、修士課程の院生の単位の修得は、1年に集中しており、修士課程の総授業科目のほぼ9割が1年に開講されている。2年は修士論文の研究、指導及び作成に重点的に充てている。昼夜開講制については、平成19年度、社会人1人の入学者があり、2年間の在学期間を経て、修士課程の修了要件を充足し、平成21年3月修了を迎えた。本大学院は、院生が可能な限り、人間生活について広く総合的に、かつ深く専門的に勉学できるようカリキュラムを編成し、その方向で指導を行っている。その結果として、院生は、科目を多く履修し、多くの単位を修得しようと心掛けている。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

教育内容は、シラバスとしてイントラネット上に公開されているホームページに詳しく示されており、授業の内容や参考書などの情報にアクセスが可能である。授業の実施方法に対する具体的な取り組みは、授業の内容によって異なるが、それぞれの担当教員が創意と工夫を持って実施している。例えば、本学では学生が一人1台ずつ、コンピューターを貸与されており、また、多くの教室では無線LANが使用可能になっている。そこで、教科科目によっては、講義資料を添付ファイルで学生に送付することもある。学生は授業の中でパソコンの画面を通して資料を見ることができ、レポートを教員にメールで送付することも行われている。

本学では学生主体の学園祭は行わず、学園の教育成果を社会に向けて広く発表し、また、その成果を社会に還元することを目的として、毎年秋に「もみじ会」を二日間にわたり開

催している。大学院、大学、短大、附属高等学校、附属幼稚園、大学・短大学友会、高校生徒会、家族会、父母会、同窓会が参加し、発表を行っている。教育成果の発表という位置づけから、教員の指導の下に、全学生が熱心に参加している。発表の概要は「もみじ会教育成果」として冊子にまとめられている。

①人間生活学科

前述のように、人間生活学科は、人間守護の理念に基づき、人と物とのかかわりにおいて、人間を中心とし、人間の生活を守り一層向上させ、よりよい生活を実現するために、人間生活に関して総合的かつ専門的に学ぶことを教育目的とする。この目的を達成するために、生活総合コース、福祉コース、建築デザインコースの教育課程はいずれも、人間学系、生活学系、生活科学系の三学系に包含される、各コース共通の、あるいは各コースに特有の専門科目群から構成されている。このような教育課程の背景には、戦後のわが国における家政学の主要な研究動向が、理化学を中心とし、専門分化、細分化を深め、その結果として、人間不在が顕在化してきたという反省があり、こうした認識に立って、関口富左本学学長・教授が、家政学の中心に人間守護を措定し、総体としての人間生活を、人文・社会・自然の三分野の諸科学を動員して総合的に研究する学問、すなわち、「家政学は人間守護の学である」と定義した。通常、家政学の一学科というものが、食物栄養学科あるいは被服学科といった、人間生活の一領域に関するものである中で、人間に関する諸科学を中心に位置づけ、人間生活を多領域の諸科学を通して総合的かつ専門的に捉える本学科の教育内容は、他に類例を見ないものである。

福祉コースにおける社会福祉士及び介護福祉士の養成について、特色として、①多様な相談に適正に助言、指導できる社会福祉士、②高度な介護の知識と技術を持つ介護福祉士、③衣・食・住生活について専門的生活支援ができる介護福祉士、④豊かなコミュニケーションのできる教養ある社会福祉士と介護福祉士、を考えている。特に、③の特色は、高齢者及び障害者の生を実現するための必須の条件であり、家政学を基盤とした特色ある介護福祉士の養成であるといえる。

また、建築デザインコースにおける一級建築士及び二級建築士に関する教育内容についても、本学独自の家政哲学及び家政学を基盤とし、住むことの人間学的意味、つまり生活の本質を基点として構築されている。現状の建築学が工学中心であるなかで、これは重要な特色ある建築学の方角であると考えられる。

学科の3コースの教育内容に関する学習を一層広げ、そして深めるための特色ある方法として、3年次において、イギリス、フランス、ドイツ・イタリアにおいて、7日間程度の海外生活実習を選択科目として設定し実施している。これは、ヨーロッパにおける、衣生活、食生活、住生活、生活経営、福祉などの実情を研修するとともに、ヨーロッパの文化の理解と国際的センスの涵養を意図するものである。過去3年間の実施状況は以下の通りである。

海外生活実習の実施状況

平成 18 年度	参加学生数（3年次）	10名
	引率教員	1名
	実施日	平成19年2月24日（土）～ 3月2日（金）
	研修先	計画的に建設されたパリ市街地（住生活） ランジス総合市場（食生活） 高齢者福祉施設（福祉） イヴサンローラン博物館（衣生活） ラ・ロッシュ邸（住生活） UFC S女性市民社会連合（生活経営）
平成 19 年度	参加学生数（3年次）	22名
	引率教員	1名
	実施日	平成20年2月25日（土）～ 3月3日（金）
	研修先	UFC S女性市民社会連合（生活経営） パリの高齢者福祉施設（福祉） ローマ及びパリの街並み見学（住生活） ランジス総合市場（食生活） ローマのファッション街見学（衣生活）
平成 20 年度	参加学生数（3年次）	13名
	引率教員	1名
	実施日	平成21年2月22日（日）～ 28日（土）
	研修先	計画的に建築されたパリ市街地の道路、建築物（住生活） ベルサイユ宮殿内での王族の衣装（衣生活） スーパーマーケット「モノプリ」視察（生活経営） 「マルシェ・ルフェーヴル」朝市視察 「オールネット」高齢者福祉施設視察（福祉） アウトレットモール視察（衣生活・生活経営）

②食物栄養学科

4年に行われる卒業研究は、現在は選択科目であるが、半数以上の学生が履修しており、各学生がオリジナルな課題に取り組み、年度末には発表会を行って成果を公開し、また、質疑応答を行っている。それぞれの学生が、授業で行われる実験とは異なり、結果が未知数な研究に取り組むことは、研究の進め方を学ぶという観点からは、貴重な機会になっている。卒業研究の指導は、食物栄養学科の教員が分担して行っているが、研究テーマの選び方や研究の進め方において、それぞれの教員の研究の成果が活かされており、学会で発表されるものも出てきている。

また、国家試験の受験科目の授業については、学習効果の確認と復習を促すために、毎授業に小テストを実施している科目もあり、成果を挙げている。さらに、3、4年次においては、管理栄養士国家試験の準備として、各種演習を実施している。演習の内容としては、各科目の基礎事項の復習、過去の国家試験問題の反復練習、最近注目されている栄養・食糧・健康上の諸問題の整理、出題が予想される問題を用いた模擬試験などである。

③大学院

修士課程：本大学院修士課程における特色ある分野については、同博士（後期）課程も同様であるが、本学独自の家政哲学及び家政学原論を基軸とする教育と研究を行っていることである。本学の創立者である、関口富左学長・教授は、ドイツの世界的な哲学者である、オット・フリードリッヒ・ボルノー博士との学問的交流の中から、日本で初めての家政哲学という、家政学の新分野を構築され、その家政哲学的思索から「人間守護」という家政学の理念が措定された。この人間守護の概念は、O・F・ボルノー博士のいう家の被護性（Geborgenheit）の概念を、家政学において独自に展開したものである。すなわち、家の被護性の概念は、人間が家に護られることによって安らぎ、平安を得、そのなかで人間性を実現できるという意味であるが、人間守護の概念は、家の被護性に依拠しつつも、人間が家に護られているというその受動性を、家族の愛や思いやりなどの守護行為や衣・食・住生活に関する守護技術、地域の支援、地方や国の施策、などによって、人間を積極的に護るといふ、家政学における能動的、実践的概念として展開したものである。

この家政哲学を基に、さらに、本学独自の家政学原論が構想され、次のような家政学のパラダイムが構築された。①「人間守護」を理念とする、②人間生活の充実、発展を目的とする、③人と物との関わりを対象とし家、地域、国、世界を対象空間とする、④研究方法は無記性的研究方法・使用価値的研究方法・人間価値創出的研究方法の三層構造とする、⑤人文・社会・自然三分野の諸学による、人間及び衣・食・住・生活経営・福祉・環境に関する総合的研究を進める、⑥研究成果を地域へ還元する、この6点を含む。このような他に類例をみない家政学のパラダイムは、家政学という学問のあるべき理論的枠組みであるとともに、学問一般のあるべきパラダイムとして普遍的価値をもつと考えられる。

家政哲学を含む家政学原論は必修科目として履修され、また、修士論文研究をリードする本質的理論として位置づけられ、その方向で修士論文研究が進められている。

修士課程は、毎年、秋に開催される「もみじ会」において、1年次を中心として院生の研究の成果を展示発表する。その内容は、その時々々の生活に関連する重要問題をテーマとして取りあげ、その解決策を提案しようとするものであり、そのねらいは、大学院にふさわしい水準の研究成果を示すとともに、そのことによって地域の生活の向上に寄与しようとするところにある。このように、修士課程として研究成果を地域に還元しようとする取り組みは稀有のことと考える。ちなみに、平成18年度のテーマは、「地球温暖化と人間の生存・生活 ― 人間守護の理念を基として考える ―」、平成19年度のテーマは、「水と人間の生存・生活 ― 人間守護の理念を基として考える ―」、20年度のテーマは、「福島の食文化・伝統食品について ― 人間守護の理念を基に考える ―」である。

博士（後期）課程：博士（後期）課程においても、修士課程と同様に、本学の家政哲学及び家政学原論を基軸とし、さらにそれらの深化の方向において、教育及び博士論文の研究が進められてきている。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学では通信教育を行っていない。該当なし。

(2) 3-2の自己評価

本大学の教育研究は、建学の精神を基本とし、家政哲学による人間守護の理念を基本とした本学独自の家政学・人間生活学を独自に確立し教育課程が編成されている。大学院の教育課程は、人間学系、生活学系、生活科学系の3学系から編成され、体系的に修得でき評価できる。大学の教育研究は、家政学関係基礎科目として教養系科目、語学関係科目、健康科目、特殊科目としての芸術鑑賞講座・教養講座などの科目を開講している。専門科目は、それぞれの教育研究の目的を達成するため適正な学科目を開講している。特に、食物栄養学科は本学の教育課程にあわせ栄養士法施行規則第11条第1項の定めに基づいたカリキュラムの編成を行っている。したがって、本学独自の特色をもった教育課程が編成され評価できる。

年間行事予定、授業期間、卒業・修了要件などは学則に明示し周知するとともに適切に運用されており評価できる。教育・学習の評価は履修の手引きに明記し、学生に周知させ適切に行われている。また、毎年学生による授業評価を組織的に行い、その結果を各教授に周知し、「わかる授業」に向けシラバスの検討、教育方法の検討、教室などの教育環境の適正化のための検討などを常時行い、より良い授業のための研究を行っている。さらに、昭和44年度より毎年附属高等学校、短期大学部、大学において研究授業を実施し、教員と学生による授業評価を行い教育充実研究会において評価の結果を発表し検討している。このような授業評価を検討し、次年度に実施される授業の教育内容、授業の進め方、言葉、板書、教室環境などに活用するようにしている。本学では、入学する全学生に対してノート型パソコンを貸与すると同時に、全館に学内LANを付設し全学生に対して情報教育の徹底を図っていると共に、授業内容の充実に資している。

現在は、教育課程を系統的に編成し、適切に実施されている事は評価できる。しかし、履修登録上の上限の制限を設けていない事は今後の検討課題ではあるが、多様な資格取得と学生個々の意欲との関係で設定が困難な状況も見られ、苦慮している。

(3) 3-2の改善・向上の方策（将来計画）

本学の教育課程の改善・工夫は、学園長、学長を中心とし、大学院研究科委員会、大学教授会、各学科等で建学の精神を基本として、社会や学生のニーズに対応しながら改善・向上のための方策を検討する必要がある。特に、社会の変動は急激でありそれに対応することが求められる。大学院を活性化する方策の一つとして、大学院の教育課程と大学の教育課程との関連性を深める努力が必要である。また、大学院と食物栄養学科との関連性について食物栄養学科内での検討が必要である。18歳人口がますます減少し、高校生の進学率が向上する社会状況において、大学へ入学する高校生の意識、学力等はますます多様化することが予想される。このような学生の教育方法についての研究が求められる。本学は、開学以来アドバイザー制による指導方法を行ってその教育効果をあげてきた。このような教育により学習面、生活面、進路などのきめ細かい指導が今後一層求められるので、アドバイザー制を更に発展させなければならない。

3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

本学は学生の日々の学生生活全面の指導は、アドバイザー制を採用し、専任教員がアドバイザーとし学習、資格取得、就職、生活など総合的に指導しているのが本学の特色的教育と考えている。毎月一回開催される大学院研究科委員会、各科会議などによって院生、学生一人一人の学生生活が適正で教育目標に向けた教育が実施されているか、きめ細かく点検評価を実施している。また、毎月必ず開催される学長を中心とし主任教授による主任教授会、学長、教授、准教授、専任講師から構成されている教授会などにより教育活動が適正に実施されているかの点検・評価を実施している。就職関係、就職先の企業アンケートなどについては就職部長を中心とし各学科の就職部係の教員、就職部職員から構成されている就職部会を毎月開催し点検・評価を行っている。

学生の生活指導は、学務部長、学務部部長代理、各学科の学生生活課系の教員による学生生活課会が毎月開催され教育活動の点検・評価を行い常に学生のための教育に向け努力している。

本学では昭和44年度より、大学院、大学、附属高等学校、附属幼稚園、学園事務局全員による「学園教育充実研究会」という組織を設置している。毎年7月に2日間学園の全職員が参加し、講演、授業実践発表（研究授業と教員と学生による授業評価の報告）を行い「わかる授業」のための研究を実施し教育目標の達成状況の点検・評価を行い研究を行っている。

本学は平成12年から全学生、全職員にノート型パソコンを貸与し教育研究に活用すると同時に、毎年学生によるパソコンを用いての授業評価を実施、その結果を集計し各授業の教育目標の達成状況の点検・評価を行っている。

年度はじめに大学院研究科、各学科、学務部教務課、学務部学生生活課、就職部それぞれが一年間の教育等実践計画書を学長に提出し、全学的に教育目標を設定し教育活動が行われる。年度末には、年度当初の計画に対して実施点検報告書を学長に提出し学長を中心に一年間の教育目標の達成状況の点検・評価を実施している。

また、年度末には学園全体職員会議を開催し、大学院、大学、短期大学、附属高等学校、附属幼稚園、学務部、家庭寮、図書館それぞれの教育等の点検・評価を発表、学長よりの教育成果についての評価が行われ、学園全体の教育成果の点検・評価を行っている。

基準3全体の自己評価

本学の建学の精神、教育の目的、大学院と大学の各学科の教育目的を的確に明記し、内容も適切である。特に家政哲学による人間守護の理念を基本とした家政学・人間生活学を確立しその真理を追究し人間生活に寄与するための教育課程を組織的に編成している点が特徴である。したがって、大学院、大学の人間生活学科と食物栄養学科とも、人間守護を基本として教育目標が設定されている。

その目的を達成するため、履修科目の構成、履修単位数、授業科目と年次計画、履修科目の上限、卒業、編入学、他の大学との単位互換などについて明記され十分な体制になっ

ている。

本学の教育研究は建学の精神、教育の目的のほかに「女子の高等教育の普及向上」、「自然を凝視して師としよう」、「知は感性の庭に咲く」などの創設者の教育方針を掲げ、全学あげて、人間形成、個々人の内に秘めた能力の発掘・発展、高度な専門的知識・技術の伝授を行っており、単に専門的知識や技術のみの教育ではなく感性・感動重視の教育や裾野の広い女子としての教養のための教育、自然との共生のための教育を積極的に推進する教育課程の編成は評価できる。

全体的には良好な教育課程や教育方法によって教育目標に向けて反映されている点は評価されるが、時代の変化が激しく、大学に対する社会の要請や学生のニーズも変化することが予想される。今後の教育の本質を十分見つめながら、社会や学生の要請に対する教育課程や教育方法の検討が継続的に実施されることが必要である。

基準3 全体の改善・向上方策（将来計画）

教育課程を構成する科目は、家政学関係基礎科目とし、人間関係科目、生活関係科目、生活科学関係科目、語学関係科目、健康関係科目、特殊科目として開講されており、これは本学の特徴である。今後とも家政学との関係で教養科目を開講し、人間生活の向上発展に寄与できる科目として推進すべきである。

専門科目については、教育内容が複雑で高度になり十分理解できない講義もある。教育課程をより良いものにすることに併せ、わかる授業のための教育方法の研究が求められる。

大学院教育は、現代の社会の状況を凝視し、人間生活の発展向上に寄与する教育研究が求められる。また、大学院の教育内容と大学の教育内容との連携を密にすることが必要である。

基準4 学生

4-1 アドミッションポリシー（受け入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

(1) 4-1の事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学の人間教育は「人間の善さ」を基底としており、入学者受け入れ方針の基本は、建学の精神である「尊敬・責任・自由」を理解した上で「個の確立」と「他との協調」を実現しようとし、勉学・研究等に意欲を持っているかどうかである。

このような方針に沿った特色ある各人の素質を捉えるために、入学者の選抜方法は多様化され、入学志願者は各自の特性に合った選抜方法を選択することを期待されている。選抜方法ごとの方針は以下の通りであり、出願資格、応募条件、募集人員及び配点は学生募集要項（資料F-4）に明記されている。

大学選抜方針

選抜方法	選抜方針
特待生	優秀な人物でありながら経済的困難な状況さを抱える者を支援する。
指定校生	志願者の資質について、信頼関係のある高等学校からの推薦を大きな判定材料とする。各高等学校が推薦できる人数には制限がある。
公募生	志願者の資質について、高等学校からの推薦を判定材料とする。
高大連携生	連携教育がなされている郡山女子大学附属高等学校の卒業見込みの者に対して、郡山女子大学附属高等学校長による推薦を志願者の資質の大きな判定材料とする。
A0生	志願者の資質について、志望動機と意欲の裏づけを判定材料とする。
特別生	専門学科、大学入学資格検定試験合格者、社会人等を対象とし、それぞれの特質を考慮してその資質を判定する。
一般生	志願者の資質について、学力を大きな判定材料とする。

大学院入学者受け入れ方針は、広く精深な学識と研究能力を養い、今日の人間生活において最も重視すべき人間の在り方を中心として、これにかかる研究者並びに高度な専門職業人となることを目標としているかどうかを基本としている。

この受け入れ方針に沿った入学資格を持つ者への入学の門戸を開くために、出願資格は入学志願者の経歴等に応じて設定されており、出願資格ごとの選抜方針は以下の通りである。出願資格、募集人員及び選抜方法は大学院入学者選抜実施要項（資料F-4）に明記されている。

大学院選抜方針

選抜方法	選抜方針
修士課程	一般 大学を卒業した者、大学を卒業見込みの者または大学を卒業した者と同 等以上の学力がある者等について、学力試験、小論文及び面接試験の成 績を総合して選抜する。

郡山女子大学

	社会人特別	大学を卒業した者または大学を卒業した者と同等以上の学力がある者等で社会人として3年以上の経験を有する者について、小論文及び面接試験の成績を総合して選抜する。
	外国人留学	日本の大学を卒業した者、日本の大学を卒業見込みの者、外国において学校教育における16年以上の課程を修了した者等について、学力試験及び面接試験の成績を総合して選抜する。受講に支障のない日本語能力が必要である。
	特待生	大学を卒業見込みの者で、特待生として出身大学長の推薦を受けた者について、成績証明書、特待生推薦書、学力試験、小論文及び面接試験の成績を総合して選抜する。
	昼夜開講制	社会人で在職中の者等で大学を卒業した者または大学を卒業した者と同等以上の学力がある者等について、小論文及び面接試験の成績を総合して選抜する。
博士課程	一般	修士の学位を有する者または修士の学位を有する者と同等以上の学力がある者等について、学力試験、小論文及び面接試験の成績を総合して選抜する。
	社会人特別	修士の学位を有する者または修士の学位を有する者と同等以上の学力がある者等で社会人として3年以上の経験を有する者について、小論文及び面接試験の成績を総合して選抜する。
	外国人留学	日本の大学院博士前期課程を修了した者、日本の大学院博士前期課程を修了見込みの者、外国において修士の学位に相当する学位を授与された者等について、学力試験及び面接試験の成績を総合して選抜する。受講に支障のない日本語能力が必要である。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

入学要件（出願要件）、入学試験について選抜実施要項に明示し受け入れ体制を完備している。出願書類等に不備があった場合は該当高等学校長及び当該短期大学、大学等に連絡して万全を期している。入学試験の実施については、事前に打合せ及び準備を実施して入学試験当日に臨んでいる。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

本学は1学部2学科であり、学部収容定員及び入学定員は130名（平成17年度より）で、在籍学生数は以下の表である。

（平成21年5月1日）

教育機関	入学定員	収容定員	在籍者数
郡山女子大学大学院博士課程	3	9	0
郡山女子大学大学院修士課程	10	20	6
郡山女子大学家政学部	130	520	462

郡山女子大学

学部・学科の学生定員及び在籍学生数は基礎情報[表F-4]に記載のとおりである。大学院研究科の学生定員及び在籍学生数は基礎情報[表F-5]に記載のとおりである。なお、授業を受ける学生数及び在籍学生は設置基準の範囲以内であり、栄養士法施行規則の基準をも遵守し、適切に管理されている。

授業を行う学生数（クラスサイズ）については、以下の通りである。

学科等	科目の特性		1クラス当りの学生数
学部単位で合併している科目	基礎科目	講義	80名～100名
		演習【語学】	40名
		演習【ゼミナール】	40名
	専門科目	講義	100名程度
人間生活学科	基礎科目	講義	30名
		演習【体育】	30名
		演習【語学】	30名
	専門科目	講義	30名程度
		演習	20名以内
		実験・実習	20名以内
食物栄養学科	基礎科目	講義	60名～80名
		講義	40名程度(再履修者を除)
		演習【体育】	80名以内
		演習【語学】	40～80名以内
	専門科目	講義	80名程度(再履修者を除)
		講義	40名程度
		演習	40名以内
		実験・実習	40名以内

学部単位で合併している科目及び人間生活学科・食物栄養学科で開設している科目で、演習【語学】並びに演習【体育】においては履修者の状況によって40名以下で行うよう時間割を調整することがある。

(2) 4-1の自己評価

- 1) 4-1-①については、「建学の理念と入学者選抜について」の記載は、大学案内の「建学の精神」とともに、本学の受入方針・入学者選抜方針が明示され、募集人員・配点一覧・出願手続については、理解するのに充分である。
 - ・推薦生入学者選抜制度、特別生入学者選抜制度、高大連携生入学者選抜制度、一般生入学者選抜制度、AO生入学者選抜制度についての記述も分かりやすく出来ている。
 - ・入学者選抜日程及び会場、合格発表については、合否通知について発送日を明示し、合

格等についてホームページ・学内掲示等での発表は行わない旨を告知して、受験生の待機の不安を解消している。

また、入学者選抜実施要項の公表時期を早めることが、今後の課題である。

2) 4-1-②の「出願要件」について、指定校推薦生の学業成績（全体の評定平均値 3.5 程度以上）の「程度以上」については、検討する必要がある。

特に、食物栄養学科については、全体の評定平均値に加えて、特定の教科の評定平均値を示すことを検討すべきである。本学が求める学生像は、大学案内、入学者選抜要項、及び大学ホームページ等で公表しており、進学相談会、オープンキャンパス参加者から多数の学生が入学している。このことから本学のアドミッションポリシーは十分に理解されていると判断される。

3) 4-1-③については、人間生活学科に定員割れが見られるが、概ね少人数教育を行うべく配慮し、シラバスと授業内容の管理や学生による授業評価を参考に、教育環境を整備し、学習成果の向上に努めている。その他、学習成果の向上を図るため、コンピューターを活用した授業内容の充実を重視し、授業支援システムを構築して、その改善と充実に留意している。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

アドミッションポリシーが一般に理解されている状況があると思われる反面、学科によっては、入学者が定員に達していない状況にある。その要因をこれまでの進学相談・入学者選抜・教育内容について分析し、改善策を取る必要がある。

まず、人間生活学科では、定員確保を目指し、平成18年度より、生活総合・福祉・建築デザインの3コース制を実施し、社会の動向に即応し、高校生のニーズに答える対策を取っているが、教育内容の充実が不可欠である。

また、食物栄養学科では、定員確保はできているが、本学食物栄養学科独自の魅力を点検確認しながら、国家試験の合格率を高めていく。

4-2 学生の学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-2の事実の説明（現状）

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

学習支援のための特別な組織はないが、専任教員全員のオフィスアワーを学生に周知し、学習支援の指導が得られるようにしている。さらにパソコンを用いた授業では、そのシラバスサイトを用いた授業内容の録音可能となっており、復習支援や授業内容の質問と回答など、多様な活用により、本学独自のIT環境を有効に利用している。しかし、講義内容の録音を利用している例は少ない。また、履修指導については、各学科の教務担当教員、アドバイザーによる指導を徹底し、教務課窓口での指導も実施している。一方、授業以外については、学生生活課、学生相談室、保健室等が連携し、大学生活における様々な相談に応じ、学生一人ひとりが充実した学生生活を送れるよう配慮している。全学生に共通する連絡事項や、シラバス、就職情報など修学や就職に必要な情報が学内ネットワークで展開されている。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

本学は通信課程が学士課程にも大学院課程にもない。また専門職大学院は設置していない。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

毎年学生に対するアンケート調査を実施し、その結果を尊重しつつ、改善に取り組む一方、アドバイザー制度による学科の意見を集約し、学習支援の充実を図っている。

(2) 4-2の自己評価

オフィスアワーは、有効に活用できていないところもあるが、オフィスアワー以外の時間でも学生が自由に研究室を訪れ、教員は学生の相談に応じている。

また、学園教育充実研究会で実施している学生による授業評価アンケートにおいては、質問項目の他、授業に対する自由意見を記述し、個々の担当教員による授業改善が図られている。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

学生の学習支援については、各学科教員と事務局が連携し、きめ細かく対応しているが、オフィスアワーをこれまで以上に活発にし、学生との面談を通して、授業や大学運営にかかしていきたい。また、今後は全入時代を迎え、より多様な学生が入学してくることが予想されるので、組織的にティーチング アシスタント(TA)制度を設けるなど、支援する体制を構築したいと考えている。

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-3の事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生指導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

学生サービスの中心を担う部門としては学務部に教務課とともに組織されている「学生生活課」がある。学生生活課は学生生活に関連したサービスを遂行しており、就職関連サービスについては就職部が、健康相談については保健室が、心的支援は学生相談室が行っている。学生生活課は大学・短期大学部兼務の学務部長ならびに学務部長代理（学生生活課担当）、学務部長補佐2名（大学・短期大学部各1名）、学生生活課係教員8名（大学学科ならびに短大学科専攻各1名）、事務職員3名、アドバイザー相談係兼学外生活指導係1名で構成されている。また、学長・副学長・学務部長、学務部長代理と各学科専攻主任教授で構成される「学生生活委員会」が設置されている。学生生活を円滑に進めるための支援・指導の方針については、学務部長・学務部長代理・学務部長補佐2名・学生生活係教員8名・事務職員2名で構成される月例の「学生生活課会議」において協議決定して進めている。

学生生活課では、年度初めに新入生対象の「新入生学内オリエンテーション」、 「新入生学外オリエンテーション」ならびに在學生を対象とした「在學生オリエンテーション」を、

後期には大学3年生と短期大学部2年生を対象とした「高原学校」を企画・実施している。この他日常の学生生活における安全指導を行っている。学外での事故・事件や苦情への対応、ならびに事故や事件を防止するための対策に関しても学生生活課が立案し、学生生活の安全確保に努めている。なお、学生生活課の窓口業務は常勤事務職員3名が行い、またアドバイザー相談係兼学外生活指導係1名が学生やアドバイザーからの生活安全ならびに事故等に関する相談を受けている。

本学が開学当初から取り入れている「アドバイザー・リーダー制」については特記事項として記している。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

本学は推薦制の入学者選抜において特待生選抜を行っている。特待生で入学を認められた学生は所定の修業年限内の入学金・授業料の一部または全部を免除される。平成20年度大学の特待生は留学生2名を含め14名(在学生の2.99%)である。また、平成20年度に「学校法人郡山開成学園創設者関口育英奨学金制度」が設立された。大学、短大、附属高校へ推薦生として入学した学生・生徒が対象で、毎年各学校10名の計30名が採用される。奨学生には学年が変わる毎に成績を含む申請書を提出させて審査し、奨学生として妥当であれば継続を認めている。

日本学生支援機構奨学生は平成20年度は大学院では「第二種」が1名(在学生の25%)、大学では「第一種」65名(在学生の13.9%)、「第二種」は118名(在学生の25.2%)であった。学生の出身県からの奨学生は福島県で2名であった。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

学生の課外活動は学生の組織である「学友会」が会則に基づいて実施している。学友会をはじめクラブ・同好会にはそれぞれ教職員1名以上が顧問となり、学外での試合や会議などには必ず引率指導を行っている。また、学内施設の利用は半期毎に「施設利用願」を提出することにより定期使用が認められている。学友会に対する指導・支援は学務部長・部長代理・部長補佐が担当している。

また、予算的補助として学友会より同好会には年間1万円を予算として支給し、クラブには物品購入などの予算として年間約2~15万円(クラブの活動内容により異なる)を支給している。クラブが遠征する場合、年4回を限度とし交通費、宿泊費の半額を学友会より援助し、更に東北地区大学総合体育大会、及び全国大会に出場する場合は交通費、宿泊費の全額(学友会半額、家族会(保護者の会)半額)を援助している。

社会活動についての学生の関心を高めるため、福島地方検察庁検事による全学生を対象とする裁判員制度の説明会の開催、本学卒業生の海外青年協力隊経験者による海外青年協力隊の説明会の開催(学生70名参加)、学友会役員の県選挙管理委員会主催選挙フォーラムへの参加ならびに「こおりやま若者・夢会議」委員就任、学友会会長の郡山市警察評議会委員就任(任期1ヵ年)ならびに一日警察署長就任等の機会を積極的に捉えて実現させた。

ボランティア活動については平成20年度は特別養護老人ホーム・身体障害者施設等での利用者の介助や行事運営の手伝い等を学生延べ45名、延べ日数20日実施した。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

学生の健康相談、心的支援、生活相談等については、アドバイザーをはじめとして保健室と学生相談室及び学生生活課が窓口となり対応している。

健康管理については保健室が中心となり、春の定期健康診断を初め、日常における応急処置等を行っている。また、健康情報等を掲示し、学生の注意を喚起している。

保健室のスタッフは、室長1名は教員、主任1名は教員で看護師、係1名は専任の看護師である。平成18年度から20年度は1日平均学生2名が保健室を利用した。

保健室のここ数年の傾向として、複雑な問題を抱えた学生が多く、中には精神的疾患を患っている学生もいるため、保健室での休息時間が長くなっている。身体的訴えの中には精神衛生的問題も関与しており、この場合は保健室だけで解決することは難しく、学生相談室またはアドバイザーと連携を取りつつ、心療内科や精神科を紹介する事例が増えている。保健室での過ごし方や医療機関受診後の学生のフォローのあり方が今後の課題である。

平成21年度現在、学生相談室は室長1名、副室長3名、相談委員10名の14名で構成され、これらは全員教員である。副室長の内2名は臨床心理士の資格を有し、残る1名(保健室主任と兼務)は看護師の資格を有している。副室長3名中1名(臨床心理士)は学生相談室専任である。

学生相談室では、まず入学後のオリエンテーションの中で、「学生相談室のごあんない」というパンフレットを配布し、また、相談室スタッフが自己紹介を行うとともに学生相談室の場所や開室時間などについて説明を行っている。相談室が特別な問題を持った人の行くところといった偏見を払拭し、誰でも気軽に利用してよい場所であることを理解させるよう心がけている。

特記事項「アドバイザー・リーダー制」に記したように本学では開学当初からアドバイザー制度を採用しており、各クラスに1~2名の教員がアドバイザーとして任命され、学生の助言指導に当たっている。アドバイザーは入学当初から卒業まできめこまやかな指導を行っているため、学生の最も身近な教員として、学生の様々な相談を受けることも多く、ここで解決される例も多い。相談室はアドバイザーとは異なった相談機関として、学生のニーズに答えている。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

学生40人を基準とするクラスに対して教員からアドバイザーが任命されており、学生の当面する問題に対して相談を受け、助言を行っている。クラスには学生のリーダーを週番で設け、クラス集会において、アドバイザーとともにクラス運営に当たっている。リーダーは毎日「リーダー日誌」に教室環境や授業状況、出席状況、リーダーの感想などを記述報告し、アドバイザーが日常的な学生の状況や意見などを把握しやすくしている。アドバイザーは学生の記述内容に対する所見を書き学生との相互理解に役立てている。

学生サービスに対する学生の意見を汲み上げるシステムとして、e-ラーニングシステムを利用した学生の満足度に関するアンケート調査を実施した。今後はこの結果から学生意見をくみ上げていく計画である。

(2) 4-3の自己評価

「学生生活課」は学生サービス担当組織の調整機関の役割を担っている。大学・短期大学部を合わせた全学的な学生サービスとして、新入生に対しては大学生活への適応と学生相互間の理解に基づく人間関係の確立を目標にした「新入生オリエンテーション」を行っている。在学生にも新学期ごとにオリエンテーションを実施して学生が年間目標を認識できるようにしている。何れのオリエンテーション等でも「就職部」「保健室」「相談室」「図書館」「学友会」と各科・専攻の連携に基づいた企画を実施している。

「アドバイザー・リーダー制」と「集会」は本学の学生支援の根幹を成す制度である。アドバイザーは各科・専攻の組織を基盤として、教務課・学生生活課・就職部等と連携し、クラスを単位とする組織的學生サービスと個々の学生に対するサービスを行っているが、それらは学生の受講届の作成指導ならびに取りまとめ、単位履修・成績・資格取得についての指導、届出書類作成の指導、行事参加態度の指導や芸術鑑賞講座・教養講座の感想文作成指導や添削、欠席が続く場合などの出席を促す指導、就職情報の伝達や活動についての指導等の多岐に亘っている。アドバイザーは毎日「リーダー日誌」を通してクラスの状況の認識に努め、「集会」についても授業科目と同様に扱い、担当者であるアドバイザーが年間計画を学生に明らかにして、出席を確認して行っている。一方で、学生はサービスに依存しすぎる場合もあることから、学生のコミュニケーション能力や指導能力を阻害することがないように配慮する必要もある。また、学生サービスに欠かすことのできないアドバイザーの重要性は教職員全体が認識している。その負担と責任は大きい、教育に携わる者としての喜びにもなっている。

相談室と保健室は学生の心身の健康生活に切り離せない役割を果たしている。相談室とアドバイザーの連携も「アドバイザー制」の信頼があるため良好に行われている。

(3) 4-3の改善・向上策(将来計画)

学生サービスの重要な基準は修学期間内に卒業認定単位と各種課程単位を学生に取得させることである。同時に自立した社会人として卒業させることにある。長期欠席・留年・休学・退学の発生は教育機関として学生サービスに問題があると評価される。これらの問題の発生原因は経済的問題・家族関係・健康問題・学校における人間関係・進路変更に大別される。原因が何であれ、悩みを抱えたまま学生が長期欠席することが単位の修得を困難とし、留年や休学・退学に移行しやすい。したがって、学生の出席確認はアドバイザーが注意すべき重要課題である。「集会」については授業科目と同様に担当者であるアドバイザーが年間計画を学生に明らかにして、絶えず修学目標を明確に意識させる努力が必要である。一方で、学生が期待するアドバイザーによる過剰なサービスは、学生が獲得すべきコミュニケーション能力の育成や指導力の涵養を妨げることにもなりかねない。また、アドバイザーを学生サービスに便利な機関として安易に利用することは、窓口サービスの基準を形骸化させてしまう危険性もあることを十分認識して学生指導に当たるべきである。

学生サービスにおいて「アドバイザー・リーダー制」は重要であり、この制度を教職員が同じ基準で理解することが必要になる。このために、「アドバイザー研修会」や「相談員の養成」を学生生活課として検討していく必要がある。

新入生ならびに卒業学年学生を対象として実施している学生の満足度に対するアンケート

一ト調査の結果を検討し、今後の学生サービスの改善に資することを考えている。

4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 4-4の事実の説明(現状)

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

本学では、学生に対する就職支援の中心を担う部門として就職部がある。就職部は就職業務全般を遂行しており、就職部長のほか係長1名(キャリアカウンセラー)、係員1名が常勤している。就職部のもとには、学生の就職を円滑に進めるため就職対策委員会及び公務員試験等対策講座委員会が設置され、また就職部職員のほかに各科に就職担当の教員が配置されている。

就職支援組織について述べると、就職対策委員会は就職部長・部長補佐と各科主任で構成されており、就職担当者打合せ会と合同で年2回開催され、議題は就職指導計画及び経過報告等である。また、就職担当者打合わせ会は、就職部長・部長補佐・就職部職員及び各科就職担当者で構成されている。年6回単独で開催され、就職環境や求人状況・進路状況の報告、就職ガイダンスや就職部が中心となつて行う支援事業の内容の検討及び報告等がなされる。就職試験における筆記試験対策を中心に行う公務員試験等対策講座委員会は就職部長・部長補佐及び各科副主任で構成され、年2回開催されている。

本学では開学当初からアドバイザー制を取り入れており、各科クラスのアドバイザー(アドバイザーする教員)は、学園生活におけるすべてのことに関して学生の相談相手となっているが、就職部で行う様々な支援事業及び求人情報についても、各科の就職担当者と連携を取り協力し、学生の就職活動を支えている。

就職部は学生たちが、建学の精神に基づき学び培った教養と専門知識を基にして社会人として活躍するため、希望と適性にかなった就職ができるように様々な支援事業を行っている。

就職支援事業内容について述べると、支援内容は大きく分けて集団的就職支援と個人的就職支援に分けられる。

集団的就職支援としては、大学3年生の4月の在学生オリエンテーション時に、「就職部の役割及び支援内容」について説明を行っている。就職活動の動機付け及び指針となるよう必要なことを段階的に指導する就職ガイダンスは、大学3年生の7月より第1回目を開催し、大学4年生になった4月の第5回目就職ガイダンスをもって終了する。内容としては第1回就職ガイダンスでは「就職部ホームページの説明・活用の仕方」第2回目は「自己分析及び履歴書の書き方」第3回目は「面接指導(講義形式)」第4回目は「就職内定者の体験発表」第5回目は「面接指導(模擬面接)」を行っている。就職ガイダンスは毎週水曜日3時限目の集会時間帯を年5回利用し開催している。したがって対象学年全員が出席する。さらに就職ガイダンスのフォローとして希望者を対象に就職対策講座を行っている。平成20年度は、大学3年生の10月から12月にかけて土曜日午前中に4回(8コマ)、火曜日6時限より5回(5コマ)、計13回(13コマ)開催し、希望者は85名であった。

また職業適性検査を大学3年生の7月に実施している。適性能力総合診断テストを使用し、就職活動に臨む学生に対し自己理解を促すとともに、各自が適性・適職の発見及び職業生活への適応性について判断し、より円滑な就職活動が出来るよう支援するものである。

個人的就職支援としては、就職部を訪れる学生に対する相談・助言等がある。就職部室とその前のオープンスペースに設置してある就職資料室の間は窓口カウンター式となっており、学生はいつでも就職部職員に気楽に相談できる状況になっている。相談内容は求人票の見方・応募の方法・履歴書等の書き方・面接について・電話のかけ方・進路相談等と様々である。特に面接については学生の希望があれば別室で模擬面接を行っている。

また大学3年生の1月に、学生より就職登録カードを提出させる。そのカードに基づき、就職部職員や各科クラスアドバイザーが、必要に応じて学生一人ひとりの進路希望や能力適性を把握しながら相談・助言を行っている。

学生に対する就職情報提供について述べると、就職部が管理している「就職情報トータル Web システム」がある。学生は大学から各自に貸与されたノートパソコンを利用し、就職部で作成している学内専用就職部ホームページより、就職に関する求人情報や就職活動のための知識を、学内のどこからでも検索することができる。手続きをすれば学外からも見ることもできる。求人情報検索では、本学に求人票が送付された求人企業名と採用試験概要を見ることができる。さらに勤務地別並びに職種別の求人企業情報も見ることができる。就職活動のための知識検索では、就職活動の進め方、業種・職種の知識、応募書類の準備の仕方、就職試験について、先輩からのアドバイス、就職状況等様々なことを知ることができ、就職ガイドブック内容となっている。さらにインターネットを利用し必要な就職情報が得やすいようにホームページが作成されている。

また大学3年生の春季休業期間は、学生にとって学校に送付された求人票等の閲覧機会が非常に少なくなるため、春季休業期間限定で学生の携帯メールを利用し、求人企業名・職種・勤務地・採用人数・締切日を配信している。

就職部室前の就職資料室には求人票ファイルが閲覧しやすく並べられており、就職試験のための参考書や就職情報誌等も揃えられている。また就職した先輩が残した就職試験報告書綴りも年度毎に揃えてある。報告書には、内定した就職先に関する筆記試験・面接試験の内容や受験しての感想・後輩への助言等が記載されており、学生にとって大事な参考資料となっている。

就職先への求人依頼について述べると、各科教員と就職部長が行う「アフターケア事業所訪問及び職場開拓」の実施がある。本学卒業生が勤務する就職先を訪問し、採用の御礼や本学に対する求人をお願いし、求人先としての信頼関係を継続していくとともに、新規の求人依頼先を開拓するものである。また訪問報告書には、卒業生の勤務状況、大学での学習成果の発揮について、事業所で希望する人物等の質問項目も設定し、各科在学生に対する就職指導の参考にもしている。平成20年度は6月から10月の期間に19事業所を訪問した。また求人依頼のため、採用実績企業や未採用企業に対し、学校案内、求人票用紙、卒業予定者出身地一覧等を同封したダイレクトメールを、毎年2月に発送している。

また卒業生に対する就職先からの評価を把握するため、正社員として就職した者の約半数を対象に、その就職先に対し毎年無記名アンケートを実施している。平成19年度卒業生(平成20年3月卒業)の場合、43人について郵送し、31人について回答を得た。その結果、出勤状況・勤務態度について多くの就職先が高い評価をしている。人柄や資質の項目の中では、協調性において比較的评价が高いことが見てとれる。

進学支援について述べると、大学に送付されてくる進学案内冊子等は教務部学生生活課

で管理・掲示をしており、学生生活課が相談・助言を行っている。また各科アドバイザーも進学に関して相談・助言を行っている。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

インターンシップはカリキュラム化されておらず、就職部の支援事業の一つとして実施している。就職部が窓口となって取り扱うインターンシップは、郡山商工会議所主催「郡山地域インターンシップ事業」であり、学生への周知、応募書類の取りまとめと参加申し込み、諸連絡、学生への事前指導等を行っている。本学の場合多くの学生が授業として学外実習を体験することから、ある面就業体験や職業意識を高める機会を持っていることとなり、インターンシップの参加者数は少ないものとなっている。しかしながら全学生がそのような機会を持てることも限らないので、郡山商工会議所主催のインターンシップ事業のみ実施している。平成20年度のインターンシップ参加者は1名である。

就職試験対策として模擬試験や試験対策講座を行っている。模擬試験は5月から6月にかけて3回、公務員試験の教養問題と民間企業試験の一般常識問題の模擬試験を実施している。さらに公務員及び民間企業就職希望者の筆記試験に対する力を付けるために、「公務員試験等対策講座」を開講している。講座は、基礎講座を大学3年生の10月から11月にかけて5日間、演習講座を3月に3日間、特別講座を大学4年生の8月に2日間開講している。

なお就職関連資格取得として、就職部組織に所属はしていないが、秘書養成講座担当が、文部科学省後援秘書技能検定試験及びビジネス技能検定試験を学内で実施している。試験対策として、夏季休業中の5日間秘書技能検定試験受験講座を開講している。同じく管財部が、パソコン検定協会が主催するパソコン検定試験（P検）も学内で実施している。試験対策として前期は4級受験対策講座を、後期は3級受験対策講座を開講している。

(2) 4-4の自己評価

就職支援組織について、就職部と各委員会及び各科アドバイザーとの連携・協力体制は取れている。

就職支援事業の一つである就職ガイダンスは、授業時間帯に組まれている集会の時間を利用して、対象学生が全員出席となり就職指導効果は高い。

就職部窓口に関わり多くの学生が相談に訪れるが、その内容は様々である。就職部は3名で就職業務全般を遂行しているが、大学生と短期大学部生が対象であり学生数も多く、十分に相談・助言の時間を確保することができない。しかし職員1名がキャリアカウンセラーの資格を持っているため、適切な助言は行われている。また各科就職係やアドバイザーにも学生は相談・助言を求めに行くことができるので、学生にとっては心強い。

学生の相談については1対1で相談・指導を必要とする場合もある。しかし個室としての就職相談室がないので、就職部書類庫を利用して、また学生の希望があれば模擬面接も行っているが、そのための専用個室はないので、就職部書類庫や教務課と相談し授業を行っていない教室を利用している。そのため不便性を感じている。

全学生に貸与されたノートパソコンにより、学生は学内のどこからでも学内就職部ホームページにアクセスすることで、学校に来た求人情報のみならずインターネットを通し

で多くの求人情報を得る事ができる。また様々な就職活動知識を得る事ができる。本学学生は恵まれた環境にあると言える。

公務員試験等対策講座の一つとして開講する基礎講座は、公務員及び民間企業試験を対象に基礎学力の充実を図ることを目的としている。基礎講座の対象学年は大学3年生であり、より多くの学生に受講して欲しいと考えているが、平成20年度受講率は66%であった。受講料があり希望者対象でのこの数字は、評価できるものである。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

オープンな相談・助言は就職部窓口でできるが、個々人に対応した進路の相談・助言については就職相談専用の個室が必要である。学生も多様化しており、個々人に対してより適切な助言をするためにも、また個人情報保護の面からも就職相談室の設置が必要である。

また個々人対応の模擬面接も、就職部書類庫や授業で使用されていない教室で行っているが、専用の模擬面接室の設置も検討する必要がある。

就職相談室や模擬面接室の設置に関連して、キャリアカウンセラーの配置や就職部職員の増員も検討していきたいと考えている。

各科アドバイザーも学生の就職相談や応募書類の書き方等を指導しているが、就職部の指導とできるだけ齟齬が無いよう図っていく。

就職試験において人物面が重視されてはいるが、筆記試験において採用側が求める最低基準はクリアしなければ人物面が良くても採用内定になることが難しいのが現実である。基礎学力向上のため、就職模擬試験や公務員試験等対策講座に一人でも多くの学生が参加するよう図っていく。

学生の就職意識や意欲の向上、職業観や勤労観の育成及び職業的能力・社会的能力の育成は進路支援には大事なものである。部分的には行っているが体系的に考えていくことが今後の課題である。

基準4全体の自己評価

アドミッションポリシーは学園創立以来、その基本が継承されてきており、今後もこれを継続することになる。

学生の学習支援体制については、昨今、諸々の分野で行われているIT化を導入しつつあり、教育面での効果を検討しつつ徐々に進め、学生の学習し易い環境を整えていくことになる。

学生サービス体制・整備・運営については、創立間もない頃から本学が採用している「アドバイザー制度」を、今後も継続するとともに時代時代に即した指導・助言を行って行く。

就職・進学支援体制の整備と運営については、社会と大学が直に接する就職部を中心にその時々状況を的確に把握出来た学生指導が行われて来ている。この部分でもアドバイザーの協力を今後も必要とする。

以上の観点から、夫々に改善の余地は残しつつも、年々改善され、所期の目的は一応達成していると評価している。

基準4全体の改善・向上方策（将来計画）

学生の学習支援体制の整備、学生サービス体制については、高等教育内容の全体的変化に即した授業内容により、その都度支援体制を見直す方法を取りつつ、また、入学してくる多様な学生夫々の特性を勘案し、平成 22 年度より推薦制入学者選抜の選抜方法に基礎学力調査を加え、入学志願者の能力・適性などをより正確に判定することとし、また、卒業学年が入ってゆく社会の状況にも目を向けて、必要に応じた体制を整えるべく、常なる検証と改善を行っていく。

基準5 教員

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 5-1の事実の説明(現状)

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

本学の教員組織は、表F-6の全学の教員組織に示したとおりで、大学設置基準上の必要専任教員数は基準を満たしている。栄養士法施行規則第11条第6項に、人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員のうち1人以上は医師であることと、とあるが現在非常勤講師の医師が担当している。10月より専任の教員(医師)1名が内定している。

5-1-② 教員構成(専任・兼任、年齢、専門分野等)のバランスがとれているか。

本学における平成21年度教員構成の専任、兼任の割合及び年齢(表5-2、表5-4)のバランスはとれており、専門分野の教員構成も、主要科目に専任を置き、教育課程に応じ各分野に適切に配置している。

(2) 5-1の自己評価

大学設置基準上の必要専任教員数は充足している。非常勤依存率は少し高くなっているが、開設科目に多様性を持たせるため、ある程度の高さは必要であり、専任・兼任のバランスは保たれている。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

専任教員の専門分野の間隙をうめ、教育課程に多様性を持たせる意味で、非常勤講師は重要な役割を担っている。このため、非常勤講師の採用には資格審査を厳密にし、本学の実情を理解した講師を迎える。

専任教員については、今後、担当専門分野、年齢構成にも配慮しつつ教員配置を行い、本学の教育研究の活性化を図っていく必要がある。

5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 5-2の事実の説明(現状)

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

教員の採用については、「郡山開成学園教職員採用資格基準」に基づき、大学設置基準で求められている資格を満たす者の中から、教育研究業績、実務経験、人物識見を総合的に審査し、決定する。教員の昇任については、大学設置基準の規定に基づいて定めた郡山女子大学の専任教員の資格審査基準(以下「教員の資格審査基準」という。)の各要件を満たす者について、「教員の資格審査運営規則」に従って審査し、決定する。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規定が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用について、学外・学内より推薦のあった者に対し、採用基準に従って学長、学長代理、副学長、学科主任で審査し決定している。昇任については資格基準に従った推薦が学科主任より提出されたものに対して、学長、学長代理、副学長、学科主任及び審査対象者の専門分野に係わる教授1～2名を委員とする委員会で審査・決定し、教授会に報告する。以上の方法で、規定は適切に運用されている。

(2) 5-2の自己評価

教員の採用・昇任については、「郡山開成学園教職員採用昇格基準」、「教員の資格審査基準」及び「教員の資格審査運営規則」に従って明確に、かつ適切に行われている。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

教員の採用・昇任の方針は明確であり、運用の適切性にも問題はないが、関連学内規定については採用時・改訂時等において教員への周知をはかる。

教員組織は定年退職等により流動的であるが、教育課程等を踏まえ、教員を安定的に確保していくために、人事計画を中長期的に立て、それを実施していく。

5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 5-3の事実の説明（現状）

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

本学の授業時間割は月曜日から金曜日まで、30コマが配置されており、1コマは90分である。教員の教育担当時間は週当たり4～5コマが標準になっており、大学院担当教員はその分追加となる。平成20年度の教育担当時間は表5-3のとおりである。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching assistant) ・ RA (Reserch Assistant) 等が適切に活用されているか。

TA制度は定まっていないが、平成19年度・20年度は情報処理教育の授業で指導補助要員としてTAを配置している。

また、RAについては、Reserch 専門の Assistant は定めていない。従っていずれの研究室にも専門のRAはいない。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

研究費は、「学校法人郡山開成学園研究費についての管理基準」（資料5-7）に基づいて分配されている。教員から「研究予算に係る予算申請書」が当該年度につき、前年度末に提出され、それには研究テーマ・その概要・所要金額が記入される。

研究費は、この申請により、内容吟味して、ヒアリング等が実施され、経理部の起案により学園長・理事長の承認を得て決定される。この体制により、研究費分配の適切性が保たれている。

(2) 5-3の自己評価

教員の教育研究環境は一部に担当時間数が多い教員があり、授業や教育の質に対する影響は見られていないが、改善の余地がある。

TA や RA の活用は、現在の状況で教育研究活動全般に特別な支障をきたしていないと考えられる。

研究費等は、教育運営の研究目的を具体化するために適切に配分されるための措置が講じられているが、配分の適切性には常に配慮がはらわれる必要がある。

(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

教員の授業担当時間数は、個人の専門性により多少の多寡がある。このため、専門分野別教員数に多少の偏りが見られることを含め、調整を行う。この調整には、授業以外に校務分掌も考慮される。分野別教員に一部偏りがあるとはいえ、これが授業内容や教育の質に係わる状況にはないので、今後も問題なく教育・研究が進められるよう、必要な改善をおこなう。

研究費の配分にあたっては、科学研究費補助金等の外部資金の導入努力と関連させることによるより適切な配分について検討する。

5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

(1) 5-4の事実の説明（現状）

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組みが適切になされているか。

この組織的な取組みに向けて、学園教育充実研究会を開催している。本研究会は、「尊敬・責任・自由」という建学の精神を再確認しつつ、教職員の相互理解と協力によって学園の伝統と研究成果を継承し、学園教育のさらなる前進に寄与しようとするものであり、その理念と方策が昭和44年「学園教育充実計画書」として示され、同年7月に第1回研究会が開催されている。

本学の教員の教育研究活動の向上に大きく寄与している点で、本学におけるFD活動の中核的取組みとなっている。

研究会は講演、授業実践発表、分科会などにより構成され、特に授業実践発表は、教員の授業に関わる教育研究活動に直接的に影響するもので、本評価項目の趣旨とする「取組み」の中核をなすものと考えられる。分科会は12グループが設けられ討議を行っている。

学園教育充実研究会では、授業実践発表の対象となった授業において、受講生を対象とした授業アンケート評価を行い、研究会においてその結果が合わせて報告される。平成20年度においては、いずれの報告においても、工夫改善の効果が示されていた。このような研究会が毎年定期的で開催され、各学科・各教員持ち回りで実践発表が積み重ねられることそれ自体、本学における教育研究活動の活性化に寄与するものであると考えることができよう。

また、教育活動の評価に関連し、学生による授業評価アンケートを全学的に実施している。結果は各学科主任を通して開示され、各教員が自らの授業の教育効果を確認する一手段となっている。

5-4-② 教員の教育研究活動の活性化のための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

学園教育充実研究会は昭和44年以来、平成20年度までに45回開催され、これまでに講演、実践・研究発表、「私の研究(教員の研究領域についての短講演)」等、さまざまな取り組みが行われてきた。平成20年度は8月19日・20日の2日間、本学園を会場として幼稚園、附属高校、短大、大学の全教職員を対象として開催された。講演「環境教育の新たな展開と課題-ESDとしての環境教育と授業づくり」の後、授業実践発表が行われた。本年度は「住生活概論:間取りの重要性について～子供空間について考える～」など3題の発表が行われた。その後、第2日には専門領域別に12の分科会を設け、それぞれ①講演・授業実践発表について、②日々の授業の課題点について、③連携教育を中心とした情報交換、など討議を行った。

また、教育活動の評価に関連し、e-ラーニングシステムを利用した学生による授業評価アンケートを全学的に実施している。これは学生が貸与ノートパソコンを用いてe-ラーニングシステムにログインし、Web上に表示される質問項目に回答するものであり、各学生に対応したアンケート対象講座が表示され、回答は無記名で登録される。結果は各学科主任を通して開示され、各教員が自らの授業の教育効果を確認する一手段となっている。

(2) 5-4の自己評価

学園教育充実研究会は、単なるFD活動の一行事としての位置づけにとどまらず、建学の精神に基づき教員の教育研究活動の向上に全学的・総合的に寄与する研究会であるという点が特徴的である。毎年、継続的に、学園の全教職員が参加して行われている本学の主要行事の一つであり、現在は本学におけるFD活動の中核的取り組みとなっている。本学のように比較的小規模の教員組織においては、このような全学的な取り組みが可能であり、全体を見渡せるという点でも有効であるといえるだろう。

平成20年度の講演、授業実践発表、分科会はいずれも、教育の質的向上を強く意識した内容となっている。講演は近年高等教育において問題となっている学生の心理的適応のテーマが選ばれ、授業実践発表では工夫・改善の好事例が紹介されるなど、いずれも専門領域や講座の枠を超えて実践的示唆が得られる内容であった。分科会では専門領域の近い教員同士が意見交換できるよう配慮された。

以上のように、本研究会は単なる情報提供にとどまらず、①教育の質的向上を主眼とした講演が行われ、②授業改善の具体的な取り組みについての実践発表が行われている、③専門領域や講座にとらわれず教員組織全体としての取り組みであり、また大学のみならず、短期大学部や附属高校も参加していることで、連携的な比較検討が可能、④全員参加の分科会により、その知見が共有されている、という点で、有効な取り組みであると言える。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

本学は比較的小規模であり、お互いに“顔”が見える教員組織であることもあって、これまではFD活動を推進する単独の委員会組織を設置しなくとも、ある程度は教員間の連携が取れていた経緯がある。しかし将来的には、教育研究活動の活性化のための評価体制などFDに対する取り組みの姿勢をより一層明確に示すために、FD委員会のような単独の委員会組織を設置するなどの方策が検討されることになるであろう。

基準5全体の自己評価

本学の教育研究を遂行するための教員数については、大学設置基準第13条、栄養士法施行規則、教員免許法、その他資格取得に定められた教員数、配置に照らして全く不備がないわけではないが、教育の現状への実質的な影響は最小限に抑えられている。現状においては、適任者が容易に採用できない場合もあるが、採用には継続して努力がはらわれる必要がある。

また、非常勤依存率が若干高い比率である点は短期大学部所属教員の兼担も含まれており、カリキュラムの多様性を確保するため必要な措置ではあるが、改善の余地は残る。また、50歳から60歳の教員が過半数を占めているため、次世代の教員養成ならびに教育研究を活性化するため若い教員の養成が必要である。

教員の採用については、本学教員採用基準、大学設置基準、厚生労働省指定基準、教育研究業績、実務経験などの基準を設定しており適正である。教員の昇任についても教員資格審査基準に基づき教員資格審査会で審査され教授会に諮問される。

教員の担当時間は、週当たり4～5コマが標準であり適正な時間である。しかし、食物栄養学科は定員が80名であるため、少数での講義・実験を行うためある程度担当時間が多い教員がいるのはやむを得ない。担当時間が多い教員の実験・実習には助手を配置し対応している。

教員の質の向上のため、本学では大学院、大学、短期大学、附属高等学校、附属幼稚園の教職員と全職員からなる教育充実研究会を設置し、毎年全員が2日間の予定で教育研究に関する講演会、授業実践報告、分科会等が組織的に行われ評価できる。

研究活動の活性化のため、前年の研究成果と研究計画書を提出し研究費の支援を行っているが、研究費配分の適切性については改善の余地がある。

教育研究を活性化するための評価体制についても、大学全体としてより積極的な取り組みが不可欠である。

基準5全体の改善方策

本学の建学の精神を基本とし、人間生活学科、食物栄養学科の教育研究の目的を達成するために教員が配置され教育活動が実施されているが、全入時代に向け、教育研究の指導方法、教員の質的向上のための組織的な取り組みが求められる。本学では昭和42年より教員の質の向上、教育方法の研究を目的として設置された教育充実研究会を更に充実発展させ、授業方法の改善や教員の資質の向上への取り組みが求められる。

また、人事や教育研究活動の支援体制については、中長期的な視点から計画を立案・見直しし、調整を行っていく。

基準6 職員

6-1 職員の組織編制及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

(1) 6-1の事実の説明(現状)

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

学園の事務組織は、本部事務局の他、高校事務室、幼稚園事務室を置き、本部事務局は学校法人の事務及び大学・短大の業務を行うとともに、高校・幼稚園の事務を総括している。

部門は、総務部、経理部、管財部、入学事務部(広報室含む)と教学関係では学務部(教務課・学生生活課)、就職部、図書館、家庭寮がある。現在、法人全体の職員74名中、大学には23名の職員を配置している。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

職員の採用については、欠員が生じた場合の補充はもちろんのこと、教育目標や学生数により必要に応じ学園方針のもと職員の採用を行っている。

昇任については、事務局の充実発展と活性化のために制定された「事務局職位制度」(資料6-2)により明確にされている。

異動については、組織編制等に必要不可欠な場合、適材適所を考慮して行っている。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規定が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用・異動については、「学園就業規則」(採用は、第38条及び第39条、異動は第40条、第41条)(資料6-2)で規定されており、「学園教職員採用・昇格基準等について(内規)」(資料6-2)に基づいて運用している。また昇任・昇格についても、「事務局職位制度」に基づき、適切に運用されている。

採用にあたっては、建学の精神や教育内容の理解を前提として、管理職の欠員補充、新卒採用の推薦が依頼される。昇任・昇格については、勤務年数、実績等を考慮して、所属長が推薦し小論文、勤務成績及び人格識見を総合評価し、学園長及び理事長が決定する。

人事異動については、「学園就業規則」で規定されているように学園の方針のもと、必要に応じて事務局の業務が円滑に遂行できるように適材適所を考慮して行っている。

(2) 6-1の自己評価

職員の組織編制については、大学・短大のキャンパスが同じ所にあることから、大学・短大の事務業務は総括して行っている。従って、大学の職員は短大の業務も行い、また短大の職員は大学の業務も行っているが、特に業務に支障を来たすことはなく、むしろ、学校全体の状況が把握できて、円滑な業務遂行になっている。職員の採用・昇任・異動の方針は明確であり、業務運営にあたって支障はきたしていない。

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

業務運営を向上させるための方策としては、特に以下の二点が検討されている。

- ・ 欠員が生じた場合に職員の採用を早め実施する方策を考慮する。
- ・ 事務業務の効率化を図るとともに、各部署に必要とされる適切な職員数を見直す。
(人件費の削減・効率的な業務の検討)

6-2 職員の資質・能力向上のための取り組み（SD等）がなされていること。

(1) 6-2の事実の説明（現状）

6-2-① 職員の資質向上のための研修（SD等）の取り組みが適切になされているか。

研修等については、外部の研修には積極的に参加させている。また、学内においては、各部署において日常の業務あるいは各部署の会議等を通して、職員の職務能力の向上を図る研修会を行っており、学園全体としては学園充実研究会（本編5-4参照）を開催して職員全員が参加している。

(2) 6-2の自己評価

外部の研修には、積極的に参加させて職員の資質向上を図っており、各職員の知識や事務能力のレベルは高くなってきている。特に職員自ら希望して研修会に参加して勉強するという意欲を持つ職員が多くなっている。学内においては、部署ごとに研修は行っているものの、現状では全体として研修を行うシステムがないので、その構築が必要と考えている。特に強化すべき資質・能力としては、IT関連の知識・技能が挙げられる。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

学内において、研修（SD）システムを構築し月1回の研修会を開催して、事務職員の質的向上に努め、特に運営能力の向上や企画など、職員の運営参加型の認識を高めることを検討中である。また、新人教育を含め、SDの実施体制を強化する部署毎の研究発表会の実施による連携方策を模索している。

6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

(1) 6-3の事実の説明（現状）（総務部）

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

教育研究の充実には、人的、物的、財政的支援の他、教務、学生生活、就職に関する支援や図書館、キャンパス環境の整備が不可欠であり、包括的な環境教育も具備しなければならない。このような観点から、資料6-1に示される事務体制においても事務関係各部署が連携を密にし、あらゆる状況に対応出来るよう協力体制を整えている。

(2) 6-3の自己評価

教育研究は、申告制で研究方法や内容を明確にしていることから、担当部署においてそのことを把握して支援体制を取っている。また、管財部においては、研究活動で外部資金に該当するものは各教員に周知をして、できるだけ多くの外部資金導入を目指している。

このことは、研究者と事務担当部門の密なる連携のもとに行われ、支援のための事務体制が適切に機能している。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

科学研究費補助金をはじめ、該当する教育研究の外部資金について、教員一人一人が更に認識する必要がある。そのためには、事務部門に外部資金の一切を総括する部署(担当又は係)を構築し、科学研究費補助等、多様な助成が導入できるよう支援体制を強化する。

基準6全体の自己評価

前述のように、本学は、比較的規模が小さいことやキャンパスが一箇所に集中していることなどにより、事務局の運営は円滑に行われている。職員の組織編制及び採用・昇任・異動についても、特別な支障をきたしていないことから、学内規定が適切に機能していると考えられる。

事務局は効率的な業務遂行のために連携体制を構築しており、この連携体制の努力・工夫によって、限られた職員数による業務遂行が可能となっている。

職員が関わる業務の中で強化すべき点としては、IT利用向上や外部資金の導入支援が挙げられる。特にIT利用向上については、事務局の連携体制強化にもつながると考えられる。

基準6全体の改善・向上方策（将来計画）

事務局の運営においては特別な問題は見られていないが、少子化を踏まえた人件費の見直し(削減)を考え、適切な職員数によって事務業務を効率化した組織編制を検討している。この組織編制のためには、事務職員の質的向上が必要であり、学内において研修(SD)システムを構築し月1回の研修会を開催し、特に運営能力の向上や企画など、職員の運営参加型の認識を高めていくことも検討している。

特定の業務の強化としては、科学研究費補助金をはじめとする外部資金について、事務部門に一切を総括する部署(担当又は係)を構築し、多様な導入支援を行う。

基準7 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 7-1の事実の説明(現状)

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

建学の精神の目的を達成するため、管理運営体制（理事会、評議員会）の充実を図りその運営は、法人の規程である「寄附行為」（資料F-1）に基づき行われている。

特に私立学校法の改正により理事会、評議員会のあり方や監事の職務の強化などの改正点を重視し適切に行っている。また、学園組織と数々の諸規定に基づき円滑に運営されている。

7-1-② 管理運営に関する方針に基づき、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

「寄附行為」（資料F-1）に定められた管理運営に関する方針に基づき、管理運営のための体制として、理事会及び評議員会が整備されている。理事会及び評議員会は定期的開催されている。

理事会は、予算、事業計画など法人の業務に関する重要事項についての承認を行うが、これらの事項は理事会における審議の前に評議員会に諮問される。この管理運営体制は理事会と評議員会の役割を明確にし、重要事項が短絡的に決定されることの防止に寄与しており、重要事項の審議は適切に機能している。

7-1-③ 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

役員等の選考にあたっては、「寄附行為」に基づき推薦、選任しており、理事及び評議員においても学内、学外とも偏りがなく構成され監事の職務の見直しなど、改正された私立学校法を遵守して適切に行われている。

(2) 7-1の自己評価

管理運営については、特に理事会・評議員会の運営は私立学校法を順守して行われている。また理事・評議員の構成も学内では大学・短大・高校・幼稚園・事務局から選任されており、学外からの学識経験者においても、財務管理、事業の経営管理に優れた識見を有する者で構成され、適切に機能している。

学園組織については、年度における方針に基づいて充実を図り、諸規程については、常に現状に適した規程の見直しを行っており、現在進行中であるものもある。

(3) 7-1の改善・向上方策(将来計画)

大学管理運営の現状・将来計画と現在の諸規程の間に齟齬がないか見直しをはかり、必要があれば規程の整備を行う。特に機能していない規程があれば、その改廃を検討する。

規程に変更が生じた際には、教職員への周知を徹底する。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 7-2の事実の説明(現状)

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

行事の確認や改善事項などは、月1回開催される学園全体連絡会において、話し合わせられ周知徹底が図られている。また、教学部門、管理部門のそれぞれの責任者は、常に密なる連携のもとに業務を進めており、特に数々の学園行事等の実施においては、管理部門、教学部門が連携して全職員が協力体制のもと一丸となって業務を円滑に遂行している。

理事会で承認される重要事項のうち、学則変更、収容定員の変更など関係省庁に届けなければならない変更など教学関係に係る事項については、まず教授会に諮問され、その結果を受けた評議員会による諮問の後で、理事会によって審議される。教授会は、原則として毎月第2水曜日に召集され、また学長が必要と認めた時には臨時教授会が召集される。

これらの連携体制により、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。

(2) 7-2の自己評価

本大学は、一学部二学科及び大学院一研究科一専攻という小規模構成のため集約した運営がなされており、定期的な会合以外においても意見交換する機会が頻繁にあるため、管理部門、各部の責任者と各学科の責任者の連携に支障が生じにくく、業務は円滑に遂行できている。

(3) 7-2の改善・向上方策(将来計画)

単なる職務上の連携を超え、相手の職務に理解を深め総合力を涵養する教職員間のコミュニケーションを支援するために、意見交換会や教職員談話室の設置を検討する。

また、各委員会の目的を明確にし、各委員会の機能を促進することによって、教学部門の意見を管理部門に伝えやすくする。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

(1) 7-3の事実の説明(現状)

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

年度当初に学園全体職員会を設け、当該年度の目標を学園長が指示し、その実施結果を年度末に、年度末学園全体職員会の場で各部署の責任者が発表することにより、年度の反省と自己点検・評価を行っている。この内容は「教育等実施内容点検評価報告書」(資料7-6)としてまとめられる。

また、大学運営の自己点検・評価のための学生アンケートは学務部学生生活課が担当し、自己点検・評価の結果を第三者評価と関連してまとめる活動については、第三者評価に係る自己点検・評価委員会が担当する。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

年度末の学園全体職員会は、各部・各学科の自己点検・評価報告が全教職員の間で共有される場であり、この結果を受けて改善・向上の方策が検討される。検討された改善・向上の方策は、翌年度当初の学園全体職員会において当該年度の目標となって示されるため、大学運営の改善・向上につなげる仕組みとして適切に機能していると考えられる。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

製本した「教育等実施内容点検評価報告書」を過去の分も含めて一定の場所に保管しており、学内外者を問わず閲覧できるようになっている。

(2) 7-3の自己評価

年度末における反省報告を通して、各自が自己点検を認識し業務にあたっており、その姿勢は、良い方向で日常の業務に反映しているものと考えられる。ただし、大学運営の自己点検・評価のための学生アンケートを反映した対応が明確なかたちで学内に周知されておらず、また「教育等実施内容点検評価報告書」が閲覧できることについて、特に学外への通知を行っているわけではない。また自己点検・評価活動の結果を反映した改善・向上方策の検討については、第三者評価に係る自己点検・評価委員会が果たすべき役割も確立されていない。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

「教育等実施内容点検評価報告書」が閲覧できることについて、学内報「開成の杜」及び学園のホームページに公表する。

自己点検・評価活動の結果を反映した改善・向上方策を検討する仕組みとして、それぞれの部署、管理部門や第三者評価に係る自己点検・評価委員会が果たすべき役割を見直す。

特定の自己点検・評価活動としては、職員間での同僚評価するシステムの構築が必要かと考えられる。通常の業務においても、第三者の評価を意識することにより、更なる職務の質的向上と各自の自己研鑽につながるものとする。

基準7全体の自己評価

管理運営については、私立学校法に則った体制が構築され、適切に機能しているが、管理運営体制と教学部門の連携等は学内状況に応じて改善・向上がはかれることもあり、関連の規程も学内状況に即して見直しが必要がある。また、管理部門、各部署、各学科の間における連携を、組織や制度の整備によってのみ強化するのは困難であるため、良好な意思疎通を助長する学園風土の醸成も課題である。

自己点検・評価についてもまた、良好な意思疎通ぬきには、部署や学科が連携した改善・向上方策の立案は困難であり、管理部門や各委員会が自己点検・評価の風通しをよくする活動を行う必要がある。

基準7全体の改善・向上方策（将来計画）

管理運営体制の適切さを向上させるために規程の整備（見直し）を図り、全ての規程を教職員に周知徹底、また、機能していない規程があれば改廃も検討する。

職務上の連携については、相手の職務を理解し相互秩序の体制を構築するとともに、一番大事な人と人とのコミュニケーションを深め人間性の育成を重視する。

また、各委員会の目的を明確にし、各委員会の機能を促進して行く。

自己点検・評価等については、年度末における「教育等実施内容点検評価」があるが今後、職員間での上司及び同僚評価を行うシステムの構築が必要かと考えるが、評価することによっての弊害（感情的なもの）が生じ兼ねないので、実施するにあたっては慎重に取り掛かる。感情的なしこりを生じさせずに自己点検・評価や職務上の連携を機能させる学園風土の助長のために、必要な要件を検討する。

基準 8 財務

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 8-1の事実の説明(現状)

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

予算編成方針については、消費収支を均衡させることを目標に、外部資金導入による収入増と支出科目の中身を、細かく、見直すことによる経費削減に努めている。

本学園は過去6カ年間、年次計画で耐震化工事を積極的に進めてきた結果、過去6カ年間の消費収支は支出超過の状況にあるが、大学・大学院の教育に支障をきたすことの無いよう十分に配慮した対応を行ってきた。出超過の要因は、耐震化工事によるものである。

なお、借入金は無であり、財政的な安定性が保たれている。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

現在、資金の動きについては、公認会計士の指導を受けつつ「レーザー学校会計システム」により、入力し、出力された帳票を綴り、帳簿として、適切に管理している。

また、資産管理については、財産目録及び資産台帳により、適切に管理している。

日常的な出納業務は、「学校法人郡山開成学園経理規定」に基づき、円滑に実施している。管理運営体制への報告としては、「年度毎、月分月計表、累計前年度対比表並びに現・預金残高表」により学園長・理事長宛に、速やかに報告している。

8-1-③ 会計監査が適正になされているか。

私立学校法の一部を改正する法律の施行により、学校法人の「管理運営制度」の改善を図るため、監事制度の改善として、監事機能が、強化された。

監事、会計監査人である公認会計士(監査法人)の監査を一層充実させるための観点から、定期的な相互情報交換を行う等、それぞれの機能の協調を図ることを適切に進めている。

なお、外部監査である公認会計士による監査は、年3回、11月・4月・5月(主に決算)に行われており、その都度、監事との連携が図られている。

(2) 8-1の自己評価

研究費については、「学校法人郡山開成学園研究費についての管理基準」(資料 5-7)により決定されている。各学科の教員が申請し、学科主任及び副学長が検討の上、理事長がヒアリングを行い、学長と理事長の相議において予算枠内にて最終案が決定される。教育費については、その必要な根拠を起案し、学園長・理事長の決済を受けた後に予算に計上している。これら一連の作業により、無駄を省き、必要な教育と研究に有効に活用されていると評価している。

基本的には、学校法人郡山開成学園研究費についての管理基準」(資料 5-7)に基づき、予算管理している。なお、教育研究経費比率は、平成20年度は28.47%となっており、安

定している。

研究者の研究活動につき、その予算申請額については、ヒアリング等により、管理し、伸ばすことを基本としている。しかし、全体として、支出が収入を平成 15 年度から上回り、収支の均衡をとることが難しくなっている。これは、安全・安心を旨とする学園の方針により、耐震補強工事 6 ヶ年計画が実施されており、その経費によるものである。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

現状では、財政基盤は、健全状態を保っている。しかし、18 歳人口の減少、経済の停滞などにより、厳しい状況が予想される。今後は、学部学科の特徴を明確にし、教育研究目標達成の為に財政基盤を充実させる必要がある。それには、継続的な教育研究計画が重要であり、今後、着実に推進される必要がある。

8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 8-2の事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が、適切な方法でなされているか。

財務情報の公開については、広報誌（学園報「開成の杜」）（年 3 回発行している。学園の事業報告書、決算状況も掲載）に掲載し、開示している。さらに、平成 18 年度以降の財務情報については、平成 19 年 9 月 27 日より、ホームページに掲載しより広く、情報開示している。

なお、「学校法人郡山開成学園経理公開規程」を作成し、それに基づき運営している。経理公開する財務関係書類は、財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監事による監査報告書のみとしている。

(2) 8-2の自己評価

財務情報の公開を開始して以来、開示を求められた事は皆無であるが、財務情報の公開は学内外に大きな安心感をもたらしたものと考える。学内的には、概要を年度末に報告してきたが、学生や保護者は公開を真摯に受け止め、冷静に理解しているものと考えられる。また、地域社会からは大きな信頼が得られているものと思料される。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

学園報「開成の杜」をウェブ上に掲載し、誰でも閲覧可能な状態となっているが、財務情報にたどり着くまでの経路がわかりにくいように思われる（例えばトップページから財務情報へ直接のリンクが無く、学園報に財務情報が載っている事を知らない人にとっては非常に見つけにくい）。よって今後は、リンクの追加やサイト内の情報配置の見直し、案内情報の追加などを検討し、利用者にとってより見易く、使いやすいものになるよう改善を図っていく。

8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること

(1) 8-3の事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄付金、委託事業、科学研究費補助金、各種 GP (Good Practice) などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

予算編成作業の中で、研究費、教育費、特に設備等の購入申請に際しては、外部資金を利用できないか、検討している。学園が感知した外部資金に関する情報は、教員へ連絡され、外部資金の導入が奨励されている。

設備等の購入に際しても、外部資金導入の状況はヒアリングで確認されている。資産運用については、安全で、高利回りの資金運用に心掛け、教育研究費の一助としている。

本学園は、全体からみて、教育研究の為の経費が、比較的潤沢になるよう配慮している。教育研究経費比率（教育研究経費／帰属収入）は、平成 20 年度で、31.65%であり、これらは、元本保証の資産運用によるところが大きい。

（2）8-3の自己評価

研究・教育を点検する上でも、外部資金の導入により、教育・研究目的をより明確にし、その成果が如何に学内外に有効であるかを判断基準とした日常的検証が求められると考える。教育研究の充実のためにも外部資金のさらなる導入が求められ、そのためには事務支援体制を強化する必要がある。

一方で教員は研究に主眼をおいており、資金調達等の事務的な管理面における適切なアドバイスが行われ、研究費の活用が的確に行われているものと評価している。

（3）8-3の改善・向上方策（将来計画）

研究の質の向上とともに、研究内容を広く社会に公開するなど研究発表の質も向上させ、広く外部資金の導入が図れる体制づくりを検討する。この体制づくりには、事務の一部署のみの活動にとどまらないプロジェクトチームの編成なども検討する。

基準8全体の自己評価

財務資源の安定的な運営は着実性に基づく将来展望が不可欠であるが、展望を持って対応した例としては、校舎等の耐震化工事の早期実施がある。この結果、校舎等の耐震化工事は比較的安定した支出で対応できたものとする。また、資金の運用も元本保証を崩さず、適切に運用した結果、奨学金制度を平成 20 年度開始として実現化を見ることになった。このように、教育研究の充実を図れたことは、教職員が一致協力して、無駄を省いた結果であると評価したい。

基準8全体の改善・向上方策（将来計画）

前記、自己評価にも記したが、学生の確保は当然のことではあるが、質の高い卒業生を社会に送るためには、適切な入学者選抜を行うと同時に、教育研究費が有効に活用されるよう努力されなければならない。このためにも、より多くの外部資金を導入する体制を構築し、包括的な財務内容の安定化を目指す。

基準9 教育研究環境

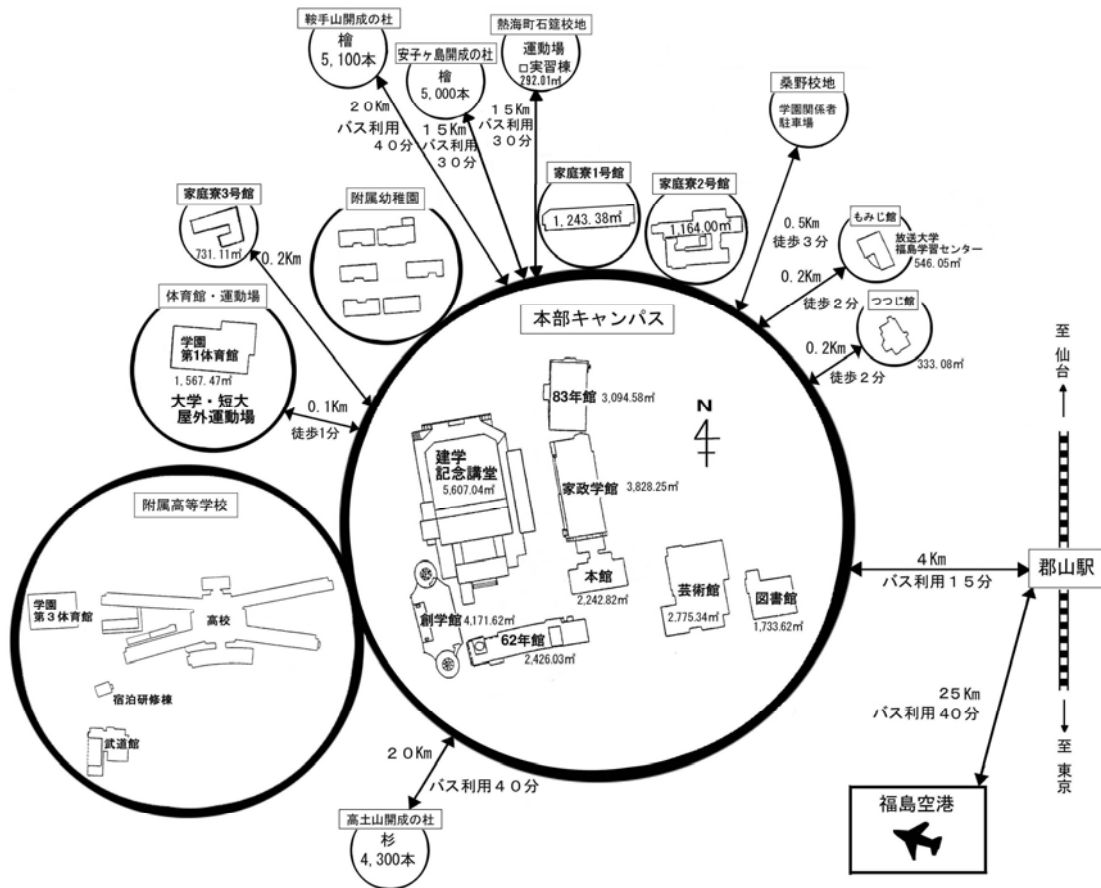
9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること

(1) 事実の説明（現状）

9-1-1 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

本学は、郡山の中心から約4Km 西側の文教地区の開成に本部キャンパスを置き、下記の図・表のような教育環境を有している。

郡山女子大学 キャンパス配置概要



大学設置基準との校地・校舎の比較

校地面積	設置基準上必要面積	校舎面積	設置基準上必要面積
128,393 m ²	5,890 m ²	21,143 m ²	6,652 m ²

郡山女子大学

(1) 本部キャンパス

名称	建物面積(m ²)	地上(階)	地下(階)	主要施設
創学館	4,171.62	5		学園長室, 副学長室, 会議室, 教員研究室, 大学院室, 情報処理実習室, 講義室, 演習室, 大学事務室(学務部教務課, 学生生活課, 就職部), 談話室, 食堂
62年館	2,426.03	5		講義室, ピアノ練習室, マリールーム(学生休憩, 自学自習), オフタイム(学生休憩, 自学自習), 屋上菜園, 食生活・栄養研究所
本館	2,242.82	4		理事長室, 参与室, 法人事務局(総務部, 経理部, 管財部), 入学事務部, 広報室, 教員研究室, 実験実習室, 保健室, 学生相談室, 慎思庵(茶室), 学生ホール, 購買部
家政学館	3,828.25	5	1	学生用ロッカー室, 実験実習室, 階段教室, 精密機器室, 天びん室, 恒温恒湿室, 製図室, 動物飼育室の乾燥室, 教員研究室
83年館	3,094.58	5		介護実習室, 入浴実習室, 考古学実習室, シールドルーム, 情報処理実習室, LL教室, 録音室, 視聴覚室, ML教室, 音楽室, ピアノレッスン室, 染色室, 変電室, ピアノ練習室, アパレル演習室, 図工・絵画室, 学友会室, クラブ室, 講義室, 教員研究室
芸術館	2,775.34	4		実験・実習室, 講義室, 教員研究室, 学生ロッカー室
図書館	1,733.62	5		日本風俗美術館, 閲覧室, 図書館事務室, 書庫, 館長室, ゼミ室, 教員研究室
つつじ館	333.08	3		実習室, 研究室
もみじ館	546.05	3		放送大学福島学習センター
建学記念講堂	5,607.04	5	2	大ホール, 小ホール, 舞台, 展示ロビー, ホワイエ, 楽屋
学園第1体育館	1,567.43	1		アリーナ, 器具庫, 部室, 事務室兼研究室
家庭寮1号館	1,243.38	4		寮室, 談話室
家庭寮2号館	1,164.00	6		寮室, 談話室, 事務室, 食堂, 風呂
家庭寮3号館	731.11	3		寮室, 談話室, 事務室, 食堂, 風呂
大学運動場	天然芝 多目的広場			
桑野校地	学園関係者駐車場			

(2) 熱海石筵校地

名称	建物面積(m ²)	地上(階)	地下(階)	主要施設
いずみ館	212.81	2		生活実習室, 研究室
更衣室	79.2	1		更衣室
運動場	天然芝 多目的広場, 全天候テニスコート(3面), バレー・バスケット兼用コート			

(3) その他

名称	敷地面積(m ²)	主要施設
鞍手山開成の杜	14,500	檜 5, 100本を植樹
高土山開成の杜	12,100	杉 4, 300本を植樹
石筵開成の杜	23,589	檜 7, 000本を植樹
安子ヶ島開成の杜	14,780	檜 5, 000本を植樹

○ 図書館

図書館は、学生、教職員（以下利用者とする）の学術研究の重要資料として、内外古今の図書及び学術資料（電子資料含む）を完備しており、平成21年5月1日現在の蔵書数は和書94,469冊、洋書14,302冊の計108,771冊を所蔵している。平成20年度の購読雑誌は和雑誌152タイトル、洋雑誌16タイトルの計168タイトルである。

平成21年5月1日現在、閲覧室の座席数は175席、開館時間は通常は8時30分から18時まで、学生休業時は8時30分から16時50分までとなっている。土・日・祝日および本学の指定する休業日は閉館している。

図書館情報システムに、学術情報センターのNACSIS-CAT（目録所在情報サービス）及びOPAC（オンライン目録検索）を導入するとともに、図書館のウェブページ（<http://library.koriyama-kgc.ac.jp/>）を開設している。ウェブでは利用案内、開館カレンダー、利用者へのお知らせなどを掲載している。また、外部weblogを利用して図書館からのお知らせを配信する試みも行っている。平成17年10月からは、新着図書の案内も表示している。

1階には風俗美術館が設置され、古代から江戸時代までの衣装を纏った人形を常設しており、図書館開館中に無料で一般開放を行っている。

○ 体育施設

本部キャンパスには、体育館棟1棟、常緑芝の多目的運動場（夜間照明付）が設けられている。

熱海町石筵校地には、全天候テニスコート3面、バレー・バスケットボール兼用コート1面、芝の多目的運動場が設けられている。

○ 情報サービス施設

高度情報化社会やユビキタス社会に代表される新しい時代の人間生活の充実発展に寄与できる人材育成を目的に、積極的にICT（Information and Communication Technology）を活用し、「衣・食・住」分野における高度専門キャリアを有する人材を育成している。

学内LANは平成8年に稼動、その後平成13年に基幹部分をギガビットに、支線を100Mbpsにするなど機器の更新を逐次行っている。インターネットとの接続については、国立情報研究所が提供する学術情報ネットワーク（SINET）に接続している。

ネットワークの運用管理（情報セキュリティ対策含む）は、情報管理が、一致協力（ネットワーク管理者（外部委託）、情報教育担当教員、学務部教務課及び、管財部）のもと行っている。平成12年度から入学時に全ての学生に最新のノート型モバイルパソコンを卒業まで無償貸与し、教育及び、学生生活全般でICTの積極的活用促進を行っている。

また学生がネットワークに容易にアクセスできるように教室をはじめ自学実習室（談話室、マリールーム、オフタイム）などキャンパス内に約1,200個の情報コンセント（モジュージャック）を設けている。また、平成18年度には、全ての教室に無線LANを整備し、授業の中でICTを活用できる環境を充実させている。

パソコン利活用に伴うすべての事項（使用方法、ソフトウェア、ハード障害等）に対応すべく情報教育アドバイザー（女性1名）を配置するとともに、情報関連授業には、インストラクター（1名～3名）が授業補助を行い、学生が情報リテラシーを習得できるよう努めている。

中教室（100人～130人）及び、大教室（200人～）には、マルチメディア装置（マイク、DVD、VTR、液晶プロジェクター、OHCなど）を備えている。また、パソコン対応液晶プロジェクター（4式）を移動可能な教育設備として備えている。教室の教卓や学生机からインターネットに接続することが可能となっており、多様な講義が実施できる環境を整えている。

これらのネットワーク接続環境を利用し、学生支援計画書（シラバス）、休講補講情報などの修学に必要な様々な情報 Web を通じて学生に伝える学事システム及び、学生の自学自習のための授業音声提供システムを導入した。

以上の通り、多岐に渡って情報機器を活用する施設を充足し、整備している。

○ 研究施設

教員用の研究室は23室あり、全室に情報コンセントと冷暖房用個別空調機が完備されている。教員にはノート型モバイルパソコンが一台ずつ与えられ、コンピュータを研究に利用できる環境が整備されている。

また研究用設備として、ガスクロマトグラフ、液体クロマトグラフ、高速アミノ酸分析計、原子吸光分光光度計などの機器が設置されている。

長年蓄えた知識を地域社会に還元するため、平成18年10月に食生活・栄養研究所を設置した。研究所にはスタッフが交代で常駐し、生活習慣病にならないためのバランスの取れた食事をはじめ、食物を通じた病気予防、健康づくりなど幅広い分野で相談に応じている。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適正に維持・運営されているか

施設の維持、管理等に関する業務は、管財部で行っており、同部署には、経験豊かな有資格者が配属されている。これらの専任職員は、建築・設備等各分野の専門業者を経験と知識に基づき統括管理しながら、日常及び定期的維持・管理、法定点検、保守をおこなっている。

教育研究用機器備品についても管財部で一括管理しており、陳腐化等による更新時には、教員や教育機器研究会と連携して行っている。

緊急対応時の施設の運営・管理については、学園長、理事長の指導のもと、管財部において対処している。

平成14年からは、環境省策定、国内環境マネジメントシステムの「エコアクション21」により、二酸化炭素排出量の削減（省エネルギー）、資源利用量の削減（節水）、廃棄物排出量の削減（リサイクル）及び、環境教育（開成の杜の育成）に全学挙げて取り組んでいる。

耐震化優先度調査に基づき、耐震補強6ヵ年計画を策定後、平成15年度より実施し、6年間で主要校舎等7棟の改修が完了。耐震化100%を達成した。

学内警備業務（機械警備含む）、学内清掃業務及び、緑地管理業務については、外部委託を行い、経営の合理化を図っている。

エレベーター、空調設備、消防設備及び、自家用電気工作物の保守については、専門業者と委託契約を締結し、関連法令を遵守し安全管理に努めている。

（２） ９－１の自己評価

本部キャンパスは、交通の便が良く、開成山公園に隣接した文教地区内に位置し、背景の赤松林により騒音が遮閉され、閑静な教育環境が確保されている。又、安心して安全な教育研究環境を提供している。

大学設置基準を上回る校地（128,393 m²）、校舎（21,143 m²）を整備し、その施設、設備は質及び量の両面において教育課程の運営に十分なものであると判断している。

研究環境では、IT 関連設備は十分に整備されている。一方で個々の教員の利用できるスペースが限られている状況があり、学生指導や研究を行う上で問題が生じている。この不備は早急に改善されなければならない。

（３） ９－１の改善・向上対策（将来計画）

マルチメディア教室（4 室）、コール（LL）教室（1 室）、コンピュータ室（2 室）計 7 室を近年の講義内容の多様化に対応するべく、教育機器研究会、学務部教務課と管財部が一体となり長期的展望と、時代の流れに沿って講義のしやすい維持管理の容易な機種への更新を平成 19 年度から 3 ヶ年計画で実施中である。

研究用のスペースの確保については、部屋の利用方法を見直し、必要なスペースを創出することで対応する。

９－２ 施設設備の安全性が確保されていること。

（１） ９－２の事実の説明（現状）

９－２－① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

平成 15 年度から耐震改修 6 ヶ年計画を進め、平成 20 年度に校舎等の耐震補強工事が完了し、耐震化 100%を達成した。又、2 次部材（窓ガラス・天井・壁等）及び什器・備品類の耐震対策も完了した。

地震発生時、帰宅不能となった学生及び教職員の生活支援は勿論のこと、地域住民の避難場所としてのライフラインの確保（電気：非常用発電機／水道：専用水道システム／ガス：液化石油ガス＜LPG＞バルクタンク設置）等ハード面の整備を完了した。

平成 18 年度に主要校舎等がすべて渡り廊下で連結されたことから、悪天候時（降雨、降雪、強風等）の校舎間の移動の際には、安全が確保された。

平成 18 年 3 月に吹き付けアスベストの除去工事を完了した。

平成 20 年度、文部科学省「学校施設の防災機能強化の推進モデル事業」に採択され、行政及び地域防災組織と一致協力のもと、学校施設の防災機能の強化を図ることを目的として①防災マニュアルの作成 ②防災教育の実践、及び、③避難所運営マニュアル（地域住民）の作成等、ソフト面の整備を完了した。

本学のバリアフリーは、建学記念講堂、図書館、創学館と不特定多数の方々の利用頻度

の高い施設を優先して整備してきた。

学内の警備については、最近の学校内事件・事故の急増に伴い、防犯対策の強化（①全教職員に吊り下げ名札携帯、②来客者に入場許可証の携帯、③監視カメラ（16台）による不審者の監視、及び、④警備員（3名）の増員を図っている。

（2）9-2の自己評価

専門家2名（小澤邦雄 静岡県地震防災センター所長、及び、笠原英男 静岡県環境防災福祉研究所長）により、本学の防災・避難施設の機能を検証した結果、地震防災におけるハード面の一番重要な耐震性の万全な建物とすることはクリアされた。

地震発生時の帰宅不能となった学生・教職員の生活支援、及び地域住民の避難場所としてのライフラインの確保まで視野にいたした施設設備の整備は画期的であるとの評価を得た。

安心・安全な施設・設備の整備は、ハード・ソフト両面において整っている。

（3）9-2改善・向上方策（将来計画）

施設・設備を整備するだけでは、いつ起こるかわからない自然災害に対応するには不十分である。実際の災害に対処するには運用面の充実が必要である。災害が発生した際に慌てることがないように、また被害を最小限に留め、一日でも早く「教育・研究活動」が継続できるように、平成21年度より防災管理委員会を発足させる。

さらに防災管理体制を見直し、①防災自主点検の実施 ②災害を想定した防災訓練の実施、及び、③地域防災との連携を図り、学園防災体制の確立を図る。

また講義棟や実験・実習棟のバリアフリー化を進めていく。

9-3 アメニティの配慮した教育環境が整備されていること。

（1）9-3の事実の説明（現状）

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

主要校舎等の全室にGHP方式による個別空調設備が整備された。空調設備はインテリジェントコントローラーにより集中管理を行い、省エネルギーにも配慮している。主要校舎等の平成15年度からの耐震補強工事6ヵ年計画の際、建物内外のリニューアル工事も実施し、キャンパス全体が白を基調として清楚で明るく統一された。これらにより快適な環境が実現している。

また、健康増進法の施行を受けて、受動喫煙防止への取り組みによりキャンパス内は全面禁煙とし、本館2階教職員ラウンジ内に喫煙室を設置し、完全分煙化を達成した。

主要校舎等の共用部分（講義室・ロッカー室・ホール・廊下・階段・トイレ）の清掃は外部委託業者により定期的に行っており、良好な衛生環境が維持されている。

学生用ロッカーは小さい（高さ59cm,幅25cm,奥行47cm）が学生1人1台貸与されており、学生からは大変重宝されている。

（2）9-3の自己評価

来学する保護者や外来者からは校舎等が良く整備されているとの報告を受けており、概ねアメニティは確保されていると判断している。一方で、一年の内には温度管理が難しい期間もあり、これらの期間では一部の教室で適切な室温を保てていない。

アメニティは研究・教育に影響を与えるため今後も具体的に追求していく必要がある。

(3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）

環境問題との兼ね合いもあるが、きめ細かな室温温度管理を行うことにより教育研究環境の改善を行う。また同時に断熱・省エネ効果のある窓用透明フィルムなどの利用も検討し、資源の消費量を減らしつつ、室内環境の改善を図る。

基準9全体の自己評価

教育研究活動を推進するために必要な施設設備が適切に整備され活用されている。しかし情報処理実習室など一部の教室は利用頻度が少なくなっている。

本学は家政系大学であるため、近年、図書館では2004年度に認可された栄養教諭養成課程のための書籍と雑誌、および管理栄養士養成のための書籍と雑誌を揃えることを重点的に行ってきた。管理栄養士は近年注目されている資格でもあるため、この蔵書の方針は利用状況から判断して、利用者に指示されていると判断できる。

また緑化の推進や障害者への配慮を行ったことにより、十分に整った教育環境を有している。しかしバリアフリー化については完遂されておらず不十分である。

加えて、安全で環境に優しく、災害に強い施設の整備も進めており、学生が学校生活を快適に且つ、安全に過ごすことが出来る状況になっている。一方で災害時には、地域住民も含めて一時・収容避難場所としての用件に耐えうる環境整備が完了した。従って、本学施設における安全上の問題はない。

基準9全体の改善・向上方策（将来計画）

研究所や研究室の充実を図り、更なる教育研究環境の整備を推進する。

これまで図書館の蔵書整備においては、管理栄養士養成のための資料に力点を置いてきたため、他の分野の蔵書整備が必ずしも充分ではないことから、今後は学生の一般教養に資するための資料や管理栄養士以外の他分野の洋雑誌を整備していく。

安全と衛生については、今後組織的な取り組みを活性化し、安全と衛生の保持に努めていく。とくにバリアフリー化は安全上の上からも整備を推進していく。

学生の課外における活動を更に活性化するための工夫を重ね、必要な施設設備の提供に努める。そのために利用頻度の少ない教室の利用形態を変えるなどし、利用頻度を高める。なおマルチメディア教室（4室）、コール（LL）教室（1室）及び、コンピュータ室（2室）計7室の更新を平成19年度より、3ヵ年計画で実施中である。

基準 10 社会連携

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 10-1 事実の説明 (現状)

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

学園は、「尊敬・責任・自由」を建学の精神として女子の高等教育の普及向上を目的とし創設当初より、地域社会と密接な関係により教育研究活動を行ってきた。

またそれは、学園の知的財産や物的財産を地域社会に還元することを目的とした教育研究活動であり、蓄積された多くの物的・人的資源を教員や学生を介して地域社会に還元されている。それらの活動は主として大学施設の開放、公開講座等、放送センター、市民フォーラムの四点にまとめられる。

[大学施設の開放]

- ・1,880名を収容できる建学記念講堂は、教育に関連する発表や講演等に一般開放しており、特に地域の中学校、高等学校の利用が多い。
- ・体育館、グラウンドは、地域住民のスポーツ振興のため、夏場においては早朝から開放。
- ・普通教室は、講習会及び各種の試験会場として開放している。
- ・大学図書館は、約10万冊の蔵書を保有し時間内であれば自由に閲覧できる。また、数十台のパソコンを備えており、自由に検索することができる。
- ・風俗美術館は、古代から近世までの等身大風俗人形36体を展示しており、日本服装史を学ぶ上での参考資料としても活用されており、広く一般にも公開し、地域文化向上の一助とすることを意図としている。
- ・ネーチャードームは、地球の自転を知覚的に感知できる「フーコ振り子」の設備であり、一般開放している。

[公開講座等]

- ・生涯学習講座は、昭和61年度から、地域社会のニーズ応えて、本学教育理念に沿った特色ある科目を主とし、一般女性を対象に年間50科目を開講している。平成20年度の受講生は50科目中30科目に57名が受講し、高齢者が半数近くを占めていた。
- ・国際交流特別講座は、本学園の建学の精神に基づき国際交流事業の推進を支援し、国際性の向上に寄与することを目的として平成14年度から開講している。21世紀の国際化に対応するために、英語講座・中国語講座・韓国語講座・日本語講座の4コースについて、それぞれのことばを楽しく学ぶことにより、ことばと文化への理解を深め国際性の発展を図っている。平成20年度の受講生は29名であった。その他、単位をとるための講座として、本学及び他大学の卒業生に限らず一般も受講可能な科目等履修講座がある。

[放送大学福島学習センター]

本学の創設が女子高等教育の普及と向上を意図して開学されたことに鑑み、現代の生涯学習の普及に貢献すべく、平成9年6月に放送大学福島学習センターの母体校となり、施設、設備及び人員の支援を行っている。放送大学福島学習センターには、本学の学生をはじめ社会人など幅広い世代が受講しており(平成20年度は300科目に1020名が受講)、広く県

郡山女子大学

内の知的向上に寄与している。

〔市民フォーラム〕

大学の知的財産を地域住民に還元することは、地方大学の使命でもある。その一つとして、一般市民を対象にした公開講演会（市民フォーラム）が開催されてきた。テーマは『身近な食を考える』で、私立大学教育高度化推進特別経費の補助を3年ごとに2回得て、市民に正しい食情報の提供を行う目的で講演が行われてきた。平成20年11月8日の市民フォーラムは日本栄養・食糧学会東北支部と共催でメインテーマは「健康な生活を送るために」であった。

市民の参加数は多く、食に対する市民の関心の高さが伺われた。大学としても市民の求めているものを考慮し、時代を先取りしたテーマを選び毎年開催を続けて行きたいと考えている。また、福島市産学連携推進事業「食について考える」に協力し平成19年3月22日（木）で炭及び油脂の効用について本学教員が講演した。

市民フォーラム講演内容

年度（期日）	参加者数	講演者	演題
平成17年度 （平成18年3月11日）	61名	郡山女子大学教授 角野 猛	福島県の発酵食品
		郡山女子大学教授 広井 勝	食品の嗜好性とおいしさ
		郡山女子大学教授 藤本 健四郎	食品の機能性と健康
平成18年度 （平成19年3月10日）	134名	宮城大学教授 鈴木 建夫	国民の盛衰は食べ方による
		郡山女子大学教授 鈴木 里子	食育維新
		元国立栄養・健康 研究所主任研究員 平原 文子	氾濫する健康・食情報の選択と活用
平成19年度 （平成20年3月8日）	102名	宇都宮大学教授 宇田 靖	地域の伝統野菜の見直しで地域づくり、 人づくりそして健康づくり
		郡山農業青年会議所 鈴木 光一	地域ブランド野菜への取り組み
		郡山女子大学教授 庄司 一郎	屋上菜園での食と農と命の教育
		郡山女子大学教授 広井 勝	地域食材の新たな利用(本学での取り組み)

平成 20 年度 (平成 20 年 11 月 8 日)	113 名	国立健康・栄養研究所 田畑 泉	エクササイズガイド 2006—身体活動・運動による健康づくり
		太田西ノ内病院 太田 節	医師の立場からみた最近の疾病と食生活の動向
		東北大学大学院教授 池田 郁男	動脈硬化症を予防する機能性食品成分の機能
平成 20 年度 (平成 21 年 3 月 7 日)	86 名	女子栄養大学名誉教授 吉田 企世子	野菜の成分は変動する
		日本エゴマの会代表 村上 守行	エゴマを食生活に
		郡山女子大学教授 広井 勝	総合討論

(2) 10-1の自己評価

施設の開放は年間 50 件に及び、文化センター並みの設備が整っていることから、講演や発表会など各方面からの利用が多く、地域貢献の役目を果たしていると言える。

公開講座の受講者は、特に子育てが終わった主婦や高齢の方が多く、教育の場を必要としている一般女性に貢献しており、その他、「食」をあらゆる角度から考える「市民フォーラム」を毎年開催し 100 名を超える参加者があり、興味の深さが感じられる。

また、郡山市をはじめ各協会・諸団体に、平成 20 年度には当学園の教員を講師派遣として 43 件、委員の委嘱 108 件、非常勤講師としての派遣 45 件を行っており、生涯学習においても地域社会の人々を数多く受け入れるなど社会連携としての使命を果たしているものとする。

(3) 10-1の改善・向上方策(将来計画)

公共性を伴う大学としては如何に社会と連携して教育活動を行っていくかが重要課題であり、大学が有する知的財産、人材、施設を駆使して地域社会と交流をはかりながら、地域密着型の大学を目指して更に努力していく必要があると考える。

施設の開放は、本学行事との関係から実施できないケースもあるので、今後は調整しながら開放して行く考えである。また、施設の開放や市民フォーラムは土・日曜日など休日に行われることから、休日出勤など担当職員に負担が掛かってくるので、出勤体制を検討していく必要がある。

10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 10-2の事実の説明(現状)

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

本学は、県内 15 大学・短大・高専で組織された「福島県高等教育協議会」に加盟し、加盟大学との単位互換を実施している。また、「福島県高等教育協議会」に県、市、企業が加わり、地域産業の発展の一助として、「地域連携推進ネットワーク」が組織されている。

(2) 10-2の自己評価

「福島県高等教育協議会」、「地域連携推進ネットワーク」が組織されており、この組織を通して適切な関係が構築されているが、これ以外に大学の研究成果を発揮できている産学連携活動がなく、更なる連携強化と内容の充実が求められる。

(3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

「福島県高等教育協議会」、「地域連携推進ネットワーク」の組織が完成されているので、教育・研究面でより一層役に立てるよう、内容の充実を図る。また、教員に産学連携活動を奨励する支援策を検討する。

10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 10-3の事実の説明（現状）

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

郡山女子大学の於いては昭和61年度から地域社会の働く女性、主婦などを対象に生涯学習講座を継続的に実施し、平成21年度で25年目を迎えた。平成5年に生涯学習検討委員会（現生涯学習開発連携委員会）の設置を契機として県内の郡部、農村部に対する生涯学習の構造的な問題を解決するために、遠隔学習の必要性から放送大学と連携し、一般の学生や聴講生、遠隔学習、在宅学習への教育等の提供が出来た。学内に於いて年間50に及ぶ生涯学習講座を開講し、地域の幅広い層の女性が受講している。希望により単位の認定も可能である。また学外講師として地域社会に貢献している教員は多い。

また、学園の大きな行事である「もみじ会」（学習成果発表会）に於いては一般参加者とともに地域の婦人会など多数招待し、学園と地域の融合、交流の場となっている。

(2) 10-3の自己評価

現在中心として行っている生涯学習講座は受講者から良い評価を受けている。しかし開講科目に対して受講者の数は多くはなく、また科目によってばらつきが多い。これは周知の方法や講座の内容に問題があると思われる。より広く周知を図る試みを模索し、又受講者のニーズを精査し、社会が求める教科内容や魅力ある講義の検討など、更に研究の余地があると思われる。

「もみじ会」に於ける地域の婦人会などの招待については学生と地域住民、学校と地域の絶好の交流の場となっている。特に校舎や学内の設備、日本風俗美術館、学生の応対など高い評価を得ている。「もみじ会」は一般的な学園祭とは異なり、各専門学科それぞれが研究成果を発表する場として位置づけられている。今後もこれらの活動を継続、充実し、学園教育の更なる進展を目指すとともに、より多くの地域住民に本学の教育を知ってもらう場として発展させていく。

一方、自治体の団体・施設と共同した官学連携の教育・研究については確立されている活動がなく、さらなる地域社会への貢献が求められる。

(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）

公開講座に関しては、広報を徹底し周知を図ること、また開講科目の受講率などを参考に受講者のニーズに適合する科目選択を徹底させることが課題である。更に開講曜日、時間帯など

受講者が参加しやすい条件を確保することも必要と思われる。以上の観点から更に開かれた大学を目指すため、内容としてはニーズに適した科目の厳選、物理的条件としては開講曜日、開講時間帯など工夫、改善を行いたい。

もみじ会は一般参加者、招待者共に高い評価を得ているが更に密度の濃い研究成果を発表することで地域の大学としての役割を十全に担うべく努力して行きたい。また順路の問題や高齢者、幼児への適切な対応など、これまでの経験に基づき、来場者の立場に立った工夫も怠ることなく続けて行きたい。

また、官学連携活動を進めるために、自治体と意見を交換する機会を設けることを検討する。

基準10全体の自己評価

地域社会への貢献は、主として年間50件に及ぶ施設開放、市民フォーラムや公開講座として生涯学習講座、国際交流特別講座や科目等履修講座を開催することによってなされている。

また、教員は専門的な知的財産を活用して、各大学をはじめ福島県、各市町村の審議会、委員会や一般市民に対する講演会・講習会の講師として積極的に出向き、専門的な知識を社会に還元してきた。学内の国際交流推進委員会、市場商品安全普及研究会、生涯学習開発連携委員会は、それぞれにおいて、関連する地域の協議会や委員会に参加して知的財産を還元、地域社会の発展に対して寄与している。

他大学との連携については、本学は「福島県高等教育協議会」に加盟し、加盟大学との単位互換を実施しているが、産学連携や官学連携による地域貢献は明確な成果をあげるにはいたっていない。

基準10全体の改善・向上方策（将来計画）

地方大学の進む道として、地域社会との密なる連携は不可欠であり、施設の開放、公開講座などを通して地域社会に親しまれる大学を目指して教育活動を行っていく必要がある。

また、地域社会との連携を深めるため本学の各委員会の発展と充実を図り、積極的に参加して教育活動の実現に努める。しかしながら、一人の教員が、数多くの委員や講師を委嘱されているのが現状であり、あくまで授業を優先事項にしているものの、教員の負担は大きいものがある。大学としても、地域の貢献もさることながら、大学の教員であることを本文とすることを第一に、また地域社会の交流も考え、偏りない委嘱や地域社会の還元など管理する交流体制を構築して行く必要がある。これには、教員の研究活動を増強するための方策も含まれ、効果的な産学連携や官学連携を支援する学内体制を検討する。

基準 11 社会的責務

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 11-1の事実の説明(現状)

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

組織倫理に関する規定はないが、現在のところ「学園就業規則」の服務規定等で組織人としての倫理を認識させている。また、社会的機関として公共性を伴う大学としては如何に社会に貢献できるかも社会的責務であり、大学が有する知的財産、人材、施設を駆使して地域社会と交流をはかりながら、地域密着型の大学を目指して努力している。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切に運営がなされているか。

「学園就業規則」により、教職員全員が一般的な社会倫理を認識し学園の運営にあたっている。「個人情報保護に関する規程」は、現在作成中であるが、それ以前に各部署の責任者による課員への周知徹底を図ったこともあり、今まで個人情報に係る問題は生じてない。

ハラスメントについては、「ハラスメントの防止等に関する規程」「ハラスメントの防止等のために本学園職員が認識すべく事項についての指針」「苦情相談に対応する留意すべく事項についての指針」の規程、内規により対応しており、セクハラに関する苦情も寄せられていないし発生もしていない。

(2) 11-1の自己評価

ハラスメント防止等については、前々から女子の学校ということもあり各教職員がそのことを十分に認識し、一例をあげれば研究室における教員と学生の応対も誤解をまねかぬないようにドアを開けて対応するなどの周知徹底を図ってきた。

平成 11 年度に、男女雇用機会均等法の一部改正により、いち早く、本学園ではハラスメントに関する規程が制定され、ハラスメントの防止に努めたこともあり今まで問題が発生したことはない。

個人情報の保護については、規程を作成中であるが以前から個人情報の取り扱いには十分に留意するように、文書等で周知徹底を図ったこともあり、今まで問題は発生していない。

しかし、現在社会的機関としての倫理規程は制定してないので、早急に制定し、学園全体として倫理観の充実を図ることが必要である。

(3) 11-1の改善・向上方策(将来計画)

組織倫理規程はないものの、「学園就業規則」により、組織人としての倫理を認識して適切な運営を図っているところであるが、人間の原点である倫理観の認識を高めるためには、倫理規程は不可欠でありまた社会的機関としての責務と考え、倫理規程の策定を進めて行く。

また、地域密着型の大学を理想とする当大学においては、大学が有する知的財産、人材、設備を通して如何に社会に貢献できるかを検討するチームを組織化して、教員の派遣、施

設の貸出しなどを考えていくとともに、更に、大学から地域の様々なイベントなどへの呼びかけを図り、地域に愛される大学を目指して行く。

1 1 - 2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 1 1 - 2 の事実の説明 (現状)

1 1 - 2 - ① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

火災防止のために、建物ごとに管理責任者・火元責任者を任命して、日常あるいは退勤に際して、火の元・ガスの元栓・水道の蛇口・照明等の確認を行っている。

また、危機管理マニュアルや非難訓練を通して学生の危機意識を認識させ、災害時には緊急連絡網などにより速やかに対応できる体制も整っている。

警備関係については、それぞれの入出門に守衛を配置するとともに、防犯カメラを 19 台を設置し、学園の入出門の際の不審者等のチェックや警察への連絡体制を確立した。

そして、下校時における学生・生徒の安全性を考えて、通学路や学内は勿論のこと学園周辺の見回り等の強化を図るため、警備員を数名配置して学生の安全確保に努めている。

なお、学生に対しては、交通安全、悪徳商法、勧誘、セクハラ、ストーカー、悪質メールなど、集会時にアドバイザーを通して、被害に遭わないように周知徹底している。

(2) 1 1 - 2 の自己評価

学生・生徒の安全確保を使命とし、職員一人一人が自覚しながら対応していることから、不測の事態は発生していない。また、火災報知機の点検や防犯カメラでの確認、警備員の増員による見回りなど、設備の充実を図り、人員の強化を図ったことにより、危機管理の機能は果たしているものとする。また、運用のための危機管理マニュアルはあるものの、規程そのものである「危機管理規程」は制定していないので、早急に制定することを考えている。

(3) 1 1 - 2 の改善・向上方策 (将来計画)

危機管理体制は整ったものの、実際に不測の事態が発生した場合に、その対応を経験していない職員が殆どであることから、あらゆる不測の事態を想定して職員に対する実地訓練を数多く行っていくことが必要である。

また、教職員一人ひとりの危機意識の深化が必要であるので、危機管理に対する研修会も行っていきたい。

1 1 - 3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 1 1 - 3 の事実の説明

1 1 - 3 - ① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報する体制が整備されているか。

郡山女子大学では教職員の教育研究成果を学内外に広報する為に『郡山女子大学研究紀要』を毎年刊行し、平成 20 年度で通巻 45 集を数える。研究紀要を公正かつ円滑に刊行

する為に郡山女子大学紀要編集委員会を設置し、査読体制を整備して編集刊行を行っている。また、教職員の教育研究及び社会活動をまとめた『研究業績及び社会活動』を毎年刊行している。

広報誌『開成の杜』の中で教職員の研究内容を簡単に紹介するコーナーがあり、当該誌詩は県内中学・高等学校・大学及び教育委員会等約 650 の施設に送付されている。

本学において学内外以外に教育研究成果を公開する体制に郡山女子大学紀要編集委員会がある。その活動及び『郡山女子大学研究紀要』『研究業績及び社会活動』の編集に関する活動を以下に記す。

郡山女子大学紀要編集委員会の活動

郡山女子大学研究紀要規定に基づき、学園の大学・短期大学・附属高等学校の各専門分野にわたる教員を選び、紀要編集委員に任命している。紀要編集委員は規定に基づき、論文の採否を決定するにあたり査読を行い、その結果に基づき編集委員会で掲載を決定している。該当する分野の編集委員がいない場合は学内、外へ査読を依頼することがあり、学術論文として質の高い論文を掲載するよう努めている。

紀要編集委員会の活動内容は年 1 回の『郡山女子大学研究紀要』の編集と刊行、及び郡山女子大学教職員の『研究業績及び社会活動』の編集と刊行を行うことである。

1. 「郡山女子大学研究紀要」編集に関する紀要委員会の年間スケジュール

6月：学内教員に対して紀要論文公募を行い、応募者は論文タイトルとサマリーを文書で編集委員会に提出する。

紀要掲載希望論文へエントリーした著者をまとめ、論文名及びサマリーから論文内容が掲載に問題がないことを確認する。

10月31日：紀要論文の締め切り。

紀要編集委員会の開催：紀要論文の最終的な投稿を受けて、紀要編集委員会を開催し、論文の査読担当者を選定する。査読者は匿名とし、紀要編集委員が行うが、専門分野が異なる場合は外部に委託する。

紀要編集委員会の開催：査読結果の報告。それぞれの論文内容について査読結果を報告し、掲載の適否を検討する。査読により修正意見等があった場合は、査読者を匿名にして著者にその旨を伝え、異議のない場合は修正し再提出を要請する。

査読結果を受けて、完成原稿を受領し、印刷会社の見積もり合わせを行い、印刷会社を選定し、原稿を引き渡す。校正を3回以上行い、刊行する。

3月31日：紀要刊行。紀要完成後、学内教職員に配布し、学外については別紙リストに送付する。

2. 「研究業績及び社会活動」編集に関する年間スケジュール

1月：学内教員に当該年度の著書・論文・口頭発表・社会活動の報告原稿募集の告知。

2月末日：原稿の締め切り

3月：印刷会社の見積もり合わせを行い、印刷会社を選定し、原稿の入稿、校正。

3月下旬：『研究業績及び社会活動』の完成。教職員への配布。学外については別紙リストに送付する。

(2) 11-3の自己評価

本学教職員が教育研究成果を発表する機会はそれぞれの教職員が所属する学会の機関紙への論文発表や学会研究発表など様々である。それと同等の発表の機会が『研究紀要』である。本学の『研究紀要』に論文が掲載されるには紀要委員会の指名する査読委員の査読を経て掲載が許可される。査読委員は専門が同じ場合は編集委員が、専門が異なる場合は外部に査読委員を委託し、匿名で行われる。査読結果は編集委員会全体で検討し、修正の必要な場合は著者にその旨を伝え、論文修正後に掲載している。その点で、論文の質が保証されている。投稿論文は毎年10本以上あり、多い時は20本にも及ぶ。質を落とさないように可能な限り掲載する編集方針である。

『研究業績及び社会活動』は毎年の本学教職員の研究活動及び社会活動を知る上で重要である。この図書は発表の場ではないが、教職員相互が研究及び社会活動を理解し合う上で重要な意味がある。同様の内容はRead（研究開発支援総合ディレクトリ）でも知ることができるが、全教職員が公開しているわけではない。その意味で、全教職員の毎年の研究成果を知る上で意義深いと言える。

『研究紀要』は、郡山女子大学紀要編集委員会が全国の大学図書館、短期大学図書館、公立図書館、福島県内高等学校など合わせて478施設に送付している。

郡山女子大学における教職員の教育研究発表の機会は平等に保証されており、論文の質が満たされていれば発表の機会は妨げられない。その意味で、大学教職員としての学内における発表の機会は満たされている。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

紀要は現在のところ論文のみを募集している。若い教職員には論文までには至らない研究がある。それらを研究ノートの形で取り上げ、発表の機会を広げてゆくことが編集委員会内部で議論されている。より広くそして多くの発表の機会を設ける方向を模索している。

また、紀要掲載論文をより広く社会に知らしめるために、学園ホームページに紀要論文のタイトルを掲示することを計画している。

基準11全体の自己評価

平成20年度における郡山市をはじめとした各協会・諸団体に、当学園の教員を講師派遣として43件、委員の委嘱108件、非常勤講師としての派遣45件を行っており、生涯学習においても地域社会の人々を数多く受け入れるなど、社会的機関としての使命を果たしているものとする。また、地域社会の要望に応じるべく、大学の施設貸出しも数多く行っている。

学生・生徒の安全確保を使命とし、職員一人一人が自覚しながら対応していることから、不足の事態は発生していない。また、火災報知機の点検や防犯カメラでの確認、警備員の増員による見回りなど、設備・人員ともに強化を図ったことにより、危機管理の機能は果たしているものとする。

基準11の改善・向上方策（将来計画）

社会的機関の責務としての、倫理規程の整備、社会的機関の使命としての地域社会との交流、還元などをより有効に管理する体制を構築して行く必要があると考える。

また、危機管理体制は整ったものの、実際に不足の事態が発生した場合、その対応を経験していない職員が殆どであることから、あらゆる不足の事態を想定した職員に対する実地訓練を数多く行っていくことと、教職員の一人ひとりが、日頃から危機意識を認識して行くために、危機管理教育の徹底を図って行くとともに、危機管理規程の策定とマニュアルによる実地訓練を行っていきたいと考えている。

IV. 特記事項

本学園における独自の取組みについて、1. リーダー・アドバイザー制度、2. 教養講座、3. 芸術鑑賞講座、4. エコアクション21、5. 屋上菜園での食と農と命の教育の実践、6. ネーチャードームとその設備、7. ノート型モバイルパソコンの無償貸与、について述べたい。

1. アドバイザー・リーダー制

(1) アドバイザー・リーダー制導入の目的

アドバイザー・リーダー制は、本学開学当初から設けられた制度である。その導入の目的は、本学の建学の精神である「尊敬」「責任」「自由」を基本とした教育理念の下に、S. P. S (Student Personnel Service=学生個人指導) の精神を生かして、教員と学生との人格的触れ合いを図ることによって人間形成を行なおうとするものである。

(2) アドバイザー・リーダー制の現状

①アドバイザー制

各クラスにアドバイザー（助言教員）が任命されており、入学から卒業まで、学業、諸行事、集会、課外活動、進路指導など学園生活の様々な場において学生に対してきめ細やかな助言・指導を行う。アドバイザーが学生一人ひとりを把握理解し、また、学生は最も身近で信頼できるアドバイザーに見守られていることにより、安心感をもって学業ならびに学生生活に取り組むことができる。

アドバイザー制の組織は学長、副学長、学務部長、学務部長補佐、各学科主任教授、各学科学生生活課係、各クラス担当アドバイザーにより構成されている。また、アドバイザーは教務課、就職部、相談室、家庭寮等、その他関係部門と連絡をとり、的確な助言指導を行うよう努めている。さらに、学務部学生生活課が窓口となり学生生活にかかわる事務を担当している。

②リーダー制

学生一人ひとりが望ましい学園生活を送るために積極性を身につけ、リーダーシップを培うことを目的として、クラス全員が輪番で正・副のリーダーを各1週間、計2週間にわたり務める。正・副リーダーは、諸連絡や教室の整備等を行うとともにクラス内の統一を図り、またクラスの代表として積極的に活動している。

③集会について

本学では開学当初より、授業時間割の中に毎週1時限の集会の時間（水曜日第Ⅲ時限）を設け、クラス学生全員とアドバイザーが一同に会し、クラス集会を行っている。この集会の時間にまず分担区域の清掃を20分間学生全員で行い、必要な諸事項の伝達をし、また当面する諸問題についての話し合いを行うことによって学生が快適な学園生活を送れるようにするとともに、これらを通して学生間、学生とアドバイザー間の密接な心の触れ合いを図り、あわせてリーダーシップの育成を目指している。

学科別集会ならびにクラス集会の内容はあらかじめ各学科、各クラスにおいて立案した

計画に従って行われる。集会の運営はリーダーが中心となり、学科主任教授、学生生活課係、担当アドバイザーの指導のもとに行う。

また、必要な場合には、学生生活課、就職部、学友会等が主催する全体集会が開催されることもある。その内容は講演会、就職ガイダンス、学友会総会等である。

(3) 課題と今後の展望

アドバイザーは教員が務めているが、学生指導に労力と時間を割かなければならないため、授業ならびに研究活動との両立にかなりの努力を要するのが現状である。

また、家庭の経済的問題や精神的な悩み等を抱える学生が増加する傾向にあり、学生指導がより難しくなっている。しかし、現在の指導方針は各学科の教育方針の下になされており、全学的な指針は作成されていない。

アドバイザー・リーダー制については、本学の伝統的制度として継続していくとともに、アドバイザーがよりよい学生指導が行えるよう、アドバイザーの学生指導指針を作成し、定期的にアドバイザー対象の研修会を行うこと、新たにアドバイザーとなった教員に対して初任者研修を行なうことを検討していく必要がある。

2. 教養講座

(1) 教養講座設置の背景と目的

開学当初より教育において教養を重視してきており、また、宗教的情操が人間形成に大きな役割を果たすという考えに基づき、昭和40年「宗教講座」が開催された。その翌年の昭和41年宗教講座は教養講座と名称が変わり、以後、教養講座は42年の歴史を経て、平成20年度現在をもって通算105回を数える。

本学園は創立以来、感動の教育を進めてきており、教養講座は芸術鑑賞講座とともに、その両軸を成している。また、教養講座は、本学の建学の精神である「尊敬」「責任」「自由」と深い関係を有しており、人間性の本質を示す建学の精神を実現するものとして位置づけられている。すなわち、「尊敬」は「他との協調」、「責任」は「個の確立」、「自由」は「自主独立」、を意味しており、そして個の確立と他との協調のなかで、知・情・意の調和ある発達による人間性の高揚を目指しているのである。つまり、本学の建学の精神は、知・情・意の涵養という教養教育の本質と不可分の関係にあるのである。

(2) 教養講座の現状

教養講座は附属高校生、短期大学および大学の学生、大学院の院生を対象として年2～3回程度開催されるが、ちなみに、平成18年度、19年度および20年度の教養講座は以下の通りである。

平成18年度

学園創立60周年記念第1回教養講座（平成18年4月22日（土））

山折哲雄氏 前国際日本文化センター所長

演題「宮澤賢治と私」

第2回教養講座（平成18年10月19日（木））

白川義員氏（写真家）

郡山女子大学

演題「地球再発見による人間性回復へ」

平成 19 年度

学園創立 61 周年記念第 1 回教養講座（平成 19 年 4 月 22 日（日））

村上陽一郎氏 国際基督教大学大学院教授

演題「科学は変わる」

第 2 回教養講座（平成 19 年 12 月 11 日（火））

川勝平太氏 静岡文化芸術大学学長

演題「日本の「和」のこころ」

平成 20 年度

学園創立 62 周年記念第 1 回教養講座（平成 20 年 4 月 22 日（火））

石川忠久氏 前・二松学舎大学学長・漢字文化振興会専務理事

演題 高校の部「漢詩と人生」

大学の部「漢詩と文化」

第 2 回教養講座（平成 20 年 9 月 29 日（月））

金原宏行氏 豊橋市美術博物館館長・常葉学園大学教授

演題 「小杉小二郎の世界」

第 3 回教養講座（平成 20 年 11 月 27 日（木））

鎌田 實氏 諏訪中央病院名誉院長・医師・作家

演題 高校の部「生きているって素晴らしい」

大学の部「命は三つのつながりで守られている」

教養講座一覧（抜粋）

回数	演 題	講 師	期 日
特別講演	現代科学と人間	湯川 秀樹 京都大学教授ノ ーベル物理学賞受賞者	S36.12.10
特別講演	人間とその家	O.F ボルノー ドイツ・チュ ービンゲン大学正教授	S41.10.30
第 6 回	無題	岡 潔 奈良女子大学名誉教 授・文化勲章受章者	S.43.4.22
第 11 回	人類最古のシュメル文化について	三笠宮崇仁親王 日本オリエ ント学会会長	S.45.10.24
第 18 回	東西談義	今 日出海 前文化庁長官	S.48.11.17
第 26 回	湖の伝説 画家・三橋節子の愛と 死について	梅原 猛 京都市立美術大学 学長	S.52.4.22
第 27 回	これからの社会	茅 誠司 元東京大学総長	S.52.10.12
第 31 回	詩の言葉のリアリティーについて	草野 心平 詩人	S53.11.27
第 33 回	アトランティスを訪ねて	竹内 均 東京大学理学部地 球物理学科教授	S54.11.7

第37回	日本と世界	林 健太郎 前東京大学総長	S.56.9.26
第44回	森のメルヘン	高橋延清 東京大学名誉教授	S58.7.15
第47回	人生と愛	今道友信 東京大学名誉教授	S59.4.22
第52回	社交文化と現代	山崎正和 大阪大学文学部教授 劇作家	S60.4.22
第70回	幼形成熟とヒト	尾本恵市 東京大学教授	H4.10.6
第72回	映画「学校」を語る	山田洋次 映画監督	H5.9.18
第76回	創立50周年記念学術講演会（対談） 「学問の行方」一人間生活を基として―	梅原 猛 国際日本文化研究センター顧問 西沢 潤一 東北大学総長	H8.10.25
第80回	日本の未来を開く縄文のころ	安田喜憲 国際日本文化研究センター教授	H11.12.2
第87回	よりよく生きるために	遠山敦子 文部科学省顧問・前文部科学大臣	H16.5.18

（3）課題と今後の展望

折しも、わが国の高等教育行政において教養教育が重視されてきたところである。すなわち、大学教育の中心に課題探究能力の育成をおき、この能力の育成のために教養教育が重要であり、また、専門教育においても教養教育の理念・目標をふまえた専門教育を展開することが大事である、という考えである。こうしたわが国の高等教育行政の動向を考えると、本学の教養講座が先見の明をもつとともに、教育の本質に通じるものであるといえる。

本学教育における教養講座の重要性に鑑み、その一層の充実と学生における内実化のために、教養講座の実施回数増と「講演集」の作成が今後の課題であると考えている。

3. 芸術鑑賞講座

（1）背景と目的

昭和22年、郡山女子大学の前身である郡山女子専門学院を開設した時、創設者の関口富左学園長は地方と中央との教育の差は何かと考えた。豊かな自然、カリキュラム、教職員、どれをとっても遜色はない。しかし、文化面はどうだろうか。戦後の混乱期に女子学生が上京して音楽や演劇、美術展等々の芸術を鑑賞することなどありえない時代である。ならば、地方において最高水準の芸術にふれる機会を設けよう。中央との文化的な格差を無くすことこそが教育であると音楽鑑賞会を思い立った。

昭和23年6月、国立音楽学校の教授と学生合唱団を郡山に招いて「楽しい音楽の夕べ」を開催した。短期大学を開学した昭和25年には、近衛秀麿とエオリアンクラブ交響楽団の演奏会を実現させた。資金に乏しい学園では、学園長自ら街頭に立ち学生とともに商店街をまわって入場券を売り歩いた。こうして郡山女子大学が誕生した昭和41年までのべ9回の音楽鑑賞会を開催した。

昭和42年度からは講座を拡大充実させるため教師を中心とする委員会を組織した。学生に負担を掛けずに学園が資金を調達しながら自主運営という厳しい条件の中での衣更えである。同時に内容も音楽会が中心だったものを舞台劇、能楽、文楽、歌舞伎、美術展へと一新した。昭和42年度を新生第1回として平成20年度までの42年間、国内外で活躍する一流の芸術家、団体を本学へ招聘し続け164回を数える。

その間、教養の高揚と美的感覚の錬磨に欠かせない環境の整備として昭和60年11月丹下健三氏設計監修による建学記念講堂が完成した。ホールの完成により附属体育館や公共施設を借用する不自由さも解消された。

(2) 現状

これまでにお招きした名優、名歌手は山本安英、武原はん、尾上松緑、野村万作、三遊亭円生、ペーター・シュライヤー、レナータ・スコットがあり、団体ではイ・ムジチ合奏団、キエフ・バレエ団、ヨセフ・スーク室内オーケストラ、チェコ・フィル六重奏団、劇団四季、文楽、雅楽等々の他、絵画、彫刻（資料参照）に及んでいる。学生・生徒は学内に居ながら、都会に出ることなく芸術鑑賞の機会に恵まれた。こうして「芸術文化教育」が学生間に定着し、さらに平成4年度から大学、短大のカリキュラムに組入れられ、卒業への必須科目として大学は4単位、短大は2単位を学生に課している。

感動から得る人間性豊かな人材を育てるのが目的の芸術鑑賞講座は年3～4回の開催を保ちながら現在でも継続されている。学生・生徒は開催を楽しみにしており鑑賞後の感想文にも「こころに響いた」「感動した」「日本の伝統文化を学んだ」「クラシックを聴くようになった」等々の記述があり教育効果が上がっていることが伺える。

また、卒業生の多くは、口を揃えて「素晴らしい舞台やコンサートを鑑賞できて最高の思い出です」「知識の蓄積は社会人になって役立っている」と感想をのべている。生の教科書（舞台）で学び深い感銘を受けた卒業生はすでに孫のいる方もいる。学園での体験を子に伝え、その子が本学へ入学して母や祖母が学んだ同じ道を歩んでいる。「感性の教育理念」が確実に継承されている。

舞台は学生・生徒のほか座席の許す範囲で保護者やご家族にもご覧いただいている。また、美術展は一般市民、県人へ入場無料で開放し自由に鑑賞していただいている。特に本学独自の企画展「三岸節子展」「小倉遊亀展」「白川義員写真展」「佐藤忠良彫刻展」には東北6県をはじめ、神奈川県からも愛好者がわざわざ足を運ばれた。そして『公設美術館でも企画しない素晴らしい展覧会です』との言葉もいただいている。

開かれた大学として少しでも地方文化の向上に貢献できればとの思いから、一地方の一大学が発信する「知の文化」でもある。

(3) 課題と今後の展望

「芸術鑑賞講座」は、予算面では学生、生徒の家族会のご理解により運営費の援助を頂いているが、最近では出演料の値上がりによりフルメンバーのオーケストラや超と名の付く出演者の招聘が難しい状況になっている。

学生・生徒の減少で予算編成が気になる中で平成20年度は、スイスの名門「ルツェルン交響楽団公演」や、わらび座の「ミュージカル・火の鳥」、「秋川雅史コンサート」を開

郡山女子大学

催すことが出来た。大学が存在する限り「芸術鑑賞講座」は続く。芸術・文化が消滅しない限り舞台の幕が開き、美術展が企画される。

「芸術鑑賞講座」実施一覧（抜粋）

第 6回	武原はん「地唄舞・雪」	S44. 2. 27
第 8回	劇団四季「白痴」 出演／松橋登・三田和代	S44. 12. 4
第 11回	文楽 人形浄瑠璃「仮名手本忠臣蔵」	S45. 10. 1
第 14回	劇団四季「ハムレット」出演／平幹二郎・田中明夫・影万里江	S46. 7. 9
第 15回	山本安英の会「夕鶴」 出演／山本安英・茂山千之丞	S46. 11. 8
第 16回	劇団四季「オンディーヌ」 出演／北大路欣也・三田和代	S47. 12. 11
第 19回	古典落語と寄席の芸を聴く会 出演／三遊亭円生「ねずみ穴」	S48. 12. 11
第 21回	NHK交響楽団「フィガロの結婚序曲ほか」ゲスト／前橋汀子	S49. 5. 23
第 28回	尾上松祿・藤間藤子 日本舞踊「助六」「四季の山姥」	S51. 10. 29
第 30回	劇団四季「ジーザス・クライスト＝スーパースター」 出演／鹿賀丈史	S51. 12. 4
第 31回	イ・ムジチ室内合奏団「四季」ほか	S52. 11. 5
第 35回	劇団四季「ウエストサイド物語」 出演／鹿賀丈史・久野綾希子・飯野おさみ	S52. 11. 10
第 37回	高橋竹山 津軽三味線演奏会	S54. 7. 10
第 43回	パリ・木の十字架少年合唱団クリスマスコンサート	S55. 12. 15
第 45回	劇団四季「エレファント・マン」 出演／市川正親・三田和代	S56. 6. 19
第 49回	ペーター・シュライヤー テノール独唱会	S57. 4. 30
第 54回	ウィーンの森少年合唱団演奏会「菩提樹」ほか	S58. 7. 6
第 57回	新日本フィルハーモニー交響楽団「ルーマニア狂詩曲」 指揮／井上道義	S59. 2. 6
第 64回	上原まり 筑前琵琶「平家物語」	S61. 1.31～2.1
第 76回	ソビエト国立キエフ・バレエ団・オペラ劇場管弦楽団「白鳥の湖」	S63. 7. 8
第 84回	前進座公演「五重塔」 出演／中村梅之助・村田吉次郎・中村鶴蔵	H2. 10. 3
第 86回	レナータ・スコット ソプラノリサイタル「太陽と愛」ほか	H2. 11. 1
第 88回	劇団民芸公演「アンネの日記」 出演／水谷貞雄・入江杏子	H3. 5. 8
第 89回	写真展「土門 拳のすべて展」	H 3.10.22 ~ 10.27
第 92回	ベルリン国立歌劇場室内オーケストラ 指揮／ペーター・シュライヤー	H4. 5. 19
第 96回	日本フィルハーモニー交響楽団「未完成」ほか 指揮／本名徹二	H5. 4. 28
第 97回	劇団四季「魔法を捨てたマジヨリン」 出演／青山弥生・相川忍	H5. 5. 7
第 102回	前進座公演「鳴神」 出演／嵐桂史・嵐芳三郎・藤川矢之輔	H6. 6. 16

郡山女子大学

第 104回	モスクワ国立交響楽団演奏会「悲愴」 ゲスト／小川典子	H6. 11. 9
第 108回	英国女王陛下の近衛軍楽隊演奏会	H7. 10. 5
第 109回	前進座公演「勸進帳」出演／中村梅雀・藤川矢之輔・嵐市太郎	H8. 5. 24
第 111回	狂言「茸」「六地藏」 出演／野村万作・野村萬斉	H8.10.18～10.19
第 115回	もみじ会展「白川義員写真展／南極大陸」	H9. 9.24～9.28
第 116回	ヨセフ・スーク&スーク室内オーケストラ	H9. 10. 8
第 117回	藤舎名生「笛の世界」出演／藤舎名生・萩江寿友・萩江露延	H10. 5. 9
第 119回	ブタベスト・フィルハーモニー管弦楽団 指揮／ヤーノコヴァーチュ	H10. 11. 5
第 120回	歌舞伎舞踊・人間国宝中村富十郎の「勸進帳・延年の舞」	H 11. 6.11 ～ 6.12
第 122回	もみじ会展「荘司福展」	H11.10.26～11.1
第 126回	もみじ会展「三岸節子展」	H 12. 9.25 ～ 10.2
第 127回	郷土伝統芸能： 桧枝岐歌舞伎・千葉家花駒座公演	H12. 10.30
第 129回	「秋野不矩展」	H 13. 5.11 ～ 5.17
第 130回	劇団四季「ユタと不思議な仲間たち」 出演／田邊慎也・相川忍	H13. 6.12・6.13
第 134回	江守徹 言の葉コンサート「羅生門」 出演／江守徹・大倉正之助	H14. 6. 17
第 135回	高村智恵子の紙絵と光太郎の彫刻展	H 14. 9.25 ～ 9.29
第 137回	近松座歌舞伎「連獅子」 出演／中村鴈治郎・中村翫雀	H15. 5. 22
第 138回	前進座公演「太平の薨」 出演／嵐圭史・河原崎国太郎	H15. 6.23・6.24
第 140回	もみじ会展「小倉遊亀展」	H 15. 9.24 ～ 9.28
第 141回	チェコ・フィルハーモニー六重奏団	H16. 5.25・5.26
第 142回	能楽「土蜘蛛」 出演／梅若六郎・山本東次郎	H16. 9.16
第 143回	もみじ会展「孤高の銅板画家・長谷川潔展」	H 16. 9.27 ～ 10.3
第 145回	ウィーン八重奏団&田部京子(ピアノ)	H17. 5.13
第 148回	女流画家5人展 － 小倉遊亀・片岡球子・三岸節子・秋野不矩・荘司福	H17.10.17～11.3
第 152回	白川義員写真展「世界百名山」	H18.10.19～10.29
第 154回	チェコ・プラハ管弦楽団 指揮／武藤英明	H18.11.21～11.22
第 156回	劇団四季「ミュージカル・夢から醒めた夢」 出演／吉沢梨絵・花田えりか	H19. 5.24
第 158回	もみじ会展「人 … そこに深く … 佐藤忠良の世界」	H 19. 9.25 ～ 9.30

第 159回	ルイジ・ピオバーノ&イタリア・カンパーニア合奏団 ゲスト/荒川さつき	H19.10.25～10.26
第 160回	青年劇場公演舞台劇「修学旅行」	H20. 5.29
第 161回	スイス・ルツェルン交響楽団 指揮/エラリー・エルツ	H20. 7. 9
第 162回	もみじ会展「小杉小二郎の世界展」	H 20. 9.29 ～ 10.5
第 163回	わらび座公演「ミュージカル・火の鳥」	H20.10.24
第 164回	秋川雅史コンサート	H20.11.13

4. エコアクション21

(1) 導入の背景と目的

本学園では、平成8年にキャンパス内の主要校舎が公共下水道に接続され水道料金等が対前年比1.8倍を超えるとの予測から節水対策を、又、平成12年4月より高度情報化社会に対応できる学生の養成を図るため、新入生全員へノートパソコンの無償貸与事業が開始され、2000台を超えるパソコン等IT機器の稼働が予測されることから、節電対策を行った。しかしながら、環境の世紀と言われる21世紀には、体系的な環境マネジメントシステムの導入が必要不可欠と考え、環境省が策定した国内版環境マネジメントシステムのエコアクション21を選択し、継続した環境保全活動を行い、延いては、地球温暖化防止や循環型社会形成に寄与し、持続可能な社会の形成を目標とした。

(2) 現状

本学園は、平成16年12月24日、教育機関では全国初となるエコアクション21認証・登録証(認証・登録番号0000091)を(財)地球環境戦略研究機関より公布された。又、平成18年12月24日に更新した。「教育研究をはじめとするあらゆる活動を通じ、地球環境との調和・共存と持続的に発展可能な循環型社会の構築に寄与するため、全学を挙げて環境保全活動に積極的に取り組む」という環境理念のもと、以下の4つの環境方針を定めPDCAサイクルにより継続的な環境保全活動を行っている。

- ①エコマインドを持った学生・生徒の育成並びに、関連教育研究の推進。
- ②教育研究活動における環境負荷の削減。
- ③法規制の遵守。
- ④環境関連情報の公開とコミュニケーションの推進。

平成16年4月より環境委員会を設置して、各学校、各附属機関毎に環境委員を任命し組織的に環境対策を実施した結果、二酸化炭素排出量の削減においては、京都議定書の我国の目標-6%をクリアし、-26%を達成した。廃棄物の再資源化量も年間36トンに達し、水使用量も節水対策前に比べ-42%削減した。環境教育においては、学校林(4カ所)の育成を通して地球環境の保全や緑化思想の大切さを学んだ。

二酸化炭素排出量

環境対策前の平成13年の二酸化炭素排出量 2,203 t を基準として、平成19年の実績で 26% (590 t) の削減が達成された。平成19年の二酸化炭素排出量は 1,613 t。

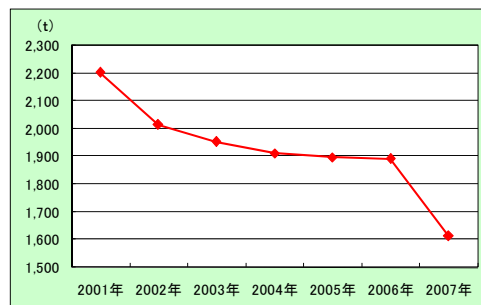


図1 平成13年度～平成19年度 二酸化炭素排出量の推移

廃棄物削減の実績

環境対策前の平成13年の一般廃棄物ゴミ発生量 195 t を基準として、平成19年の実績で 23% (44 t) の削減が達成された。また再資源化量も 11 t から 36 t の約 3.3 倍に増加した。このことにより一般廃棄物ゴミ処分量も 37% (68 t) 減少した。

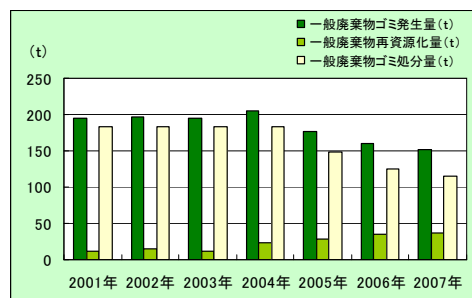


図2 平成13年度～平成19年度 一般廃棄物量の推移

資源利用量

環境対策前の平成13年の水使用量 59,455 m³ を基準として、平成19年の実績で 32% (19,041 m³) の削減が達成された。平成19年の水使用量 40,414 m³。

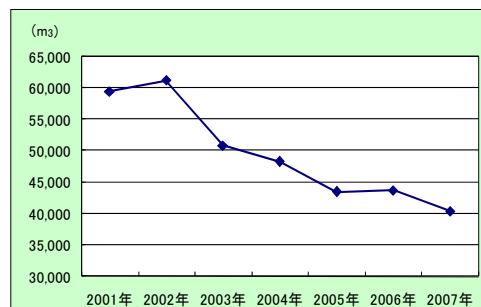


図3 平成13年度～平成19年度 水使用量の推移

環境教育

学校林の育成を通して、地球環境の保全や緑化思想の大切さを学生・生徒・園児・教職員に十分に理解させることができた。

環境貢献度

学校林名称	植樹年度	樹種、本数	貯水量、水質浄化量	土砂流出防止量	CO ₂ 吸収・炭素固定
鞍手山開成の杜	平成8年	檜 5,100本	449 m ³ /年	12 m ³ /年	4.8 t/年
高土山開成の杜	平成13年	杉 4,300本	256 m ³ /年	7 m ³ /年	6.4 t/年
石筵開成の杜	平成15年	檜 7,000本	153 m ³ /年	4 m ³ /年	1.6 t/年
安子ヶ島開成の杜	平成20年	檜 5,000本	—	—	—
計		21,400本	858 m ³ /年	23 m ³ /年	12.8 t/年

(3) 課題と今後の展望

平成20年12月の更新審査において、EA21 審査人 東北大学 大学院客員教授 溝口忠昭先生から他の教育機関等に対して模範となるためには、環境関連法規の取りまとめについて改善するよう指導があった。今後は、環境委員会で検討後、環境責任者の指示を受け改善を図る。

5. 屋上菜園での食と農と命の教育の実践

(1) 屋上菜園導入の背景と目的

本学の創設者、学長関口富左が教育に求めた人間守護を主軸とした家政学は広く認識されるようになり、更にそれを深化させるために「自然を凝視めて新たな学を」掲げられた。屋上菜園は、その実践の場として郡山開成学園創立60周年記念事業の一環として62年館屋上に平成18年4月に開設した。

地方でも都会同様都市化が進み、緑地が少なくなる傾向にある。そこで、自宅の生活空間や集合住宅を屋上菜園として有効に活用できることを62年館屋上をモデルとして立証することを目的とした。また、学生、生徒に安全で安心な有機栽培を体験させ、フードシステム（川上、川中、川下）の一部を学ぶことで、将来、管理栄養士、栄養教諭、調理師等になるであろう学生、生徒に食材学（生産、流通、消費）のスペシャリストとしての資質を向上させることを主眼としている。

(2) 屋上菜園の現状

屋上菜園で収穫された50種類の農作物のうち、下記に示した13種類について機能成分と食味を市販品と比較検討した。その結果、屋上菜園は総じて糖度、ビタミンC、亜鉛、カルシウム含量が高く、食味が勝っていた。その要因としては、土壌や鮮度等が関与していることが示唆された。そこで、その要因の一部である鮮度について鮮度アシストを用いて5種類の野菜の鮮度を測定した結果、市販品に比して鮮度値が20HS程度高値を示し、鮮度が食味に関与していることが立証された。過去の栽培品目は、以下の通りである。

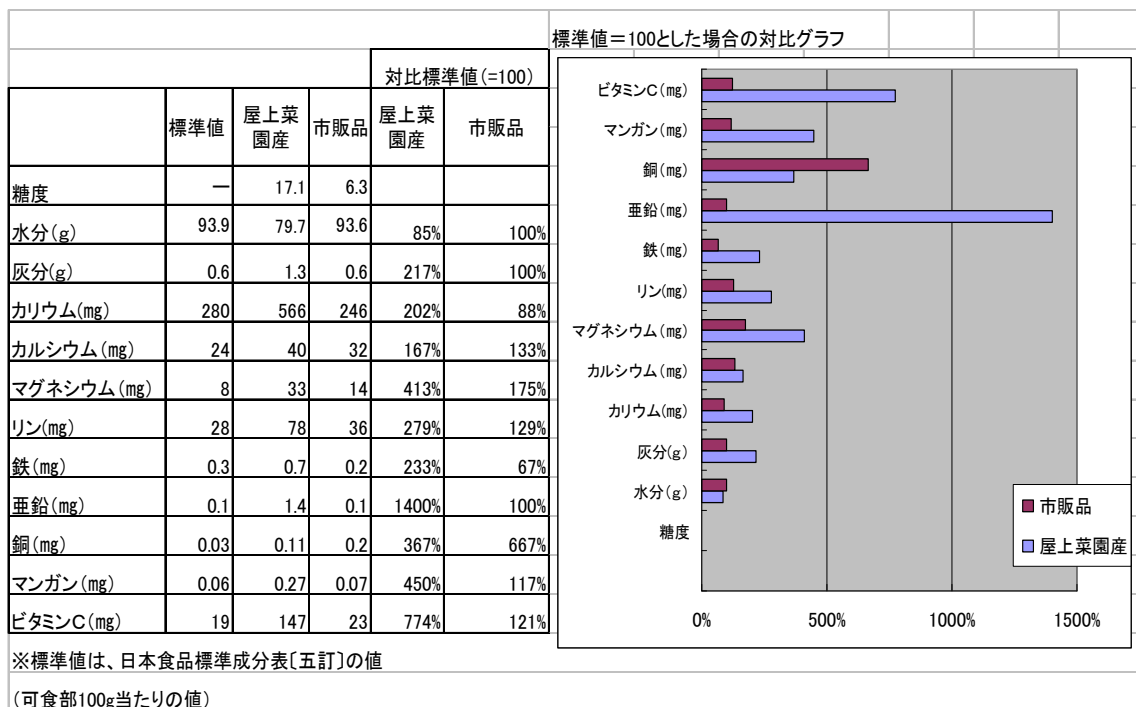
平成18年度：ニンジン、シュンギク、ハクサイ、ダイコン、ミニダイコン、カブ、アカカブ、ホウレンソウ

平成19年度：水菜、サラダ菜、ホウレンソウ、ラディッシュ、サツマイモ

平成20年度：水菜、サニーレタス、ほうれん草、ラディッシュ、ルッコラ、ロケット
サラダ、ビタミン菜、落花生、サツマイモ、カボチャ、陸稲（もち米）

※以下のグラフは平成18年度アカカブの成分を市販品と比較したもの

尚、平成20年度は学習発表会であるもみじ会において来学者に屋上菜園を案内するとともに、稲刈り、餅つき及び芋ほりを体験させ、食と農に対する理解が深まったと来学者から好評を得た。



また、平成 19 年度以降は連作障害を避けるため、作物の種類はデンプンを主体としたもち米（陸稲）、サツマイモの栽培を実践し、野菜類以外での栽培形態の可能性について検証した。その結果、無農薬（低脂肪乳による害虫駆除）の栽培形態や防鳥ネットの設置による農作物の被害軽減が図られることが立証された。更に、サツマイモの葉を利用したヒートアイランド軽減対策について、対照区の 4 1 1 教室と比較した結果、屋上菜園直下の 4 1 2 教室は 2℃下がることが立証された。

（3）課題と今後の展望

本学園の創立者関口富左が教育に求めた「自然を凝視めて新たな学を」の考え方は、今後、「変わってはならないもの」と「変わらなければならないもの」の見極め、行動に貢献できる可能性があると考えられる。

世界各地で紛争や戦争が起き、コミュニティーが崩壊している今日、屋上菜園は暮らしを豊かにするだけでなく、人と人の関係、人と自然の関係を見つめなおし、コミュニティーを再構築していく力、平和を築く力の一助となる潜在能力を秘めていると考えられ、このような情操面での効果もより発揮できる方策を検討する。

また屋上菜園は、食と農について学ぶ場として、縁のある場「屋上菜縁」として、教育現場や地域社会の役に立てていけるよう継続的に改善を施していく。

6. ネーチャードームとフーコー振り子

(1) 導入の背景と目的

ネーチャードームは学園創立五十周年を記念し、創学館の南側に建設された。またその内部には地球の自転をみえるかたちで実証できるフーコーの振り子が設置されている。本ドーム建立の目的は、本ドームをもものごとを考える一つの拠りどころとするためであり、より深く思索できるようとの思いが込められている。

(2) 現状

本ドーム円筒状の建物であり、外部には本ドームの目的を象徴するために関口富左学長の座右の銘である「自然を凝視めて師としよう」の文字が刻まれている。内部は、五層の吹き抜けで、内壁に沿った螺旋回廊が二十二メートル上空で荘厳な輝きを見せるステンドグラスまで続いている。内壁には貴重な名画の数々が飾られ、足音だけがこだまする瞑想の為のギャラリーになっている。ステンドグラス中央からは長さ二十二メートル、重さ六十キログラムの日本最大クラスのフーコー振り子がゆったりと時を刻んでいる。

本施設によりフーコーの振り子の実物を見ることができ、地球の運動を視覚から理解できるという利点を有している。このため基礎的な理科教育を行ううえでも非常に役立っている。

平成十年からはネーチャードームのフーコー振り子を完全に市民に公開しており、多くの市民にとっても思索の扉となっている。

(3) 課題と今後の展望

本ドームは設置の目的からみて既に十分な役割を果たしている。

本施設をより教育に役立てるため、来場者が任意に、フーコー振り子の解説ビデオを見たり音声ガイドを聞いたり出来る準備を進めている。また、任意の国でフーコー振り子がどのような動きをするか簡単に試せる地球儀型フーコー振り子シミュレーション装置の試作も行っている。これは電動地球儀の任意の国に、吸盤付きボール型コンパスと小型カメラを組み合わせたものを取り付け、フーコー振り子の動きをコンパスの動きでシミュレーションするものである。現時点では僅かな解決すべき問題を残している。

また環境教育の側面からは、ドーム上空の太陽光によるエネルギー蓄積し、照明に利用することを検討している。実際に二酸化炭素発生量を削減している状況を示すことで、二酸化炭素量の問題を一考する場となるよう期待をしている。

施設面での問題点としてドーム内の残響が余りに大きい点があげられる。この対策の一つとして骨伝導型無反響スピーカーの利用を考えている。具体的には、本ドーム1Fから5Fの手摺りを用いた音声伝達を行い、手摺りから頬杖や頭部を接触させることにより音声を取得する形を検討している。

7. ノート型モバイルパソコンの無償貸与

(1) 導入の背景と目的

産業革命にも匹敵する、急速なIT（情報技術）革命が進む21世紀、社会全体の仕組みや人間生活のあり方とともに、とくに就学年齢層の若者の行動様式が大きく変わろうとしている。教育の分野においても、授業でのパーソナルコンピュータの積極的な活用をはじめ、大学間の連携など、情報化の時代に相応しい、教育・学習方法への大きな改革が必要となってきた。このような背景を考慮して、学生がIT（パソコン）を創造的に活用できるようにするため、学生がいつでもどこでも自学自習ができるeラーニングシステムの導入や教育資源の電子化への対応を行った。

(2) 現状

本学では平成12年度より、ノート型モバイルパソコン（以下、「無償貸与パソコン」と記す）の無償貸与を実施している。家政学部の全学生を対象に、入学から卒業までの期間貸与しており、平成20年度現在、472台が学生に無償貸与されている。

1) ノートパソコンの活用による学習環境の充実

「無償貸与パソコン」によって、①インターネット利用による教育と研究に関するタイムリーな情報資源の提供と蓄積、②他大学との授業交流が進むことによる単位互換制度の一層の充実、③予習・講義・復習・レポート提出と実験・実習での活用、④情報コンセント設備拡充による空き時間・授業終了後の時間の有効活用等、いつでも・どこでもICTを効果的に利用できる学習環境が充実・整備されている。

2) ノートパソコンの活用によるキャリア教育の実施

また、ヒューマンリソースとICTとの融合による高度専門キャリア教育のために、本学では「無償貸与パソコン」を活用して、過去5年間に以下の内容を実施してきた。

[1年目]

平成16年度においては、ノート型モバイルパソコンの利用率が飛躍的に向上し、パソコン検定対策講座の受講申込者数が大幅に増加した。しかしパソコン検定3級合格者は10名であった。これはカリキュラムとの都合上、受講者に対しての受験者数が減少したためであり、試験環境の設定に課題を残した。また自宅からのeラーニングを用いたパソコン検定対策の要望から、平成17年度に向けて専門分野およびパソコン検定対策コンテンツ利用環境の充実を検討した。

[2年目]

平成17年度においては、パソコン検定対策のeラーニングコンテンツを全ての学生に開講し、さらにはSSL-VPNを先行導入し自宅からもコンテンツを学習可能としたことから、パソコン検定3級の合格者が17名という成果をあげた。また学生と教員のコミュニケーションツールである電子メールの活用頻度も多くなった。これに伴い迷惑メール数が増加し、迷惑メールの対策が急務となった。

[3年目]

平成18年度においては、パソコン検定対策講座の上限を無くしたことにより、パソコン検定3級の合格者が23名という成果をあげた。また迷惑メール対策が急務となったためスパム対策装置を導入し、迷惑メールを除去した。これにより電子メールでの

やりとりが増加した。

電子メールだけではコミュニケーションが困難であったこと、及びネットワークを利用した教員からの教材配布が効果的に実施されていなかったことから、学内統合ポータルサイトの構築が急務となった。

[4年目]

平成19年度においては、パソコン検定3級合格者は17名であった。又、日商P検3級合格者7名という成果をあげた。また、マルチメディア講義室(4室)のプレゼンテーション環境の強化を図り、あらゆる学習資源(音声・動画・OAツールデータ等)を効果的に享受できる学内ポータルサイトを構築した。

[5年目]

平成20年度においては、パソコン検定3級合格者は19名であった。又、日商P検3級合格者11名という成果をあげた。さらに、普通教室9室のプレゼンテーション環境の強化を図るとともにシラバスシステムと連動した学内ポータルサイトを通じ、予習、復習、レポート提出、連絡事項等学生生活全般でネットワーク環境の向上を図った。

(3) 課題と今後の展望

「無償貸与パソコン」の貸与継続と、教員からのあらゆる学習資源を容易に習得できる学内ポータルサイトを継続的に改善する。具体的には、シラバス閲覧→履修登録→授業支援(データ・動画・音声教材の享受、レポート提出等)→試験結果通知→シラバス閲覧→・・・のサイクルを、学内ポータルサイトを中心に実現できる環境を整備する。これにより学生は教員・事務局から個人毎に最適な情報を“ICT教育環境”を通してタイムリー且つ効果的・効率的に享受できる。副次的な効果として、これまでに必要であった情報収集にかける時間を低減できるため、授業時間・実習時間をより充実させることが可能であり、学生は“社会の要請に応える専門職業人”となりうる。ICT教育環境をファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントにつなげるのが今後の課題と考えている。